○こども家庭庁告示第三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第１、第３、第４及び第５により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定するものとする。	一　指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第１（１の注７を除く。）、第３、第４及び第５により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１（１の注７に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

二　前号の規定にかかわらず、次に掲げる指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、令和九年三月三十一日までの間、それぞれ次に掲げる額を算定するものとする。

イ　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う指定児童発達支援　別表２経過的障害児通所給付費等単位数表第１により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額

ロ　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（一部改正府令附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援　別表２経過的障害児通所給付費等単位数表第２により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額

ハ　旧指定医療型児童発達支援事業所（一部改正府令附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第二項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援　別表２経過的障害児通所給付費等単位数表第３により算定する単位数に十円を乗じて得た額

三　前二号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児通所給付費等単位数表

第１　児童発達支援

１　児童発達支援給付費（１日につき）

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　時間区分１（指定児童発達支援の提供時間が30分以上１時間30分以下。以下この第１において同じ。）

㈠　医療的ケア区分３（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

a	利用定員が30人以下の場合	3,136単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	3,061単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	2,991単位

［号を加える。］

二　前号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児通所給付費等単位数表

第１　児童発達支援

１　児童発達支援給付費（１日につき）

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

⑴　医療的ケア区分３（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

㈠	利用定員が30人以下の場合	3,086単位
㈡	利用定員が31人以上40人以下の場合	3,005単位
㈢	利用定員が41人以上50人以下の場合	2,930単位
㈣	利用定員が51人以上60人以下の場合	2,859単位

d	利用定員が51人以上60人以下の場合	2,924単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	2,897単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	2,873単位
g	利用定員が81人以上の場合	2,849単位

(二)　医療的ケア区分２（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

a	利用定員が30人以下の場合	2,120単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	2,045単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,975単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,909単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,881単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,857単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,833単位

(三)　医療的ケア区分１（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、３点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

a	利用定員が30人以下の場合	1,782単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,706単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,636単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,570単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,543単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,519単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,495単位

(四)　(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a	利用定員が30人以下の場合	1,104単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,029単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	959単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	893単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	866単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	841単位
g	利用定員が81人以上の場合	817単位

(2)　時間区分２（指定児童発達支援の提供時間が１時間30分超３時間以下。以下この第１において同じ。）

(一)　医療的ケア区分３

a	利用定員が30人以下の場合	3,163単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	3,085単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	3,013単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	2,945単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	2,918単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	2,893単位
g	利用定員が81人以上の場合	2,868単位

(二)　医療的ケア区分２（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

(一)	利用定員が30人以下の場合	2,086単位
(二)	利用定員が31人以上40人以下の場合	2,005単位
(三)	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,930単位
(四)	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,859単位
(五)	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,830単位
(六)	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,804単位
(七)	利用定員が81人以上の場合	1,778単位

(3)　医療的ケア区分１（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、３点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

(一)	利用定員が30人以下の場合	1,753単位
(二)	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,672単位
(三)	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,597単位
(四)	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,526単位
(五)	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,497単位
(六)	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,471単位
(七)	利用定員が81人以上の場合	1,445単位

(4)　(1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

(一)	利用定員が30人以下の場合	1,086単位
(二)	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,005単位
(三)	利用定員が41人以上50人以下の場合	930単位
(四)	利用定員が51人以上60人以下の場合	859単位
(五)	利用定員が61人以上70人以下の場合	830単位
(六)	利用定員が71人以上80人以下の場合	804単位
(七)	利用定員が81人以上の場合	778単位

㈡	医療的ケア区分２	
a	利用定員が30人以下の場合	2,147単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	2,069単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,997単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,929単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,902単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,877単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,852単位
㈢	医療的ケア区分１	
a	利用定員が30人以下の場合	1,808単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,731単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,659単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,591単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,563単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,538単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,514単位
㈣	㈠から㈢までに該当しない障害児について算定する場合	
a	利用定員が30人以下の場合	1,131単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,053単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	981単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	913単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	886単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	861単位
g	利用定員が81人以上の場合	836単位
(3)	時間区分３（指定児童発達支援の提供時間が３時間超５時間以下。以下この第１において同じ。）	
㈠	医療的ケア区分３	
a	利用定員が30人以下の場合	3,215単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	3,134単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	3,059単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	2,987単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	2,958単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	2,932単位
g	利用定員が81人以上の場合	2,906単位
㈡	医療的ケア区分２	
a	利用定員が30人以下の場合	2,199単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	2,118単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	2,043単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,971単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,942単位

f　利用定員が71人以上80人以下の場合	1,916単位
g　利用定員が81人以上の場合	1,890単位
(三)　医療的ケア区分１	
a　利用定員が30人以下の場合	1,861単位
b　利用定員が31人以上40人以下の場合	1,780単位
c　利用定員が41人以上50人以下の場合	1,704単位
d　利用定員が51人以上60人以下の場合	1,633単位
e　利用定員が61人以上70人以下の場合	1,604単位
f　利用定員が71人以上80人以下の場合	1,578単位
g　利用定員が81人以上の場合	1,551単位
(四)　(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a　利用定員が30人以下の場合	1,184単位
b　利用定員が31人以上40人以下の場合	1,102単位
c　利用定員が41人以上50人以下の場合	1,027単位
d　利用定員が51人以上60人以下の場合	955単位
e　利用定員が61人以上70人以下の場合	926単位
f　利用定員が71人以上80人以下の場合	900単位
g　利用定員が81人以上の場合	874単位
ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ハに該当する場合を除く。）	
(1)　時間区分１	
(一)　主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
a　医療的ケア区分３	
(a)　利用定員が10人以下の場合	2,933単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,684単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	2,568単位
b　医療的ケア区分２	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,917単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,668単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,552単位
c　医療的ケア区分１	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,579単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,330単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,214単位
d　ａからｃまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)　利用定員が10人以下の場合	901単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	652単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	536単位

ロ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1)　医療的ケア区分３	
(一)　利用定員が20人以下の場合	3,384単位
(二)　利用定員が21人以上30人以下の場合	3,191単位
(三)　利用定員が31人以上40人以下の場合	3,075単位
(四)　利用定員が41人以上の場合	2,975単位
(2)　医療的ケア区分２	
(一)　利用定員が20人以下の場合	2,384単位
(二)　利用定員が21人以上30人以下の場合	2,191単位
(三)　利用定員が31人以上40人以下の場合	2,075単位
(四)　利用定員が41人以上の場合	1,975単位
(3)　医療的ケア区分１	
(一)　利用定員が20人以下の場合	2,051単位
(二)　利用定員が21人以上30人以下の場合	1,858単位
(三)　利用定員が31人以上40人以下の場合	1,742単位
(四)　利用定員が41人以上の場合	1,642単位
(4)　(1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合	
(一)　利用定員が20人以下の場合	1,384単位
(二)　利用定員が21人以上30人以下の場合	1,191単位
(三)　利用定員が31人以上40人以下の場合	1,075単位
(四)　利用定員が41人以上の場合	975単位

(1) (一)以外の場合	
a　医療的ケア区分３	
(a)　利用定員が10人以下の場合	2,813単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,593単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	2,493単位
b　医療的ケア区分２	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,797単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,577単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,477単位
c　医療的ケア区分１	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,459単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,238単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,139単位
d　ａからｃまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)　利用定員が10人以下の場合	781単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	561単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	461単位
(2)　時間区分２	
(一)　主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合	
a　医療的ケア区分３	
(a)　利用定員が10人以下の場合	2,959単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,702単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	2,582単位
b　医療的ケア区分２	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,943単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,687単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,567単位
c　医療的ケア区分１	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,605単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,348単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,228単位
d　ａからｃまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)　利用定員が10人以下の場合	928単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	671単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	551単位
(二)　(一)以外の場合	
a　医療的ケア区分３	
(a)　利用定員が10人以下の場合	2,836単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,608単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	2,505単位
b　医療的ケア区分２	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,820単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,592単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,489単位

c　医療的ケア区分１	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,481単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,254単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,151単位
d　ａからｃまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)　利用定員が10人以下の場合	804単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	576単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	473単位
⑶　時間区分３	
㈠　主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合	
a　医療的ケア区分３	
(a)　利用定員が10人以下の場合	3,012単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,739単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	2,611単位
b　医療的ケア区分２	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,996単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,723単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,596単位
c　医療的ケア区分１	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,658単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,385単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,257単位
d　ａからｃまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)　利用定員が10人以下の場合	980単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	707単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	580単位
㈡　㈠以外の場合	
a　医療的ケア区分３	
(a)　利用定員が10人以下の場合	2,881単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,639単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	2,529単位
b　医療的ケア区分２	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,865単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,623単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,513単位
c　医療的ケア区分１	
(a)　利用定員が10人以下の場合	1,526単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,284単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	1,175単位
d　ａからｃまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)　利用定員が10人以下の場合	849単位
(b)　利用定員が11人以上20人以下の場合	607単位
(c)　利用定員が21人以上の場合	497単位

ハ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が５人以上７人以下の場合	2,131単位
⑵　利用定員が８人以上10人以下の場合	1,347単位
⑶　利用定員が11人以上の場合	850単位

ニ　共生型児童発達支援給付費　682単位

ハ　児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合

⑴　利用定員が15人以下の場合	1,331単位
⑵　利用定員が16人以上20人以下の場合	1,040単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	924単位

ニ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

⑴　主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合

㈠　医療的ケア区分３

a　利用定員が10人以下の場合	2,885単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,613単位
c　利用定員が21人以上の場合	2,486単位

㈡　医療的ケア区分２

a　利用定員が10人以下の場合	1,885単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,613単位
c　利用定員が21人以上の場合	1,486単位

㈢　医療的ケア区分１

a　利用定員が10人以下の場合	1,552単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,280単位
c　利用定員が21人以上の場合	1,153単位

㈣　㈠から㈢までに該当しない障害児について算定する場合

a　利用定員が10人以下の場合	885単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	613単位
c　利用定員が21人以上の場合	486単位

⑵　⑴以外の場合

㈠　医療的ケア区分３

a　利用定員が10人以下の場合	2,754単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,513単位
c　利用定員が21人以上の場合	2,404単位

㈡　医療的ケア区分２

a　利用定員が10人以下の場合	1,754単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,513単位
c　利用定員が21人以上の場合	1,404単位

㈢　医療的ケア区分１

a　利用定員が10人以下の場合	1,421単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,180単位
c　利用定員が21人以上の場合	1,071単位

㈣　㈠から㈢までに該当しない障害児について算定する場合

a　利用定員が10人以下の場合	754単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	513単位
c　利用定員が21人以上の場合	404単位

ホ　基準該当児童発達支援給付費	
(1)　基準該当児童発達支援給付費(I)	793単位
(2)　基準該当児童発達支援給付費(II)	682単位

［削る。］

［削る。］

［表　略］

注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（指定通所基準第５条第５項及び第６条第６項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

２　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

２の２　ハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

２の３　ニについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援（指定通所基準第54条の２に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

ホ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1)　利用定員が５人の場合	2,098単位
(2)　利用定員が６人の場合	1,757単位
(3)　利用定員が７人の場合	1,511単位
(4)　利用定員が８人の場合	1,326単位
(5)　利用定員が９人の場合	1,184単位
(6)　利用定員が10人の場合	1,069単位
(7)　利用定員が11人以上の場合	837単位
ヘ　共生型児童発達支援給付費	591単位
ト　基準該当児童発達支援給付費	
(1)　基準該当児童発達支援給付費(I)	701単位
(2)　基準該当児童発達支援給付費(II)	591単位

［表　同左］

注１　イからハまでについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第５条第５項及び第６条第７項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

２　ニ又はホについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

［加える。］

２の２　へについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援（指定通所基準第54条の２に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２の４　ホについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の６に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当児童発達支援（同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２の５　イ及びロの算定に当たっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第１項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

２の６　指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援等の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。

３　児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条（指定通所基準第54条の９において準用する場合を含む。）の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

⑶　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第７項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85

４　営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の場合には指定通所基準第37条（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

２の３　トについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の６に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当児童発達支援（同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

［加える。］

［加える。］

３　児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条（指定通所基準第54条の９において準用する場合を含む。）の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第１項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

⑶　指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第26条第５項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85

４　営業時間（指定児童発達支援事業所（指定通所基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の場合には指定通所基準第37条（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

5　指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第２項又は第３項（指定通所基準第54条の５において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	5　指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第２項又は第３項（指定通所基準第54条の５において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定通所基準第44条第３項（指定通所基準第54条の５において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
５の２　指定通所基準第45条第２項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	［加える。］
６　指定通所基準第38条の２第１項（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	６　削除
６の２　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	［加える。］
７　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。	７　指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
イ　中核機能強化加算(Ⅰ)	
(一)　利用定員が30人以下の場合　155単位	イ　利用定員が20人以下の場合　603単位
(二)　利用定員が31人以上40人以下の場合　133単位	
(三)　利用定員が41人以上50人以下の場合　103単位	
(四)　利用定員が51人以上60人以下の場合　85単位	
(五)　利用定員が61人以上70人以下の場合　73単位	
(六)　利用定員が71人以上80人以下の場合　63単位	
(七)　利用定員が81人以上の場合　55単位	
ロ　中核機能強化加算(Ⅱ)	ロ　利用定員が21人以上30人以下の場合　531単位
(一)　利用定員が30人以下の場合　124単位	
(二)　利用定員が31人以上40人以下の場合　106単位	
(三)　利用定員が41人以上50人以下の場合　82単位	
(四)　利用定員が51人以上60人以下の場合　68単位	
(五)　利用定員が61人以上70人以下の場合　58単位	
(六)　利用定員が71人以上80人以下の場合　50単位	
(七)　利用定員が81人以上の場合　44単位	
ハ　中核機能強化加算(Ⅲ)	ハ　利用定員が31人以上40人以下の場合　488単位
(一)　利用定員が30人以下の場合　62単位	
(二)　利用定員が31人以上40人以下の場合　53単位	
(三)　利用定員が41人以上50人以下の場合　41単位	
(四)　利用定員が51人以上60人以下の場合　34単位	

㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合　29単位
㈥　利用定員が71人以上80人以上の場合　25単位
㈦　利用定員が81人以上の場合　22単位

７の２　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）

⑴　利用定員が10人以下の場合　187単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合　125単位
⑶　利用定員が21人以上の場合　75単位

ロ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴　利用定員が５人の場合　374単位
⑵　利用定員が６人の場合　312単位
⑶　利用定員が７人の場合　267単位
⑷　利用定員が８人の場合　234単位
⑸　利用定員が９人の場合　208単位
⑹　利用定員が10人の場合　187単位
⑺　利用定員が11人以上の場合　125単位

８　常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注９の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第１において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注８において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合

㈠　利用定員が30人以下の場合　62単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合　44単位
㈢　利用定員が41人以上の場合　445単位

［加える。］

８　常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注９の加算を算定している場合は、注９の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注９、注11及び５の注３の⑴において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注８及び注９において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注８において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を除く。以下この注８において同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

⑴　理学療法士等を配置する場合

㈠　利用定員が30人以下の場合　62単位

㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	42単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	22単位
⑵　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（⑴に掲げる場合を除く。）	
㈠　利用定員が30人以下の場合	51単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	43単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	34単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	27単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	23単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	20単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	18単位
⑶　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（⑴及び⑵に掲げる場合を除く。）	
㈠　利用定員が30人以下の場合	41単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	15単位
⑷　児童指導員等を配置する場合（⑴から⑶までに掲げる場合を除く。）	
㈠　利用定員が30人以下の場合	36単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	31単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	24単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	19単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	17単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	14単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	13単位
⑸　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が30人以下の場合	30単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	16単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	11単位

㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	42単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	22単位
⑵　児童指導員等を配置する場合	
㈠　利用定員が30人以下の場合	41単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	15単位
［加える。］	
［加える。］	
⑶　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が30人以下の場合	30単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	16単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	11単位

ロ　主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1)　理学療法士等を配置する場合

(一)　利用定員が20人以下の場合	93単位
(二)　利用定員が21人以上30人以下の場合	75単位
(三)　利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
(四)　利用定員が41人以上の場合	42単位

(2)　児童指導員等を配置する場合

(一)　利用定員が20人以下の場合	62単位
(二)　利用定員が21人以上30人以下の場合	49単位
(三)　利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(四)　利用定員が41人以上の場合	27単位

［加える。］

［加える。］

(3)　その他の従業者を配置する場合

(一)　利用定員が20人以下の場合	45単位
(二)　利用定員が21人以上30人以下の場合	36単位
(三)　利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(四)　利用定員が41人以上の場合	20単位

ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1)　理学療法士等を配置する場合

(一)　利用定員が20人以下の場合	93単位
(二)　利用定員が21人以上の場合	75単位

(2)　児童指導員等を配置する場合

(一)　利用定員が20人以下の場合	62単位

ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）

(1)　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合

(一)　利用定員が10人以下の場合	187単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	75単位

［削る。］

(2)　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）

(一)　利用定員が10人以下の場合	152単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	59単位

［削る。］

(3)　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）

(一)　利用定員が10人以下の場合	123単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	49単位

(4)　児童指導員等を配置する場合（(1)から(3)までに掲げる場合を除く。）

(一)　利用定員が10人以下の場合	107単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	71単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	43単位

(5)　その他の従業者を配置する場合

(一)　利用定員が10人以下の場合	90単位
(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
(三)　利用定員が21人以上の場合	36単位

［削る。］

ハ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1)　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合

(一)　利用定員が５人の場合	374単位
(二)　利用定員が６人の場合	312単位
(三)　利用定員が７人の場合	267単位
(四)　利用定員が８人の場合	234単位
(五)　利用定員が９人の場合	208単位
(六)　利用定員が10人の場合	187単位
(七)　利用定員が11人以上の場合	125単位

(2)　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）

(一)　利用定員が５人の場合	305単位

㈡　利用定員が６人の場合	253単位
㈢　利用定員が７人の場合	216単位
㈣　利用定員が８人の場合	188単位
㈤　利用定員が９人の場合	167単位
㈥　利用定員が10人の場合	149単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	98単位

⑶　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（⑴及び⑵に掲げる場合を除く。）

㈠　利用定員が５人の場合	247単位
㈡　利用定員が６人の場合	206単位
㈢　利用定員が７人の場合	176単位
㈣　利用定員が８人の場合	154単位
㈤　利用定員が９人の場合	137単位
㈥　利用定員が10人の場合	123単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	82単位

⑷　児童指導員等を配置する場合（⑴から⑶までに掲げる場合を除く。）

㈠　利用定員が５人の場合	214単位
㈡　利用定員が６人の場合	178単位
㈢　利用定員が７人の場合	153単位
㈣　利用定員が８人の場合	134単位
㈤　利用定員が９人の場合	119単位
㈥　利用定員が10人の場合	107単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	71単位

⑸　その他の従業者を配置する場合

㈠　利用定員が５人の場合	180単位
㈡　利用定員が６人の場合	150単位
㈢　利用定員が７人の場合	129単位
㈣　利用定員が８人の場合	113単位
㈤　利用定員が９人の場合	100単位
㈥　利用定員が10人の場合	90単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	60単位

［削る。］

㈡　利用定員が21人以上の場合	49単位

⑶　その他の従業者を配置する場合

㈠　利用定員が20人以下の場合	45単位
㈡　利用定員が21人以上の場合	36単位

ニ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

⑴　理学療法士等を配置する場合

㈠　利用定員が10人以下の場合	187単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	75単位

⑵　児童指導員等を配置する場合

㈠　利用定員が10人以下の場合	123単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	49単位

［削る。］

9　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注９及び８において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注８の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注３の⑵を算定しているときは、加算しない。

⑶　その他の従業者を配置する場合

㈠　利用定員が10人以下の場合　90単位

㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合　60単位

㈢　利用定員が21人以上の場合　36単位

ホ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴　理学療法士等を配置する場合

㈠　利用定員が５人の場合　374単位

㈡　利用定員が６人の場合　312単位

㈢　利用定員が７人の場合　267単位

㈣　利用定員が８人の場合　234単位

㈤　利用定員が９人の場合　208単位

㈥　利用定員が10人の場合　187単位

㈦　利用定員が11人以上の場合　125単位

⑵　児童指導員等を配置する場合

㈠　利用定員が５人の場合　247単位

㈡　利用定員が６人の場合　206単位

㈢　利用定員が７人の場合　176単位

㈣　利用定員が８人の場合　154単位

㈤　利用定員が９人の場合　137単位

㈥　利用定員が10人の場合　123単位

㈦　利用定員が11人以上の場合　82単位

⑶　その他の従業者を配置する場合

㈠　利用定員が５人の場合　180単位

㈡　利用定員が６人の場合　150単位

㈢　利用定員が７人の場合　129単位

㈣　利用定員が８人の場合　113単位

㈤　利用定員が９人の場合　100単位

㈥　利用定員が10人の場合　90単位

㈦　利用定員が11人以上の場合　60単位

9　理学療法士等（保育士にあっては、保育士として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注９において同じ。）又は児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注９において同じ。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注８の加算を算定している場合は、注８の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注３の⑵を算定している場合は、加算しない。

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴　利用定員が30人以下の場合	41単位
⑵　利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
⑶　利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位
⑷　利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
⑸　利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
⑹　利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
⑺　利用定員が81人以上の場合	15単位

ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）

⑴　利用定員が10人以下の場合	123単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	49単位

ハ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴　利用定員が５人の場合	247単位
⑵　利用定員が６人の場合	206単位

イ　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

⑴　理学療法士等を配置する場合	
㈠　利用定員が30人以下の場合	62単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	42単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	22単位
⑵　児童指導員を配置する場合	
㈠　利用定員が30人以下の場合	41単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	15単位

［加える。］
［加える。］
［加える。］
［加える。］
［加える。］

ロ　主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴　理学療法士等を配置する場合	
㈠　利用定員が20人以下の場合	93単位
㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合	75単位
㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
㈣　利用定員が41人以上の場合	42単位
⑵　児童指導員を配置する場合	
㈠　利用定員が20人以下の場合	62単位
㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合	49単位
㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
㈣　利用定員が41人以上の場合	27単位

ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

⑴　理学療法士等を配置する場合	
㈠　利用定員が20人以下の場合	93単位
㈡　利用定員が21人以上の場合	75単位
⑵　児童指導員を配置する場合	
㈠　利用定員が20人以下の場合	62単位
㈡　利用定員が21人以上の場合	49単位

⑶　利用定員が７人の場合　176単位
⑷　利用定員が８人の場合　154単位
⑸　利用定員が９人の場合　137単位
⑹　利用定員が10人の場合　123単位
⑺　利用定員が11人以上の場合　82単位
［削る。］

［削る。］

10　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　看護職員加配加算(I)
［削る。］

［加える。］
［加える。］
［加える。］
［加える。］
［加える。］

ニ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）
⑴　理学療法士等を配置する場合
㈠　利用定員が10人以下の場合　187単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合　125単位
㈢　利用定員が21人以上の場合　75単位
⑵　児童指導員を配置する場合
㈠　利用定員が10人以下の場合　123単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合　82単位
㈢　利用定員が21人以上の場合　49単位

ホ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
⑴　理学療法士等を配置する場合
㈠　利用定員が５人の場合　374単位
㈡　利用定員が６人の場合　312単位
㈢　利用定員が７人の場合　267単位
㈣　利用定員が８人の場合　234単位
㈤　利用定員が９人の場合　208単位
㈥　利用定員が10人の場合　187単位
㈦　利用定員が11人以上の場合　125単位
⑵　児童指導員を配置する場合
㈠　利用定員が５人の場合　247単位
㈡　利用定員が６人の場合　206単位
㈢　利用定員が７人の場合　176単位
㈣　利用定員が８人の場合　154単位
㈤　利用定員が９人の場合　137単位
㈥　利用定員が10人の場合　123単位
㈦　利用定員が11人以上の場合　82単位

10　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　看護職員加配加算(I)
⑴　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
㈠　利用定員が20人以下の場合　100単位
㈡　利用定員が21人以上の場合　80単位

［(1)］　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1)　利用定員が５人の場合	400単位
(2)　利用定員が６人の場合	333単位
(3)　利用定員が７人の場合	286単位
(4)　利用定員が８人の場合	250単位
(5)　利用定員が９人の場合	222単位
(6)　利用定員が10人の場合	200単位
(7)　利用定員が11人以上の場合	133単位

ロ　看護職員加配加算(II)

［削る。］

［(1)］　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1)　利用定員が５人の場合	800単位
(2)　利用定員が６人の場合	666単位
(3)　利用定員が７人の場合	572単位
(4)　利用定員が８人の場合	500単位
(5)　利用定員が９人の場合	444単位
(6)　利用定員が10人の場合	400単位
(7)　利用定員が11人以上の場合	266単位

11　ニの共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合	181単位
ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合	103単位
ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合	78単位

2　家族支援加算

イ　家族支援加算(I)

(1)　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合	
(一)　所要時間１時間以上の場合	300単位
(二)　所要時間１時間未満の場合	200単位
(2)　指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合	100単位
(3)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合	80単位

(2)　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一)　利用定員が５人の場合	400単位
(二)　利用定員が６人の場合	333単位
(三)　利用定員が７人の場合	286単位
(四)　利用定員が８人の場合	250単位
(五)　利用定員が９人の場合	222単位
(六)　利用定員が10人の場合	200単位
(七)　利用定員が11人以上の場合	133単位

ロ　看護職員加配加算(II)

(1)　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
(一)　利用定員が20人以下の場合	200単位
(二)　利用定員が21人以上の場合	160単位

(2)　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一)　利用定員が５人の場合	800単位
(二)　利用定員が６人の場合	666単位
(三)　利用定員が７人の場合	572単位
(四)　利用定員が８人の場合	500単位
(五)　利用定員が９人の場合	444単位
(六)　利用定員が10人の場合	400単位
(七)　利用定員が11人以上の場合	266単位

11　への共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合	181単位
ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合	103単位
ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合	78単位

2　家庭連携加算

イ　所要時間１時間未満の場合	187単位

ロ　家族支援加算(Ⅱ)

(1)　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　80単位

(2)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　60単位

注１　指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第５条若しくは第６条、第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第１において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第６条の２の２第８項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき４回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

２　指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第１において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第３の２に規定する家族支援加算のイ、第４の１の３に規定する家族支援加算のイ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはイを、第３の２に規定する家族支援加算のロ、第４の１の３に規定する家族支援加算のロ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはロを算定しない。

２の２　子育てサポート加算　80単位

注　指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算する。

ロ　所要時間１時間以上の場合　280単位

注　指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第５条若しくは第６条、第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第１において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第６条の２の２第９項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

［加える。］

２の２　事業所内相談支援加算

イ　事業所内相談支援加算(Ⅰ)　100単位

ロ　事業所内相談支援加算(Ⅱ)　80単位

注１　イについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

２　ロについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

3　食事提供加算	
イ　食事提供加算(I)	30単位
ロ　食事提供加算(II)	40単位

注　イ又はロについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第２号、第３号ロ、第４号ロ、第５号又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第２号、第３号ロ、第４号ロ及び第５号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第６号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定（法第21条の５の５第１項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

［削る。］

［４・５　略］

6　栄養士配置加算	
イ　栄養士配置加算(I)	
(1)　利用定員が40人以下の場合	37単位
(2)　利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位
(3)　利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(4)　利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位
(5)　利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(6)　利用定員が81人以上の場合	16単位
ロ　栄養士配置加算(II)	
(1)　利用定員が40人以下の場合	20単位
(2)　利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位
(3)　利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位
(4)　利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位

3　食事提供加算	
イ　食事提供加算(I)	30単位
ロ　食事提供加算(II)	40単位

注１　イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第２号、第３号ロ、第４号ロ、第５号又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（同号にあっては、注２に規定する低所得者等を除き、通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第２号、第３号ロ、第４号ロ及び第５号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに限る。）（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の５の５第１項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第６号に掲げる通所給付決定保護者（同号の規定による市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

［４・５　同左］

6　栄養士配置加算	
イ　栄養士配置加算(I)	
(1)　利用定員が40人以下の場合	37単位
(2)　利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位
(3)　利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(4)　利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位
(5)　利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(6)　利用定員が81人以上の場合	16単位
ロ　栄養士配置加算(II)	
(1)　利用定員が40人以下の場合	20単位
(2)　利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位
(3)　利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位
(4)　利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位

⑸　利用定員が71人以上80人以下の場合	10単位
⑹　利用定員が81人以上の場合	９単位

注１　イについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

⑴　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

２　ロについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

⑴　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

７　欠席時対応加算	94単位

注　指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、１のハを算定している指定児童発達支援事業所において１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定する。

８　専門的支援実施加算	150単位

注　理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ１月につき４回又は６回を限度として、１回につき所定単位数を加算する。ただし、１の注３の⑵を算定しているとき又は１の注11のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。

８の２　強度行動障害児支援加算	200単位

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所（１の注11のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型児童発達支援事業所に限る。）において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

⑸　利用定員が71人以上80人以下の場合	10単位
⑹　利用定員が81人以上の場合	９単位

注１　イについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

⑴　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

２　ロについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

⑴　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

７　欠席時対応加算	94単位

注　指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、１のハ又はホを算定している指定児童発達支援事業所において１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定する。

８　特別支援加算	54単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注８のイの⑴、ロの⑴、ハの⑴、ニの⑴若しくはホの⑴若しくは注９のイの⑴、ロの⑴、ハの⑴、ニの⑴若しくはホの⑴を算定している場合又は１の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

８の２　強度行動障害児支援加算	155単位

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

８の３　集中的支援加算　1,000単位	［加える。］
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
８の４　人工内耳装用児支援加算	［加える。］
イ　人工内耳装用児支援加算(I)	
(1)　利用定員が20人以下の場合　603単位	
(2)　利用定員が21人以上30人以下の場合　531単位	
(3)　利用定員が31人以上40人以下の場合　488単位	
(4)　利用定員が41人以上の場合　445単位	
ロ　人工内耳装用児支援加算(II)　150単位	
注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。	
２　ロについては、言語聴覚士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
８の５　視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算　100単位	［加える。］
注　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
9　個別サポート加算	9　個別サポート加算
イ　個別サポート加算(I)　120単位	イ　個別サポート加算(I)　100単位
ロ　個別サポート加算(II)　150単位	ロ　個別サポート加算(II)　125単位
注１　イについては、指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハを算定しているときは、加算しない。	注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

２　ロについては、要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第５項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

９の２　入浴支援加算　55単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（第３を除き、以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算する。

10　医療連携体制加算

［イ～ヘ　略］

ト　医療連携体制加算(Ⅶ)　250単位

注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(1)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ又は１のハを算定している障害児については、算定しない。

２　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(1)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ又は１のハを算定している障害児については、算定しない。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(1)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ又は１のハを算定している障害児については、算定しない。

２　ロについては、要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第５項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

［加える。］

10　医療連携体制加算

［イ～ヘ　同左］

ト　医療連携体制加算(Ⅶ)　100単位

注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のハ、１のニの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のニの(2)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のホを算定している障害児については、算定しない。

２　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のハ、１のニの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のニの(2)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のホを算定している障害児については、算定しない。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のハ、１のニの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のニの(2)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のホを算定している障害児については、算定しない。

4　ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(1)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ若しくは１のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(1)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ又は１のロの(3)の㈡のａ、ｂ若しくはｃを算定することを原則とする。

5　ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(1)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ若しくは１のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(1)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ又は１のロの(3)の㈡のａ、ｂ若しくはｃを算定することを原則とする。

6　へについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(1)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈠のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の㈡のａ、ｂ若しくはｃ又は１のハを算定している場合は、算定しない。

4　ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のハ、１のニの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のニの(2)の㈠、㈡若しくは㈢若しくは１のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のニの(1)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のニの(2)の㈠、㈡若しくは㈢を算定することを原則とする。

5　ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のハ、１のニの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のニの(2)の㈠、㈡若しくは㈢若しくは１のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のニの(1)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のニの(2)の㈠、㈡若しくは㈢を算定することを原則とする。

6　へについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のハ、１のニの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のニの(2)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のホを算定している場合は、算定しない。

7　トについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか若しくは１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)の(一)のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(1)の(二)のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の(一)のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(2)の(二)のａ、ｂ若しくはｃ、１のロの(3)の(一)のａ、ｂ若しくはｃ若しくは１のロの(3)の(二)のａ、ｂ若しくはｃを算定している障害児であるとき又は１の注10のイ若しくはロを算定しているときは、算定しない。

11　送迎加算

イ　障害児（１のイ又はハを算定している障害児を除く。以下注１から注１の３までにおいて同じ。）に対して行う場合　54単位

ロ　障害児（１のイ又はハを算定している障害児に限る。以下このロ、注２及び注３において同じ。）に対して行う場合

(1)　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合　40単位

(2)　スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児（第３を除き、以下「中重度医療的ケア児」という。）の場合　80単位

注１　イについては、指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

１の２　イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注１の３に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

１の３　イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

２　ロの(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

３　ロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

４　注１から注３までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7　トについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のハ、１のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは１のホを算定している障害児については、算定しない。

11　送迎加算

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合　54単位

ロ　重症心身障害児に対して行う場合　37単位

［加える。］

［加える。］

注１　イについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、１のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

１の２　イ及び１のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は１のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

［加える。］

２　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

［加える。］

３　イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

12　延長支援加算	12　延長支援加算
イ　指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）	イ　障害児（重症心身障害児を除く。）の場合
(1)　障害児の場合（(2)に規定する場合を除く。）	
(一)　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　92単位	(1)　延長時間１時間未満の場合　61単位
(二)　延長支援時間２時間以上の場合　123単位	(2)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　92単位
(2)　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(3)　延長時間２時間以上の場合　123単位
(一)　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　192単位	ロ　重症心身障害児の場合
(二)　延長支援時間２時間以上の場合　256単位	
ロ　法第６条の２の２第２項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第５条第４項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において障害児に対し延長支援を行う場合	
(1)　障害児の場合（(2)及び(3)に規定する場合を除く。）	(1)　延長時間１時間未満の場合　128単位
(一)　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　92単位	
(二)　延長支援時間２時間以上の場合　123単位	(2)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位
(2)　医療的ケア児の場合（(3)に規定する場合を除く。）	
(一)　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　192単位	
(二)　延長支援時間２時間以上の場合　256単位	(3)　延長時間２時間以上の場合　256単位
(3)　重症心身障害児の場合	
(一)　延長時間１時間未満の場合　128単位	
(二)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位	
(三)　延長時間２時間以上の場合　256単位	
ハ　共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合	［加える。］
(1)　障害児の場合（(2)に規定する場合を除く。）	
(一)　延長時間１時間未満の場合　61単位	
(二)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　92単位	
(三)　延長時間２時間以上の場合　123単位	
(2)　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	
(一)　延長時間１時間未満の場合　128単位	
(二)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位	
(三)　延長時間２時間以上の場合　256単位	
注１　イ並びにロの(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が５時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が１時間以上のものに限る。以下この12において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この12において同じ。）に応じ、１日につき所定単位数を加算する。	［加える。］

２　イ又はロの⑴若しくは⑵を算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上１時間未満となった場合には、イの⑴又はロの⑴を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、イの⑵又はロの⑵を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、１日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

３　ロの⑶及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12の２　関係機関連携加算

イ	関係機関連携加算(I)	250単位
ロ	関係機関連携加算(II)	200単位
ハ	関係機関連携加算(III)	150単位
ニ	関係機関連携加算(IV)	200単位

注１　イについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、１の注11のイ又はロを算定していないときは、算定しない。

２　ロについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

３　ハについては、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注３において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

４　ハについては、指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

５　ニについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

［加える。］

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12の２　関係機関連携加算

イ	関係機関連携加算(I)	200単位
ロ	関係機関連携加算(II)	200単位

［加える。］

［加える。］

注１　イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、１の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

２　ロについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

12の３　事業所間連携加算	
イ　事業所間連携加算(I)	500単位
ロ　事業所間連携加算(II)	150単位
注　指定児童発達支援事業所等において、法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき１回を限度として所定単位数を加算する。	
12の４　保育・教育等移行支援加算	500単位
注１　指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算する。	
２　移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。	
３　移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。	
12の５　共生型サービス医療的ケア児支援加算	400単位
注　看護職員又は認定特定行為業務従事者を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、10の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。	
13　福祉・介護職員処遇改善加算	
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数	
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数	
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	

［加える。］	
12の３　保育・教育等移行支援加算	500単位
注　障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。	
［加える。］	
13　福祉・介護職員処遇改善加算	
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数	
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数	
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	

14　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、１から12の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第２　削除

14　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の３までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、１から12の３までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第２　医療型児童発達支援

１　医療型児童発達支援給付費（１日につき）

イ　指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　389単位

ロ　指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　501単位

ハ　指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　338単位

ニ　指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　450単位

注１　指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第56条第１項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定医療型児童発達支援（指定通所基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

２　医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

３　指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

４　指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

２　家庭連携加算

イ　所要時間１時間未満の場合　187単位

ロ　所要時間１時間以上の場合　280単位

注　指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員（以下この第２において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

２の２　事業所内相談支援加算

イ　事業所内相談支援加算(Ⅰ)　100単位

ロ　事業所内相談支援加算(Ⅱ)　80単位

注１　イについては、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

２　ロについては、指定医療型児童発達支援事業所等において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

３　食事提供加算

イ　食事提供加算(Ⅰ)　30単位

ロ　食事提供加算(Ⅱ)　40単位

注１　イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

４　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

５　福祉専門職員配置等加算

イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)　15単位

ロ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)　10単位

ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)　６単位

注１　イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注２において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

３　ハについては、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

⑴　指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。７の３において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。）（⑵において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

⑵　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6　欠席時対応加算　94単位

注　指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、１のロ又はニを算定している指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において１月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定する。

7　特別支援加算　54単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、１日につき所定単位数を加算する。

7の２　送迎加算　37単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

7の３　保育職員加配加算　50単位

注１　保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を２以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。

8　個別サポート加算

イ　個別サポート加算(I)　100単位

ロ　個別サポート加算(II)　125単位

注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定医療型児童発達支援を行う必要があるものに対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

9　延長支援加算

イ　肢体不自由児の場合

(1)　延長時間１時間未満の場合　61単位

(2)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　92単位

(3)　延長時間２時間以上の場合　123単位

ロ　重症心身障害児の場合

(1)　延長時間１時間未満の場合　128単位

(2)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

(3)　延長時間２時間以上の場合　256単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

9の2　関係機関連携加算

イ　関係機関連携加算(I)　200単位

ロ　関係機関連携加算(II)　200単位

注１　イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

２　ロについては、小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

9の3　保育・教育等移行支援加算　500単位

注　障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

10　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

11　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

12　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合、１から９のまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第３　放課後等デイサービス

１　放課後等デイサービス給付費（１日につき）

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1)　区分１（指定放課後等デイサービスの提供時間が３時間以上）

(一)　医療的ケア区分３

a　利用定員が10人以下の場合	2,604単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,402単位
c　利用定員が21人以上の場合	2,302単位

(二)　医療的ケア区分２

a　利用定員が10人以下の場合	1,604単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,402単位
c　利用定員が21人以上の場合	1,302単位

(三)　医療的ケア区分１

a　利用定員が10人以下の場合	1,271単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,069単位
c　利用定員が21人以上の場合	969単位

(四)　(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a　利用定員が10人以下の場合	604単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	402単位
c　利用定員が21人以上の場合	302単位

第３　放課後等デイサービス

１　放課後等デイサービス給付費（１日につき）

イ　障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロからニまでのいずれかに該当する場合を除く。）

(1)　時間区分１（指定放課後等デイサービスの提供時間が30分以上１時間30分以下）

(一)　医療的ケア区分３

a　利用定員が10人以下の場合	2,591単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	2,399単位
c　利用定員が21人以上の場合	2,304単位

(二)　医療的ケア区分２

a　利用定員が10人以下の場合	1,583単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,391単位
c　利用定員が21人以上の場合	1,296単位

(三)　医療的ケア区分１

a　利用定員が10人以下の場合	1,247単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	1,055単位
c　利用定員が21人以上の場合	960単位

(四)　(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a　利用定員が10人以下の場合	574単位
b　利用定員が11人以上20人以下の場合	382単位
c　利用定員が21人以上の場合	287単位

⑵　時間区分２（指定放課後等デイサービスの提供時間が１時間30分超３時間以下）
　㈠　医療的ケア区分３
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　2,627単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　2,423単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　2,322単位
　㈡　医療的ケア区分２
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　1,618単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　1,414単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　1,313単位
　㈢　医療的ケア区分１
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　1,282単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　1,078単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　977単位
　㈣　㈠から㈢までに該当しない障害児について算定する場合
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　609単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　406単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　305単位
⑶　時間区分３（指定放課後等デイサービスの提供時間が３時間超５時間以下）
　㈠　医療的ケア区分３
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　2,683単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　2,461単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　2,361単位
　㈡　医療的ケア区分２
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　1,674単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　1,452単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　1,352単位
　㈢　医療的ケア区分１
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　1,339単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　1,116単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　1,016単位
　㈣　㈠から㈢までに該当しない障害児について算定する場合
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　666単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　443単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　343単位
［削る。］

⑵　区分２（指定放課後等デイサービスの提供時間が３時間未満）
　㈠　医療的ケア区分３
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　2,591単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　2,393単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　2,295単位
　㈡　医療的ケア区分２
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　1,591単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　1,393単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　1,295単位
　㈢　医療的ケア区分１
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　1,258単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　1,060単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　962単位
　㈣　㈠から㈢までに該当しない障害児について算定する場合
　　ａ　利用定員が10人以下の場合　591単位
　　ｂ　利用定員が11人以上20人以下の場合　393単位
　　ｃ　利用定員が21人以上の場合　295単位
［加える。］

ロ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）
⑴　医療的ケア区分３
　㈠　利用定員が10人以下の場合　2,721単位
　㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合　2,480単位
　㈢　利用定員が21人以上の場合　2,372単位
⑵　医療的ケア区分２
　㈠　利用定員が10人以下の場合　1,721単位
　㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合　1,480単位
　㈢　利用定員が21人以上の場合　1,372単位

ロ　主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1)　授業の終了後に行う場合

(一)　利用定員が５人以上７人以下の場合　1,771単位

(二)　利用定員が８人以上10人以下の場合　1,118単位

(三)　利用定員が11人以上の場合　692単位

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

(2)　休業日に行う場合

(一)　利用定員が５人以上７人以下の場合　2,056単位

(二)　利用定員が８人以上10人以下の場合　1,299単位

(三)　利用定員が11人以上の場合　817単位

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

ハ　共生型放課後等デイサービス給付費

(1)　授業の終了後に行う場合　430単位

(2)　休業日に行う場合　507単位

ニ　基準該当放課後等デイサービス給付費

(1)　基準該当放課後等デイサービス給付費(I)

(一)　授業の終了後に行う場合　534単位

(二)　休業日に行う場合　602単位

(2)　基準該当放課後等デイサービス給付費(II)

(一)　授業の終了後に行う場合　430単位

(二)　休業日に行う場合　507単位

注１　イの(1)及び(2)については、法第６条の２の２第３項に規定する障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後又は休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（指定通

(3)　医療的ケア区分１

(一)　利用定員が10人以下の場合　1,388単位

(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合　1,147単位

(三)　利用定員が21人以上の場合　1,039単位

(4)　(1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

(一)　利用定員が10人以下の場合　721単位

(二)　利用定員が11人以上20人以下の場合　480単位

(三)　利用定員が21人以上の場合　372単位

ハ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1)　授業の終了後に行う場合

(一)　利用定員が５人の場合　1,756単位

(二)　利用定員が６人の場合　1,467単位

(三)　利用定員が７人の場合　1,263単位

(四)　利用定員が８人の場合　1,108単位

(五)　利用定員が９人の場合　989単位

(六)　利用定員が10人の場合　893単位

(七)　利用定員が11人以上の場合　686単位

(2)　休業日に行う場合

(一)　利用定員が５人の場合　2,038単位

(二)　利用定員が６人の場合　1,706単位

(三)　利用定員が７人の場合　1,466単位

(四)　利用定員が８人の場合　1,288単位

(五)　利用定員が９人の場合　1,150単位

(六)　利用定員が10人の場合　1,039単位

(七)　利用定員が11人以上の場合　810単位

ニ　共生型放課後等デイサービス給付費

(1)　授業の終了後に行う場合　426単位

(2)　休業日に行う場合　549単位

ホ　基準該当放課後等デイサービス給付費

(1)　基準該当放課後等デイサービス給付費(I)

(一)　授業の終了後に行う場合　529単位

(二)　休業日に行う場合　652単位

(2)　基準該当放課後等デイサービス給付費(II)

(一)　授業の終了後に行う場合　426単位

(二)　休業日に行う場合　549単位

注１　イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定

所基準第66条第５項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において、指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

１の２　イの⑶については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

１の３　ロの⑴については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

１の４　ハの⑴については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の２に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

１の５　ニの⑴の㈠及び⑵の㈠については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の３に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２　ロの⑵については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２の２　ハの⑵については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２の３　ニの⑴の㈡及び⑵の㈡については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２の４　イの算定に当たっては、指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画（指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

通所基準第66条第５項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）（イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

［加える。］

［加える。］

１の２　ニの⑴については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の２に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

１の３　ホの⑴の㈠及び⑵の㈠については、就学児に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の３に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２　ロ及びハの⑵については、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位（ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２の２　ニの⑵については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２の３　ホの⑴の㈡及び⑵の㈡については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

［加える。］

3　指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分未満のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定放課後等デイサービス等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービス等の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。

4　放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の６において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

⑶　指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第26条第７項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85

5　イ（休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。）、ロの⑵、ハの⑵又はニの⑴の㈡若しくは⑵の㈡に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の６において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

6　指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3　指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画（指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービス等が提供が必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、算定する。

4　放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の６において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

⑶　指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第26条第５項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85

5　ロ、ハの⑵、ニの⑵又はホの⑴の㈡若しくは⑵の㈡に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の６において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

6　指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の２において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定通所基準第71条又は第71条の２において準用する指定通所基準第44条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

６の２　指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第45条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６の３　指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第38条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６の４　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６の５　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）

⑴　利用定員が10人以下の場合	187単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	75単位

ロ　主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第４項の基準を満たしているものに限る。以下同じ。）において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

⑴　利用定員が５人の場合	374単位
⑵　利用定員が６人の場合	312単位
⑶　利用定員が７人の場合	267単位
⑷　利用定員が８人の場合	234単位
⑸　利用定員が９人の場合	208単位
⑹　利用定員が10人の場合	187単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	125単位

７　常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注８の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第３において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注７において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

７　常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注８の加算を算定している場合は、注８の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注８、注10及び４の注３の⑴において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注７及び注８において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注７において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を除く。以下この注７において同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）	
⑴　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	187単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	75単位
⑵　専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（⑴に掲げる場合を除く。）	
㈠　利用定員が10人以下の場合	152単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	101単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	59単位
⑶　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（⑴及び⑵に掲げる場合を除く。）	
㈠　利用定員が10人以下の場合	123単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	49単位
⑷　児童指導員等を配置する場合（⑴から⑶までに掲げる場合を除く。）	
㈠　利用定員が10人以下の場合	107単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	71単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	43単位
⑸　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	90単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	36単位
ロ　主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
⑴　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	374単位
㈡　利用定員が６人の場合	312単位
㈢　利用定員が７人の場合	267単位
㈣　利用定員が８人の場合	234単位
㈤　利用定員が９人の場合	208単位
㈥　利用定員が10人の場合	187単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	125単位
⑵　専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（⑴に掲げる場合を除く。）	
㈠　利用定員が５人の場合	305単位
㈡　利用定員が６人の場合	253単位
㈢　利用定員が７人の場合	216単位
㈣　利用定員が８人の場合	188単位
㈤　利用定員が９人の場合	167単位
㈥　利用定員が10人の場合	149単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	98単位

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
⑴　理学療法士等を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	187単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	75単位
⑵　児童指導員等を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	123単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	49単位
［加える。］	
［加える。］	
⑶　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	90単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	36単位
ロ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
⑴　理学療法士等を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	374単位
㈡　利用定員が６人の場合	312単位
㈢　利用定員が７人の場合	267単位
㈣　利用定員が８人の場合	234単位
㈤　利用定員が９人の場合	208単位
㈥　利用定員が10人の場合	187単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	125単位
⑵　児童指導員等を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	247単位
㈡　利用定員が６人の場合	206単位
㈢　利用定員が７人の場合	176単位
㈣　利用定員が８人の場合	154単位
㈤　利用定員が９人の場合	137単位
㈥　利用定員が10人の場合	123単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	82単位

⑶　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（⑴及び⑵に掲げる場合を除く。）	
㈠　利用定員が５人の場合	247単位
㈡　利用定員が６人の場合	206単位
㈢　利用定員が７人の場合	176単位
㈣　利用定員が８人の場合	154単位
㈤　利用定員が９人の場合	137単位
㈥　利用定員が10人の場合	123単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	82単位
⑷　児童指導員等を配置する場合（⑴から⑶までに掲げる場合を除く。）	
㈠　利用定員が５人の場合	214単位
㈡　利用定員が６人の場合	178単位
㈢　利用定員が７人の場合	153単位
㈣　利用定員が８人の場合	134単位
㈤　利用定員が９人の場合	119単位
㈥　利用定員が10人の場合	107単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	71単位
⑸　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	180単位
㈡　利用定員が６人の場合	150単位
㈢　利用定員が７人の場合	129単位
㈣　利用定員が８人の場合	113単位
㈤　利用定員が９人の場合	100単位
㈥　利用定員が10人の場合	90単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	60単位

8　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注８及び６において「理学療法士等」という。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注７の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注４の⑵を算定しているときは、加算しない。

イ　障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）	
⑴　利用定員が10人以下の場合	123単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	49単位

［加える。］

［加える。］

⑶　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	180単位
㈡　利用定員が６人の場合	150単位
㈢　利用定員が７人の場合	129単位
㈣　利用定員が８人の場合	113単位
㈤　利用定員が９人の場合	100単位
㈥　利用定員が10人の場合	90単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	60単位

8　理学療法士等（保育士を除く。以下この注８において同じ。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注７の加算を算定している場合は、注７の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注４の⑵を算定している場合は、加算しない。

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
⑴　利用定員が10人以下の場合	187単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	75単位

ロ　主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

⑴　利用定員が５人の場合	247単位
⑵　利用定員が６人の場合	206単位
⑶　利用定員が７人の場合	176単位
⑷　利用定員が８人の場合	154単位
⑸　利用定員が９人の場合	137単位
⑹　利用定員が10人の場合	123単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	82単位

9　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　看護職員加配加算(I)

⑴　利用定員が５人の場合	400単位
⑵　利用定員が６人の場合	333単位
⑶　利用定員が７人の場合	286単位
⑷　利用定員が８人の場合	250単位
⑸　利用定員が９人の場合	222単位
⑹　利用定員が10人の場合	200単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	133単位

ロ　看護職員加配加算(II)

⑴　利用定員が５人の場合	800単位
⑵　利用定員が６人の場合	666単位
⑶　利用定員が７人の場合	572単位
⑷　利用定員が８人の場合	500単位
⑸　利用定員が９人の場合	444単位
⑹　利用定員が10人の場合	400単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	266単位

10　ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合	181単位
ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合	103単位
ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合	78単位

ロ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

⑴　利用定員が５人の場合	374単位
⑵　利用定員が６人の場合	312単位
⑶　利用定員が７人の場合	267単位
⑷　利用定員が８人の場合	234単位
⑸　利用定員が９人の場合	208単位
⑹　利用定員が10人の場合	187単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	125単位

9　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　看護職員加配加算(I)

⑴　利用定員が５人の場合	400単位
⑵　利用定員が６人の場合	333単位
⑶　利用定員が７人の場合	286単位
⑷　利用定員が８人の場合	250単位
⑸　利用定員が９人の場合	222単位
⑹　利用定員が10人の場合	200単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	133単位

ロ　看護職員加配加算(II)

⑴　利用定員が５人の場合	800単位
⑵　利用定員が６人の場合	666単位
⑶　利用定員が７人の場合	572単位
⑷　利用定員が８人の場合	500単位
⑸　利用定員が９人の場合	444単位
⑹　利用定員が10人の場合	400単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	266単位

10　ニの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合	181単位
ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合	103単位
ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合	78単位

２　家族支援加算

イ　家族支援加算(Ⅰ)

(1)　就学児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一)　所要時間１時間以上の場合　300単位

(二)　所要時間１時間未満の場合　200単位

(2)　指定放課後等デイサービス事業所等において対面により相談援助を行った場合　100単位

(3)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合　80単位

ロ　家族支援加算(Ⅱ)

(1)　対面により他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　80単位

(2)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　60単位

注１　指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の２において準用する指定通所基準第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第71条の３の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第３において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族（就学児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき４回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

２　指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を一体的に行う事業所に限る。この第３において同じ。）に該当する場合には、就学児及びその家族等について、第１の２に規定する家族支援加算のイ、別表２経過的通所給付費単位数表第１の２に規定する家族支援加算のイ、同表第２の２に規定する家族支援加算のイ又は同表第３の２に規定する家族支援加算のイ、第４の１の３に規定する家族支援加算のイ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはイを、第１の２に規定する家族支援加算のロ、同表第１の２に規定する家族支援加算のロ、同表第２の２に規定する家族支援加算のロ又は同表第３の２に規定する家族支援加算のロ、第４の１の３に規定する家族支援加算のロ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはロを算定しない。

２の２　子育てサポート加算　80単位

注　指定放課後等デイサービス事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定放課後等デイサービス等とあわせて、就学児の家族等に対して、放課後等デイサービス事業所等従業者が指定放課後等デイサービス等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算する。

２　家庭連携加算

イ　所要時間１時間未満の場合　187単位

［加える。］

［加える。］

［加える。］

ロ　所要時間１時間以上の場合　280単位

［加える。］

［加える。］

注　指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の２において準用する指定通所基準第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第71条の３の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第３において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

［加える。］

２の２　事業所内相談支援加算

イ　事業所内相談支援加算(Ⅰ)　100単位

ロ　事業所内相談支援加算(Ⅱ)　80単位

注１　イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

［３・４　略］

５　欠席時対応加算　　94単位

［削る。］

［削る。］

注　指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、１のロを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において１月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定する。

［削る。］

６　専門的支援実施加算　　150単位

注　理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの日数に応じ１月に２回、４回又は６回を限度として、１回につき所定単位数を加算する。ただし、１の注４の⑵を算定しているとき又は１の注10のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。

６の２　強度行動障害児支援加算

イ　強度行動障害児支援加算(I)　　200単位

ロ　強度行動障害児支援加算(II)　　250単位

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する当該就学児の療育に係る相談援助を当該就学児以外の就学児及びその家族等と合わせて行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

［３・４　同左］

５　欠席時対応加算

イ　欠席時対応加算(I)　　94単位

ロ　欠席時対応加算(II)　　94単位

注１　イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、１のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において１月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定する。

２　ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。ただし、１の注３に規定する就学児について、１のイからホまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。

６　特別支援加算　　54単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注７のイの⑴若しくはロの⑴若しくは注８を算定している場合又は１の注10のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

６の２　強度行動障害児支援加算　　155単位

［加える。］

［加える。］

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事

業所又は共生型放課後等デイサービス事業所（１の注10のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所に限る。）において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該基準に定める区分に従い、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。	業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハを算定している場合は、加算しない。
６の３　集中的支援加算　1,000単位	［加える。］
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	
６の４　人工内耳装用児支援加算　150単位	［加える。］
注　言語聴覚士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している就学児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
６の５　視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算　100単位	［加える。］
注　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある就学児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
７　個別サポート加算	７　個別サポート加算
イ　個別サポート加算(I)	イ　個別サポート加算(I)　100単位
(1)　行動上の課題を有する就学児の場合　90単位	［加える。］
(2)　著しく重度の障害を有する就学児の場合　120単位	［加える。］
ロ　個別サポート加算(II)　150単位	ロ　個別サポート加算(II)　125単位
ハ　個別サポート加算(III)　70単位	［加える。］
注１　イの(1)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(2)又は１のロを算定しているときは、加算しない。	注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハを算定している場合は、加算しない。
１の２　イの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき30単位を所定単位数に加算する。	［加える。］
１の３　イの(2)については、著しく重度の障害を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(1)又は１のロを算定しているときは、加算しない。	［加える。］

２　ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス等事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

３　ハについては、指定放課後等デイサービス事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携して指定放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

７の２　入浴支援加算　70単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児（以下この第３において「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算する。

７の３　自立サポート加算　100単位

注　指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、１月につき２回を限度として、所定単位数を加算する。

７の４　通所自立支援加算　60単位

注　指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立して指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算する。ただし、１のロを算定している就学児については、算定しない。

８　医療連携体制加算

［イ～ヘ　略］

ト　医療連携体制加算(Ⅶ)　250単位

注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１回の訪問につき８人の就学児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は１のロを算定している就学児については、算定しない。

２　ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

８　医療連携体制加算

［イ～ヘ　同左］

ト　医療連携体制加算(Ⅶ)　100単位

注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１回の訪問につき８人の就学児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハを算定している就学児については、算定しない。

2　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１回の訪問につき８人の就学児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のロを算定している就学児については、算定しない。

3　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１回の訪問につき８人の就学児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のロを算定している就学児については、算定しない。

4　ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢若しくは１のロを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢を算定することを原則とする。

5　ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、ハ又は１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢若しくは１のロを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢を算定することを原則とする。

6　へについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(3)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のロを算定している場合は、算定しない。

2　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１回の訪問につき８人の就学児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハを算定している就学児については、算定しない。

3　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１回の訪問につき８人の就学児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハを算定している就学児については、算定しない。

4　ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１回の訪問につき８人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは１のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が３人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。

5　ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１回の訪問につき８人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、ハ又は１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは１のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が３人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。

6　へについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)の㈠、㈡若しくは㈢、１のイの(2)の㈠、㈡若しくは㈢、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハを算定している場合は、算定しない。

7　トについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか若しくは１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは１のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している就学児であるとき又は１の注９のイ若しくはロを算定しているときは、算定しない。	7　トについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは１のハを算定している就学児については、算定しない。
9　送迎加算	9　送迎加算
イ　就学児（１のロを算定している就学児を除く。注１から注１の３までにおいて同じ。）に対して行う場合　54単位	イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合　54単位
ロ　就学児（１のロを算定している就学児に限る。以下このロ、注２及び注３において同じ。）に対して行う場合	ロ　重症心身障害児に対して行う場合　37単位
(1)　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合　40単位	［加える。］
(2)　スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である就学児（以下この第３において「中重度医療的ケア児」という。）の場合　80単位	［加える。］
注１　イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等（学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	注１　イについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
１の２　イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注１の３に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。	１の２　イ及び１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は１のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。
１の３　イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。	［加える。］
２　ロの(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。	２　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
３　ロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	［加える。］
４　注１から注３までに規定する送迎加算の算定については、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で就学児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	３　イ及びロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

10　延長支援加算

イ　指定放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）

(1)　就学児の場合（(2)に規定する場合を除く。）

(一)　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　92単位

(二)　延長支援時間２時間以上の場合　123単位

(2)　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(一)　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

(二)　延長支援時間２時間以上の場合　256単位

ロ　法第６条の２の２第３項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第66条第４項の基準を満たしているものに限る。）において就学児に対し延長支援を行う場合

(1)　就学児の場合（(2)及び(3)に規定する場合を除く。）

(一)　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　92単位

(二)　延長支援時間２時間以上の場合　123単位

(2)　医療的ケア児の場合（(3)に規定する場合を除く。）

(一)　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

(二)　延長支援時間２時間以上の場合　256単位

(3)　重症心身障害児の場合

(一)　延長時間１時間未満の場合　128単位

(二)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

(三)　延長時間２時間以上の場合　256単位

ハ　共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合

(1)　就学児の場合（(2)に規定する場合を除く。）

(一)　延長時間１時間未満の場合　61単位

(二)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　92単位

(三)　延長時間２時間以上の場合　123単位

(2)　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(一)　延長時間１時間未満の場合　128単位

(二)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

(三)　延長時間２時間以上の場合　256単位

注１　イ並びにロの(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は３時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は５時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が１時間以上のものに限る。以下この10において「延長支援」という。）を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。この10において同じ。）に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

10　延長支援加算

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

(1)　延長時間１時間未満の場合　61単位

(2)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　92単位

(3)　延長時間２時間以上の場合　123単位

ロ　重症心身障害児の場合

(1)　延長時間１時間未満の場合　128単位

(2)　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

(3)　延長時間２時間以上の場合　256単位

［加える。］

［加える。］

２　イ又はロの⑴若しくは⑵を算定する指定放課後等デイサービス事業所において、延長支援について、就学児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上１時間未満となった場合には、イの⑴又はロの⑴を算定している指定放課後等デイサービス事業所については61単位を、イの⑵又はロの⑵を算定している指定放課後等デイサービス事業所については128単位を、１日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

３　ロの⑶及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の２　関係機関連携加算

イ	関係機関連携加算⑴	250単位
ロ	関係機関連携加算⑵	200単位
ハ	関係機関連携加算⑶	150単位
ニ	関係機関連携加算⑷	200単位

注１　イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、学校（学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）、専修学校（同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第１項に規定する専門課程及び一般課程を除く。）をいう。）その他の就学児が日常的に通う施設（以下この注において「学校等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、１の注10のイ又はロを算定していないときは、算定しない。

２　ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、学校等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該修学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

３　ハについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注３において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

４　ハについては、指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

５　ニについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

［加える。］

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の２　関係機関連携加算

イ	関係機関連携加算⑴	200単位
ロ	関係機関連携加算⑵	200単位

［加える。］

［加える。］

注１　イについては、就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、１の注10のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

２　ロについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

10の３　事業所間連携加算	
イ　事業所間連携加算(I)	500単位
ロ　事業所間連携加算(II)	150単位
注　指定放課後等デイサービス事業所等において、法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る就学児が、複数の指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき１回を限度として所定単位数を加算する。	
10の４　保育・教育等移行支援加算	500単位
注１　指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児が当該指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した就学児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算する。	
２　移行先施設に通うことになった就学児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。	
３　移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった就学児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。	
10の５　共生型サービス医療的ケア児支援加算	400単位
注　看護職員又は認定特定行為業務従事者を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、８の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。	
11　福祉・介護職員処遇改善加算	
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数	
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数	

［加える。］

10の３　保育・教育等移行支援加算	500単位
注　障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。	

［加える。］

11　福祉・介護職員処遇改善加算	
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から10の３までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数	
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から10の３までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数	

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

12　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、１から10の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第４　居宅訪問型児童発達支援

１　居宅訪問型児童発達支援給付費（１日につき）　1,066単位

［注１　略］

２　指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画（指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

３　居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［(1)　略］

(2)　指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

［(一)・(二)　略］

［４　略］

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から10の３までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

12　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から10の３までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から10の３までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、１から10の３までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第４　居宅訪問型児童発達支援

１　居宅訪問型児童発達支援給付費（１日につき）　1,035単位

注１　指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の８に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定居宅訪問型児童発達支援（指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

２　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、１日につき679単位を所定単位数に加算する。

３　居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［(1)　同左］

(2)　指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画（同条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

［(一)・(二)　同左］

［４　同左］

5　指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	5　指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
6　指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第45条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	［加える。］
7　指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第38条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	［加える。］
8　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	［加える。］
１の２　訪問支援員特別加算	［加える。］
イ　訪問支援員特別加算(I)　850単位	
ロ　訪問支援員特別加算(II)　700単位	
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
１の３　家族支援加算	［加える。］
イ　家族支援加算(I)	
(1)　障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合	
(一)　所要時間１時間以上の場合　300単位	
(二)　所要時間１時間未満の場合　200単位	
(2)　指定居宅訪問型児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合　100単位	
(3)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合　80単位	
ロ　家族支援加算(II)	
(1)　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　80単位	
(2)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　60単位	
注１　指定通所基準第71条の８に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イについては１日につき１回及び１月につき２回を限度として、ロについては１日につき１回及び１月につき４回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。	

２　指定居宅訪問型児童発達支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第１の２に規定する家族支援加算のイ、別表２経過的通所給付費単位数表第１の２に規定する家族支援加算のイ、同表第２の２に規定する家族支援加算のイ又は同表第３の２に規定する家族支援加算のイ、第３の２に規定する家族支援加算のイ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはイを、第１の２に規定する家族支援加算のロ、同表第１の２に規定する家族支援加算のロ、同表第２の２に規定する家族支援加算のロ又は同表第３の２に規定する家族支援加算のロ、第３の２に規定する家族支援加算のロ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはロを算定しない。

１の４　多職種連携支援加算　200単位

［加える。］

注　異なる専門性を有する２以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する２以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、１月に１回を限度として所定単位数を加算する。

１の５　強度行動障害児支援加算　200単位

［加える。］

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

［２・３　略］

［２・３　同左］

４　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。５及び６において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

［イ～ハ　略］

４　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。５及び６において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

［イ～ハ　同左］

［５・６　略］

［５・６　同左］

第５　保育所等訪問支援

第５　保育所等訪問支援

１　保育所等訪問支援給付費（１日につき）　1,071単位

１　保育所等訪問支援給付費（１日につき）　1,035単位

［注１　略］

注１　指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

１の２　指定保育所等訪問支援の提供時間が30分未満のものについては、保育所等訪問支援計画（指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、周囲の環境に慣れるために指定保育所等訪問支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定保育所等訪問支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。	１の２　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき679単位を所定単位数に加算する。
２　保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	２　保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴　指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	⑴　指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
㈠・㈡　略	㈠・㈡　同左
⑵・⑶　略	⑵・⑶　同左
３　略	３　同左
４　指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	４　指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
５　指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第45条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	加える。
６　指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第38条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	加える。
７　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。	加える。
１の２　訪問支援員特別加算	加える。
イ　訪問支援員特別加算⑴　850単位	
ロ　訪問支援員特別加算⑵　700単位	
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
１の３　略	１の２　同左
１の４　家族支援加算	１の３　家庭連携加算
イ　家族支援加算⑴	イ　所要時間１時間未満の場合　187単位
⑴　障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合	
㈠　所要時間１時間以上の場合　300単位	
㈡　所要時間１時間未満の場合　200単位	

⑵　指定保育所等訪問支援事業所等において対面により相談援助を行った場合　100単位	
⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合　80単位	
ロ　家族支援加算(Ⅱ)	ロ　所要時間１時間以上の場合　280単位
⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　80単位	
⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　60単位	
注１　指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イについては１日につき１回及び１月につき２回を限度として、ロについては１日につき１回及び１月につき４回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。	注　指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所基準第73条の規定により指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算する。
２　指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第５において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第１の２に規定する家族支援加算のイ、別表２経過的通所給付費単位数表第１の２に規定する家族支援加算のイ、同表第２の２に規定する家族支援加算のイ又は同表第３の２に規定する家族支援加算のイ、第３の２に規定する家族支援加算のイ及び第４の１の３に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはイを、第１の２に規定する家族支援加算のロ、同表第１の２に規定する家族支援加算のロ、同表第２の２に規定する家族支援加算のロ又は同表第３の２に規定する家族支援加算のロ、第３の２に規定する家族支援加算のロ及び第４の１の４に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはロを算定しない。	［加える。］
１の５　多職種連携支援加算　200単位	［加える。］
注　異なる専門性を有する２以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する２以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、１月に１回を限度として所定単位数を加算する。	
１の６　ケアニーズ対応加算　120単位	［加える。］
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
１の７　強度行動障害児支援加算　200単位	［加える。］
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	

１の８　関係機関連携加算	150単位

注１　指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

２　指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第１の12の２に規定する関係機関連携加算のハ、第３の10の２に規定する関係機関連携加算のハ、別表２経過的通所給付費単位数表第１の16に規定する関係機関連携加算のハ、同表第２の16に規定する関係機関連携加算のハ又は同表第３の15に規定する関係機関連携加算のハを算定しているときは、算定しない。

［２　略］

３　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。４及び５において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

［イ～ハ　略］

［４・５　略］

別表２

経過的障害児通所給付費等単位数表

第１　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

１　主として難聴児経過的児童発達支援給付費（１日につき）

イ　時間区分１（指定児童発達支援の提供時間が30分以上１時間30分以下。以下この第１において同じ。）

⑴　医療的ケア区分３	
㈠　利用定員が20人以下の場合	3,364単位
㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合	3,178単位
㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合	3,066単位
㈣　利用定員が41人以上の場合	2,970単位
⑵　医療的ケア区分２	
㈠　利用定員が20人以下の場合	2,348単位
㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合	2,162単位
㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合	2,050単位
㈣　利用定員が41人以上の場合	1,954単位

［加える。］

［２　同左］

３　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。４及び５において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

［イ～ハ　同左］

［４・５　同左］

［表を加える。］

⑶　医療的ケア区分１

㈠　利用定員が20人以下の場合　2,010単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　1,824単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　1,712単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　1,616単位

⑷　⑴から⑶までに該当しない障害児について算定する場合

㈠　利用定員が20人以下の場合　1,332単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　1,146単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　1,035単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　938単位

ロ　時間区分２（指定児童発達支援の提供時間が１時間30分超３時間以下。以下この第１において同じ。）

⑴　医療的ケア区分３

㈠　利用定員が20人以下の場合　3,397単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　3,207単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　3,092単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　2,994単位

⑵　医療的ケア区分２

㈠　利用定員が20人以下の場合　2,381単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　2,191単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　2,076単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　1,978単位

⑶　医療的ケア区分１

㈠　利用定員が20人以下の場合　2,043単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　1,853単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　1,738単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　1,640単位

⑷　⑴から⑶までに該当しない障害児について算定する場合

㈠　利用定員が20人以下の場合　1,365単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　1,175単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　1,061単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　962単位

ハ　時間区分３（指定児童発達支援の提供時間が３時間超５時間以下。以下この第１において同じ。）

⑴　医療的ケア区分３

㈠　利用定員が20人以下の場合　3,464単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　3,265単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　3,145単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　3,041単位

⑵　医療的ケア区分２

㈠　利用定員が20人以下の場合　2,448単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　2,249単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　2,129単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　2,025単位

⑶　医療的ケア区分１

㈠　利用定員が20人以下の場合　2,110単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　1,910単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　1,790単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　1,687単位

⑷　⑴から⑶までに該当しない障害児について算定する場合

㈠　利用定員が20人以下の場合　1,432単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　1,233単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　1,113単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　1,009単位

注１　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

２　主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たっては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

３　指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、時間区分１の所定単位数を算定する。

４　主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

⑶　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第７項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合　100分の85

５　営業時間（指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

6　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7　指定通所基準第45条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8　指定通所基準第38条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　利用定員が20人以下の場合　603単位

ロ　利用定員が21人以上30人以下の場合　531単位

ハ　利用定員が31人以上40人以下の場合　488単位

ニ　利用定員が41人以上の場合　445単位

11　常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合

(1)　利用定員が30人以下の場合　62単位

(2)　利用定員が31人以上40人以下の場合　53単位

(3)　利用定員が41人以上の場合　42単位

ロ　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（イに掲げる場合を除く。）

(1)　利用定員が30人以下の場合　51単位

(2)　利用定員が31人以上40人以下の場合　43単位

(3)　利用定員が41人以上の場合　34単位

ハ　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）

(1)　利用定員が30人以下の場合　41単位

(2)　利用定員が31人以上40人以下の場合　35単位

(3)　利用定員が41人以上の場合　27単位

ニ　児童指導員等を配置する場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）

(1)　利用定員が30人以下の場合　36単位

(2)　利用定員が31人以上40人以下の場合　31単位

(3)　利用定員が41人以上の場合　24単位

ホ　その他の従業者を配置する場合

(1)　利用定員が30人以下の場合　30単位

(2)　利用定員が31人以上40人以下の場合　26単位

(3)　利用定員が41人以上の場合　20単位

12　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この第１において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注11の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注４の(2)を算定しているときは、加算しない。

イ　利用定員が30人以下の場合　41単位

ロ　利用定員が31人以上40人以下の場合　35単位

ハ　利用定員が41人以上の場合　27単位

2　家族支援加算

イ　家族支援加算(I)

(1)　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一)　所要時間１時間以上の場合　300単位

(二)　所要時間１時間未満の場合　200単位

(2)　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合　100単位

(3)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合　80単位

ロ　家族支援加算(II)

(1)　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　80単位

(2)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　60単位

注１　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第四条の規定により旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第１において「旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者」と

いう。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき４回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

２　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第１において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第３の２に規定する家族支援加算のイ、第４の１の３に規定する家族支援加算のイ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはイを、同表第３の２に規定する家族支援加算のロ、第４の１の３に規定する家族支援加算のロ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはロを算定しない。

３　食事提供加算

イ　食事提供加算(I)　　30単位

ロ　食事提供加算(II)　　40単位

注　イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第２号、第３号ロ、第４号ロ、第５号又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第２号、第３号ロ、第４号ロ及び第５号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第６号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数を加算する。

４　利用者負担上限額管理加算　　150単位

注　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

5　福祉専門職員配置等加算

イ　福祉専門職員配置等加算(I)　15単位

ロ　福祉専門職員配置等加算(II)　10単位

ハ　福祉専門職員配置等加算(III)　６単位

注１　イについては、一部改正府令附則第４条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、一部改正府令附則第４条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

３　ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)　一部改正府令附則第４条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2)　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6　栄養士配置加算

イ　栄養士配置加算(I)

(1)　利用定員が40人以下の場合　37単位

(2)　利用定員が41人以上50人以下の場合　30単位

(3)　利用定員が51人以上60人以下の場合　25単位

(4)　利用定員が61人以上70人以下の場合　21単位

(5)　利用定員が71人以上80人以下の場合　19単位

(6)　利用定員が81人以上の場合　16単位

ロ　栄養士配置加算(II)

(1)　利用定員が40人以下の場合　20単位

(2)　利用定員が41人以上50人以下の場合　16単位

(3)　利用定員が51人以上60人以下の場合　13単位

(4)　利用定員が61人以上70人以下の場合　11単位

(5)　利用定員が71人以上80人以下の場合　10単位

(6)　利用定員が81人以上の場合　９単位

注１　イについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

⑴　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

２　ロについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

⑴　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

7　欠席時対応加算　94単位

注　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。

8　専門的支援実施加算　150単位

注　理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として、１回につき所定単位数を加算する。ただし、１の注４の⑵を算定しているときは、加算しない。

9　強度行動障害児支援加算　200単位

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

10　集中的支援加算　1,000単位

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。

11　個別サポート加算(II)　150単位

注　要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

12　入浴支援加算　55単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算する。

13　医療連携体制加算

イ　医療連携体制加算(I)　32単位

ロ　医療連携体制加算(II)　63単位

ハ　医療連携体制加算(III)　125単位

ニ　医療連携体制加算(IV)

(1)　看護を受けた障害児が１人　800単位

(2)　看護を受けた障害児が２人　500単位

(3)　看護を受けた障害児が３人以上８人以下　400単位

ホ　医療連携体制加算(V)

(1)　看護を受けた障害児が１人　1,600単位

(2)　看護を受けた障害児が２人　960単位

(3)　看護を受けた障害児が３人以上８人以下　800単位

ヘ　医療連携体制加算(VI)　500単位

ト　医療連携体制加算(VII)　250単位

注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

２　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)又は１のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

4　ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は１のイの⑴、⑵若しくは⑶、１のロの⑴、⑵若しくは⑶若しくは１のハの⑴、⑵若しくは⑶を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、１のイの⑴、⑵若しくは⑶、１のロの⑴、⑵若しくは⑶又は１のハの⑴、⑵若しくは⑶を算定することを原則とする。

5　ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は１のイの⑴、⑵若しくは⑶、１のロの⑴、⑵若しくは⑶若しくは１のハの⑴、⑵若しくは⑶を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が３人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあっては、１のイの⑴、⑵若しくは⑶、１のロの⑴、⑵若しくは⑶又は１のハの⑴、⑵若しくは⑶を算定することを原則とする。

6　へについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、１のイの⑴、⑵若しくは⑶、１のロの⑴、⑵若しくは⑶又は１のハの⑴、⑵若しくは⑶を算定している場合は、算定しない。

7　トについては、喀痰（かくたん）吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰（かくたん）吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は１のイの⑴、⑵若しくは⑶、１のロの⑴、⑵若しくは⑶若しくは１のハの⑴、⑵若しくは⑶を算定している障害児については、算定しない。

14　送迎加算

イ　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合　　40単位

ロ　中重度医療的ケア児の場合　　80単位

注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

３　注１及び注２に規定する送迎加算の算定について、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

15　延長支援加算

イ　障害児の場合（ロに規定する場合を除く。）

⑴　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　92単位

⑵　延長支援時間２時間以上の場合　123単位

ロ　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

⑴　延長支援時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

⑵　延長支援時間２時間以上の場合　256単位

注１　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が５時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が１時間以上のものに限る。以下この注において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この15において同じ。）に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

２　イ又はロを算定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上１時間未満となった場合には、イを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については61単位を、ロを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については128単位を、１日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

16　関係機関連携加算

イ　関係機関連携加算(Ⅰ)　250単位

ロ　関係機関連携加算(Ⅱ)　200単位

ハ　関係機関連携加算(Ⅲ)　150単位

ニ　関係機関連携加算(Ⅳ)　200単位

注１　イについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

２　ロについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

３　ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注３において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、

児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

４　ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

５　ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

17　事業所間連携加算

イ　事業所間連携加算(I)　500単位

ロ　事業所間連携加算(II)　150単位

注　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき１回を限度として所定単位数を加算する。

18　保育・教育等移行支援加算　500単位

注１　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算する。

２　移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。

３　移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。

19　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

20　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、１から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第２　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

１　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（１日につき）

イ　利用定員が15人以下の場合	1,352単位
ロ　利用定員が16人以上20人以下の場合	1,057単位
ハ　利用定員が21人以上の場合	939単位

注１　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

１の２　指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

２　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)　障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

⑶　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第７項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合　100分の85

３　営業時間（指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

４　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

５　指定通所基準第45条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６　指定通所基準第38条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

７　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。

８　常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注９の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第２において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注８において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合　62単位

ロ　専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（イに掲げる場合を除く。）　51単位

ハ　５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　41単位

ニ　児童指導員等を配置する場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　36単位

ホ　その他の従業者を配置する場合　30単位

9　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注８の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、１日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、注２の⑵を算定しているときは、加算しない。

10　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　看護職員加配加算(I)

⑴　利用定員が20人以下の場合	100単位
⑵　利用定員が21人以上の場合	80単位

ロ　看護職員加配加算(II)

⑴　利用定員が20人以下の場合	200単位
⑵　利用定員が21人以上の場合	160単位

2　家族支援加算

イ　家族支援加算(I)

⑴　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合	
㈠　所要時間１時間以上の場合	300単位
㈡　所要時間１時間未満の場合	200単位
⑵　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合	100単位
⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合	80単位

ロ　家族支援加算(II)

⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	80単位
⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	60単位

注１　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第４条の規定により旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第２において「旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき４回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

２　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第２において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第３の２に規定する家族支援加算のイ、第４の１の３に規定する家族支援加算のイ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはイを、同表第３の２に規定する家族支援加算のロ、第４の１の３に規定する家族支援加算のロ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはロを算定しない。

３　子育てサポート加算　80単位

注　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が指定児童発達支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算する。

４　食事提供加算

イ　食事提供加算(I)　30単位

ロ　食事提供加算(II)　40単位

注　イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第２号、第３号ロ、第４号ロ、第５号又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第２号、第３号ロ、第４号ロ及び第５号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第６号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数を加算する。

５　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

6　福祉専門職員配置等加算

イ　福祉専門職員配置等加算(I)　15単位

ロ　福祉専門職員配置等加算(II)　10単位

ハ　福祉専門職員配置等加算(III)　６単位

注１　イについては、一部改正府令附則第４条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、一部改正府令附則第４条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

３　ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)　一部改正府令附則第４条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2)　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7　栄養士配置加算

イ　栄養士配置加算(I)

(1)　利用定員が40人以下の場合　37単位

(2)　利用定員が41人以上50人以下の場合　30単位

(3)　利用定員が51人以上60人以下の場合　25単位

(4)　利用定員が61人以上70人以下の場合　21単位

(5)　利用定員が71人以上80人以下の場合　19単位

(6)　利用定員が81人以上の場合　16単位

ロ　栄養士配置加算(II)

(1)　利用定員が40人以下の場合　20単位

(2)　利用定員が41人以上50人以下の場合　16単位

(3)　利用定員が51人以上60人以下の場合　13単位

(4)　利用定員が61人以上70人以下の場合　11単位

(5)　利用定員が71人以上80人以下の場合　10単位

(6)　利用定員が81人以上の場合　９単位

注１　イについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

⑴　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

２　ロについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

⑴　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

８　欠席時対応加算　94単位

注　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定する。

９　専門的支援実施加算　150単位

注　理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として、１回につき所定単位数を加算する。ただし、１の注２の⑵を算定しているときは、加算しない。

10　集中的支援加算　1,000単位

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。

11　個別サポート加算(Ⅱ)　150単位

注　要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

12　入浴支援加算　55単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算する。

13　医療連携体制加算(Ⅷ)　250単位

注　喀痰(かくたん)吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰(かくたん)吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注10のイ又はロを算定しているときは、算定しない。

14　送迎加算

イ　重症心身障害児の場合　40単位

ロ　中重度医療的ケア児の場合　80単位

注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

２　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

３　注１及び注２に規定する送迎加算の算定について、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

15　延長支援加算

イ　延長時間１時間未満の場合　128単位

ロ　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

ハ　延長時間２時間以上の場合　256単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

16　関係機関連携加算

イ　関係機関連携加算(Ⅰ)　250単位

ロ　関係機関連携加算(Ⅱ)　200単位

ハ　関係機関連携加算(Ⅲ)　150単位

ニ　関係機関連携加算(Ⅳ)　200単位

注１　イについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

２　ロについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

３　ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注３において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

４　ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

５　ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

17　事業所間連携加算

イ　事業所間連携加算(I)　500単位

ロ　事業所間連携加算(II)　150単位

注　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき１回を限度として所定単位数を加算する。

18　保育・教育等移行支援加算　500単位

注１　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算する。

２　移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。

３　移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。

19　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

20　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、１から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第３　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

１　医療型経過的児童発達支援給付費（１日につき）

イ　旧指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由児に対し指定児童発達支援を行う場合　487単位

ロ　旧指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合　600単位

ハ　旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　435単位

ニ　旧指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　549単位

注１　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

１の２　指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

２　医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　児童発達支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

３　指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

４　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

５　指定通所基準第45条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６　指定通所基準第38条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

７　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。

２　家族支援加算

イ　家族支援加算(I)

⑴　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

㈠　所要時間１時間以上の場合　300単位

㈡　所要時間１時間未満の場合　200単位

⑵　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合　100単位

⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合　80単位

ロ　家族支援加算(II)

⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　80単位

⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　60単位

注１　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、一部改正府令附則第２条の規定により旧指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者（以下この第３において「旧指定医療型児童発達支援事業所従業者」という。）又は旧指定発達支援医療機関に置くべき職員（以下この第３において「旧指定発達支援医療機関職員」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき４回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

２　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち１以上の事業と指定通所基準第４条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第３において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第３の２に規定する家族支援加算のイ、第４の１の３に規定する家族支援加算のイ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはイを、同表第３の２に規定する家族支援加算のロ、第４の１の３に規定する家族支援加算のロ及び第５の１の４に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が１日につき１回又は１月につき４回を超えているときはロを算定しない。

３　子育てサポート加算　80単位

注　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が指定児童発達支援を行う場面を観察又は当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算する。

４　食事提供加算

イ　食事提供加算(I)　30単位

ロ　食事提供加算(II)　40単位

注　イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第２号、第３号ロ、第４号ロ、第５号又は第６号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第２号、第３号ロ、第４号ロ及び第５号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第６号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給

付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数を加算する。

５　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

６　福祉専門職員配置等加算

イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)　15単位

ロ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)　10単位

ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)　６単位

注１　イについては、一部改正府令附則第２条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注２において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、一部改正府令附則第２条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、旧指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

３　ハについては、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

⑴　一部改正府令附則第２条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。）又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。）（⑵において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

⑵　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7　欠席時対応加算　94単位

注　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、１のロ又はニを算定している旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において１月につき当該児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定する。

8　専門的支援実施加算　150単位

注　理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ１月に４回又は６回を限度として、１回につき所定単位数を加算する。ただし、１の注２の⑵を算定しているときは、加算しない。

9　集中的支援加算　1,000単位

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。

10　個別サポート加算

イ　個別サポート加算(Ⅰ)　120単位

ロ　個別サポート加算(Ⅱ)　150単位

注１　イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

11　入浴支援加算　55単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算する。

12　送迎加算

イ　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合　40単位

ロ　中重度医療的ケア児の場合　80単位

注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

２　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

３　注１及び注２に規定する送迎加算の算定について、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

13　保育職員加配加算　50単位

注１　保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を２以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。

14　延長支援加算

イ　肢体不自由児の場合

⑴　延長時間１時間未満の場合　61単位

⑵　延長時間１時間以上２時間未満の場合　92単位

⑶　延長時間２時間以上の場合　123単位

ロ　重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

⑴　延長時間１時間未満の場合　128単位

⑵　延長時間１時間以上２時間未満の場合　192単位

⑶　延長時間２時間以上の場合　256単位

注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

15　関係機関連携加算

イ　関係機関連携加算(I)　250単位

ロ　関係機関連携加算(II)　200単位

ハ　関係機関連携加算(III)　150単位

ニ　関係機関連携加算(IV)　200単位

注１　イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

２　ロについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

３　ハについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注３において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

４　ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第２条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第５の１の８に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

５　ニについては、障害児が就学予定の小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算する。

16　事業所間連携加算

イ　事業所間連携加算(I)　500単位

ロ　事業所間連携加算(II)　150単位

注　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、法第21条の５の７第５項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき１回を限度として所定単位数を加算する。

17　保育・教育等移行支援加算　　500単位

注１　旧指定医療型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧指定医療型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算する。

２　移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。

３　移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算する。

18　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

19　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

20　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、１から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

備考　表中の［　］の記載、対象規定の二重傍線を付した壁記部分を除く全体に付した傍線並びに破線で囲んだ部分における傍線及び二重傍線は注記である。

第二条　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 障害児通所給付費等単位数表 第１　児童発達支援 １　児童発達支援給付費（１日につき） ［イ～ホ　略］ ［注１～２の６　略］ ３　児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。 ［⑴～⑶　略］ ⑷　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の２（指定通所基準第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85 ［注４～11　略］ ［２～12の５　略］ 13　福祉・介護職員等処遇改善加算 注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑴　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑵　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑶　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算⑷　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数	**別表** 障害児通所給付費等単位数表 第１　児童発達支援 １　児童発達支援給付費（１日につき） ［イ～ホ　同左］ ［注１～２の６　同左］ ３　児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。 ［⑴～⑶　同左］ ［加える。］ ［注４～11　同左］ ［２～12の５　同左］ 13　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算⑴　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算⑵　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算⑶　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 ［加える。］

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑴　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑵　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑶　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑷　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑸　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑹　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑺　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑻　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑼　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑽　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑾　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑿　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⒀　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⒁　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

［削る。］

［加える。］

14　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業

［削る。］

［第２　略］

第３　放課後等デイサービス

１　放課後等デイサービス給付費（１日につき）

［イ～ニ　略］

［注１～３　略］

４　放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴～⑶　略］

⑷　指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第26条の２に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85

［注５～10　略］

［２～10の５　略］

11　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、１から12の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

［第２　同左］

第３　放課後等デイサービス

１　放課後等デイサービス給付費（１日につき）

［イ～ニ　同左］

［注１～３　同左］

４　放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴～⑶　同左］

［加える。］

［注５～10　同左］

［２～10の５　同左］

11　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

［加える。］

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

［削る。］

［加える。］

12　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場

［削る。］

第４　居宅訪問型児童発達支援

１　居宅訪問型児童発達支援給付費（１日につき）　1,066単位

［注１・２　略］

３　居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴・⑵　略］

⑶　指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の２に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85

［注４～７　略］

［２・３　略］

４　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、１から10の５までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第４　居宅訪問型児童発達支援

１　居宅訪問型児童発達支援給付費（１日につき）　1,066単位

［注１・２　同左］

３　居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴・⑵　同左］

［加える。］

［注４～７　同左］

［２・３　同左］

４　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。５及び６において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から３までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)　１から３までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)　１から３までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から３までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から３までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から３までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から３までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から３までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から３までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

［削る。］

［削る。］

第５　保育所等訪問支援

１　保育所等訪問支援給付費（１日につき）　1,071単位

［注１・１の２　略］

２　保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴～⑶　略］

⑷　指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第７項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合　100分の85

［注３～６　略］

［１の２～２　略］

［加える。］

５　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、１から３までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

６　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、１から３までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第５　保育所等訪問支援

１　保育所等訪問支援給付費（１日につき）　1,071単位

［注１・１の２　同左］

２　保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴～⑶　同左］

［加える。］

［注３～６　同左］

［１の２～２　同左］

3　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から２までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から２までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から２までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から２までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から２までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から２までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から２までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から２までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から２までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から２までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から２までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から２までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

［削る。］

3　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。４及び５において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から２までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から２までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から２までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

［加える。］

4　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、１から２までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

［削る。］

別表２

経過的障害児通所給付費等単位数表

第１　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

１　主として難聴児経過的児童発達支援給付費（１日につき）

［イ～ハ　略］

［注１～３　略］

４　主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［(1)～(3)　略］

(4)　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の２に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85

［注５～12　略］

［２～18　略］

19　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

５　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、１から２までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表２

経過的障害児通所給付費等単位数表

第１　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

１　主として難聴児経過的児童発達支援給付費（１日につき）

［イ～ハ　同左］

［注１～３　同左］

４　主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［(1)～(3)　同左］

［加える。］

［注５～12　同左］

［２～18　同左］

19　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

［加える。］

［加える。］

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)　１から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)　１から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)　１から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)　１から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)　１から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)　１から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

［削る。］

［削る。］

20　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)　１から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)　１から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、１から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第２　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

１　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（１日につき）

［イ～ハ　略］

［注１・１の２　略］

２　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴～⑶　略］

⑷　指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の２に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85

［注３～10　略］

［２～18　略］

19　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第２　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

１　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（１日につき）

［イ～ハ　同左］

［注１・１の２　同左］

２　主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴～⑶　同左］

［加える。］

［注３～10　同左］

［２～18　同左］

19　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

［加える。］

［加える。］

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)　１から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)　１から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)　１から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)　１から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)　１から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

［削る。］

［削る。］

20　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)　１から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)　１から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、１から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第３　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

１　医療型経過的児童発達支援給付費（１日につき）

［イ～ニ　略］

［注１・１の２　略］

２　医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴・⑵　略］

⑶　指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の２に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合　100分の85

［注３～７　略］

［２～17　略］

18　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から17までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から17までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

第３　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

１　医療型経過的児童発達支援給付費（１日につき）

［イ～ニ　同左］

［注１・１の２　同左］

２　医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

［⑴・⑵　同左］

［加える。］

［注３～７　同左］

［２～17　同左］

18　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

［加える。］

［加える。］

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)　１から17までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)　１から17までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数 ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から17までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から17までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数 ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)　１から17までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)　１から17までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数 ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から17までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から17までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 ［削る。］	
［削る。］	19　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)　１から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)　１から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 20　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、１から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第三条　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第１の１（注５から注６までを除く。）、２及び４から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１の１（注５から注６までに限る。）及び３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。	一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第１の１（注５から注７までを除く。）、２及び４から11までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１の１（注５から注７までに限る。）及び３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。
［二　略］	［二　同左］
別表	**別表**
障害児入所給付費単位数表	障害児入所給付費単位数表
第１　福祉型障害児入所施設	第１　福祉型障害児入所施設
１　福祉型障害児入所施設給付費（１日につき）	１　福祉型障害児入所施設給付費（１日につき）
イ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	イ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
(1)　入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　957単位	(1)　入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　941単位
(2)　入所定員が10人の場合	(2)　入所定員が10人の場合
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　837単位	(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　823単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,727単位	(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,697単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　957単位	(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　941単位
(3)　入所定員が11人以上15人以下の場合	(3)　入所定員が11人以上20人以下の場合
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　665単位	(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　654単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,109単位	(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,090単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　878単位	(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　863単位
(4)　入所定員が16人以上20人以下の場合	［加える。］
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　645単位	
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,075単位	
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　852単位	
(5)　入所定員が21人以上25人以下の場合　837単位	(4)　入所定員が21人以上30人以下の場合　823単位
(6)　入所定員が26人以上30人以下の場合　812単位	［加える。］
(7)　入所定員が31人以上35人以下の場合　700単位	(5)　入所定員が31人以上40人以下の場合　688単位
(8)　入所定員が36人以上40人以下の場合　665単位	［加える。］
(9)　入所定員が41人以上50人以下の場合　625単位	(6)　入所定員が41人以上50人以下の場合　614単位
(10)　入所定員が51人以上60人以下の場合　600単位	(7)　入所定員が51人以上60人以下の場合　590単位

⑾　入所定員が61人以上70人以下の場合	578単位
⑿　入所定員が71人以上80人以下の場合	554単位
⒀　入所定員が81人以上90人以下の場合	535単位
⒁　入所定員が91人以上100人以下の場合	513単位
⒂　入所定員が101人以上の場合	493単位

［削る。］
［削る。］
［削る。］
［削る。］
［削る。］
［削る。］
［削る。］
［削る。］
［削る。］

ロ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

⑴　入所定員が30人以下の場合	845単位
⑵　入所定員が31人以上40人以下の場合	772単位
⑶　入所定員が41人以上50人以下の場合	734単位
⑷　入所定員が51人以上60人以下の場合	701単位
⑸　入所定員が61人以上70人以下の場合	668単位
⑹　入所定員が71人以上の場合	637単位

ハ　主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合

⑴　入所定員が５人の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位
⑵　入所定員が６人以上９人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位
⑶　入所定員が10人の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,903単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位
⑷　入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	694単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,360単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位
⑸　入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	644単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,142単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位

⑻　入所定員が61人以上70人以下の場合	568単位
⑼　入所定員が71人以上80人以下の場合	545単位
⑽　入所定員が81人以上90人以下の場合	526単位
⑾　入所定員が91人以上100人以下の場合	504単位
⑿　入所定員が101人以上110人以下の場合	501単位
⒀　入所定員が111人以上120人以下の場合	499単位
⒁　入所定員が121人以上130人以下の場合	496単位
⒂　入所定員が131人以上140人以下の場合	493単位
⒃　入所定員が141人以上150人以下の場合	490単位
⒄　入所定員が151人以上160人以下の場合	485単位
⒅　入所定員が161人以上170人以下の場合	481単位
⒆　入所定員が171人以上180人以下の場合	477単位
⒇　入所定員が181人以上190人以下の場合	473単位
(21)　入所定員が191人以上の場合	470単位

ロ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

⑴　入所定員が30人以下の場合	831単位
⑵　入所定員が31人以上40人以下の場合	759単位
⑶　入所定員が41人以上50人以下の場合	721単位
⑷　入所定員が51人以上60人以下の場合	689単位
⑸　入所定員が61人以上70人以下の場合	657単位
⑹　入所定員が71人以上の場合	626単位

ハ　主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合

⑴　入所定員が５人の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
⑵　入所定員が６人以上９人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
⑶　入所定員が10人の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,870単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
⑷　入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	682単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,337単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位
⑸　入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	633単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,122単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位

(6)　入所定員が21人以上25人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　577単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,022単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　871単位
(7)　入所定員が26人以上30人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　542単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　871単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　871単位
(8)　入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）　767単位
(9)　入所定員が36人以上40人以下の場合　713単位
(10)　入所定員が41人以上50人以下の場合　626単位
(11)　入所定員が51人以上60人以下の場合　603単位
(12)　入所定員が61人以上70人以下の場合　582単位
(13)　入所定員が71人以上80人以下の場合　560単位
(14)　入所定員が81人以上90人以下の場合　540単位
(15)　入所定員が91人以上の場合　519単位

ニ　主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合
(1)　入所定員が５人の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　1,246単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　983単位
(2)　入所定員が６人以上９人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　929単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　983単位
(3)　入所定員が10人の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　929単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,889単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　983単位
(4)　入所定員が11人以上15人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　695単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,349単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　895単位
(5)　入所定員が16人以上20人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　647単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,139単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　895単位
(6)　入所定員が21人以上25人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　573単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　966単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　866単位

(6)　入所定員が21人以上25人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　567単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,005単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　856単位
(7)　入所定員が26人以上30人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　533単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　856単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　856単位
(8)　入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）　754単位
(9)　入所定員が36人以上40人以下の場合　701単位
(10)　入所定員が41人以上50人以下の場合　615単位
(11)　入所定員が51人以上60人以下の場合　593単位
(12)　入所定員が61人以上70人以下の場合　572単位
(13)　入所定員が71人以上80人以下の場合　550単位
(14)　入所定員が81人以上90人以下の場合　531単位
(15)　入所定員が91人以上の場合　510単位

ニ　主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合
(1)　入所定員が５人の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　1,225単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　966単位
(2)　入所定員が６人以上９人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　913単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　966単位
(3)　入所定員が10人の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　913単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,857単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　966単位
(4)　入所定員が11人以上15人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　683単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,326単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　880単位
(5)　入所定員が16人以上20人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　636単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,120単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　880単位
(6)　入所定員が21人以上25人以下の場合
　(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　563単位
　(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　949単位
　(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　851単位

(7)　入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	545単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	866単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	866単位
(8)　入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	763単位
(9)　入所定員が36人以上40人以下の場合	710単位
(10)　入所定員が41人以上50人以下の場合	623単位
(11)　入所定員が51人以上60人以下の場合	600単位
(12)　入所定員が61人以上70人以下の場合	580単位
(13)　入所定員が71人以上80人以下の場合	558単位
(14)　入所定員が81人以上90人以下の場合	537単位
(15)　入所定員が91人以上の場合	518単位
ホ　主として肢体不自由（法第６条の２の２第２項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1)　入所定員が50人以下の場合	766単位
(2)　入所定員が51人以上60人以下の場合	752単位
(3)　入所定員が61人以上70人以下の場合	737単位
(4)　入所定員が71人以上の場合	720単位

注１　指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第２条第１号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

２　イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)　障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

(2)　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第１項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一)　入所支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

(二)　入所支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

３　指定入所基準第41条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

３の２　指定入所基準第42条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(7)　入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	536単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	851単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	851単位
(8)　入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	750単位
(9)　入所定員が36人以上40人以下の場合	698単位
(10)　入所定員が41人以上50人以下の場合	612単位
(11)　入所定員が51人以上60人以下の場合	590単位
(12)　入所定員が61人以上70人以下の場合	570単位
(13)　入所定員が71人以上80人以下の場合	548単位
(14)　入所定員が81人以上90人以下の場合	528単位
(15)　入所定員が91人以上の場合	509単位
ホ　主として肢体不自由（法第６条の２の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1)　入所定員が50人以下の場合	753単位
(2)　入所定員が51人以上60人以下の場合	739単位
(3)　入所定員が61人以上70人以下の場合	724単位
(4)　入所定員が71人以上の場合	708単位

注１　指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第２条第１号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

２　イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)　障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

(2)　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第１項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一)　入所支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

(二)　入所支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

３　指定入所基準第41条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

［加える。］

３の３　指定入所基準第35条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。

３の４　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

４　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、日中活動支援加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1)　入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　67単位

(2)　入所定員が10人の場合

(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　161単位

(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　67単位

(3)　入所定員が11人以上15人以下の場合

(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　121単位

(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　67単位

(4)　入所定員が16人以上20人以下の場合

(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　81単位

(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　67単位

(5)　入所定員が21人以上25人以下の場合　67単位

(6)　入所定員が26人以上30人以下の場合　54単位

(7)　入所定員が31人以上35人以下の場合　47単位

(8)　入所定員が36人以上40人以下の場合　40単位

(9)　入所定員が41人以上50人以下の場合　32単位

(10)　入所定員が51人以上60人以下の場合　27単位

(11)　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位

(12)　入所定員が71人以上80人以下の場合　20単位

(13)　入所定員が81人以上90人以下の場合　18単位

(14)　入所定員が91人以上100人以下の場合　16単位

(15)　入所定員が101人以上の場合　16単位

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［加える。］

［加える。］

４　職業指導員を１以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

［加える。］

(1)　入所定員が10人以下の場合

(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　148単位

(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　49単位

(2)　入所定員が11人以上20人以下の場合

(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　73単位

(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　49単位

［加える。］

(3)　入所定員が21人以上30人以下の場合　49単位

［加える。］

(4)　入所定員が31人以上40人以下の場合　39単位

［加える。］

(5)　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位

(6)　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位

(7)　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位

(8)　入所定員が71人以上80人以下の場合　20単位

(9)　入所定員が81人以上90人以下の場合　17単位

(10)　入所定員が91人以上100人以下の場合　14単位

(11)　入所定員が101人以上110人以下の場合　13単位

(12)　入所定員が111人以上120人以下の場合　12単位

(13)　入所定員が121人以上130人以下の場合　11単位

(14)　入所定員が131人以上140人以下の場合　10単位

(15)　入所定員が141人以上170人以下の場合　９単位

(16)　入所定員が171人以上の場合　８単位

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

⑴　入所定員が30人以下の場合	54単位
⑵　入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
⑶　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑷　入所定員が51人以上60人以下の場合	27単位
⑸　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑹　入所定員が71人以上の場合	23単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

⑴　入所定員が５人の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	322単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
⑵　入所定員が６人以上９人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	179単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
⑶　入所定員が10人の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	161単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
⑷　入所定員が11人以上15人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	107単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
⑸　入所定員が16人以上20人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	81単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
⑹　入所定員が21人以上25人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	64単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
⑺　入所定員が26人以上30人以下の場合	54単位
⑻　入所定員が31人以上35人以下の場合	46単位
⑼　入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
⑽　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑾　入所定員が51人以上60人以下の場合	27単位
⑿　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⒀　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⒁　入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
⒂　入所定員が91人以上の場合	18単位

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

⑴　入所定員が30人以下の場合	49単位
⑵　入所定員が31人以上40人以下の場合	39単位
⑶　入所定員が41人以上50人以下の場合	29単位
⑷　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑸　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑹　入所定員が71人以上の場合	20単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

⑴　入所定員が５人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	296単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位
⑵　入所定員が６人以上10人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	148単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位

［加える。］

⑶　入所定員が11人以上15人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	98単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位
⑷　入所定員が16人以上20人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	73単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位
⑸　入所定員が21人以上25人以下の場合	
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	59単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位
⑹　入所定員が26人以上30人以下の場合	49単位
⑺　入所定員が31人以上40人以下の場合	39単位

［加える。］

⑻　入所定員が41人以上50人以下の場合	29単位
⑼　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑽　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑾　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⑿　入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⒀　入所定員が91人以上の場合	14単位

5　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、重度障害児（次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。以下この第１において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、１日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）　165単位

⑴　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

㈠　食事、洗面、排泄（せつ）、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

㈡　頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

⑵　盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合　198単位

⑴　６歳未満である者

⑵　医療型障害児入所施設（法第42条第２号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後３年未満である者

⑶　入所後１年未満である者

ハ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。）　158単位

⑴　知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

⑵　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄（せつ）、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ニ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後１年未満のもの　189単位

ホ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。）　143単位

⑴　知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

⑵　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄（せつ）、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

5　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、１日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）　165単位

⑴　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

㈠　食事、洗面、排泄（せつ）、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

㈡　頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

⑵　盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合　198単位

⑴　６歳未満である者

⑵　医療型障害児入所施設（法第42条第２号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後３年未満である者

⑶　入所後１年未満である者

ハ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。）　158単位

⑴　知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

⑵　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄（せつ）及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ニ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後１年未満のもの　189単位

ホ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。）　143単位

⑴　知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

⑵　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄（せつ）、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ヘ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後１年未満のもの　171単位

ト　主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合　198単位

(1)　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者

(2)　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者

５の２　注５の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注５のイの(1)の㈡又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、１日につき11単位を所定単位数に加算する。

６　注５イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち３以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、１日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

７　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、１日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　強度行動障害児特別支援加算(I)

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合　390単位

ロ　強度行動障害児特別支援加算(II)

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合　781単位

８　指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、１日につき78単位を所定単位数に加算する。

ヘ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後１年未満のもの　171単位

ト　主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合　198単位

(1)　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者

(2)　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者

５の２　注５の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注５のイの(1)の㈡又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、１日につき11単位を所定単位数に加算する。

６　注５イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち３以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、１日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

７　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。）において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、１日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

［加える。］

［加える。］

８　指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、１日につき78単位を所定単位数に加算する。

9　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が10人以下の場合	102単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
⑷	入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
⑸	入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
⑹	入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑺	入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑻	入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
⑼	入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
⑽	入所定員が91人以上100人以下の場合	10単位
⑾	入所定員が101人以上の場合	９単位
	［削る。］	
	［削る。］	
	［削る。］	
	［削る。］	

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が40人以下の場合	26単位
⑵	入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
⑶	入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑷	入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑸	入所定員が71人以上の場合	13単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

⑴	入所定員が５人以上10人以下の場合	102単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
⑷	入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
⑸	入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
⑹	入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑺	入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑻	入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
⑼	入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
⑽	入所定員が91人以上の場合	10単位

ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が50人以下の場合	20単位
⑵	入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑶	入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑷	入所定員が71人以上の場合	13単位

9　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注７の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が10人以下の場合	102単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
⑷	入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
⑸	入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
⑹	入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑺	入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑻	入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
⑼	入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
⑽	入所定員が91人以上100人以下の場合	10単位
⑾	入所定員が101人以上120人以下の場合	９単位
⑿	入所定員が121人以上130人以下の場合	８単位
⒀	入所定員が131人以上150人以下の場合	７単位
⒁	入所定員が151人以上180人以下の場合	６単位
⒂	入所定員が181人以上の場合	５単位

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が40人以下の場合	26単位
⑵	入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
⑶	入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑷	入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑸	入所定員が71人以上の場合	13単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

⑴	入所定員が５人以上10人以下の場合	102単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
⑷	入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
⑸	入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
⑹	入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑺	入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑻	入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
⑼	入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
⑽	入所定員が91人以上の場合	10単位

ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が50人以下の場合	20単位
⑵	入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
⑶	入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
⑷	入所定員が71人以上の場合	13単位

10　公認心理師を１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注９の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、１日につき10単位を所定単位数に加算する。

11　指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(I)として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が10人以下の場合	141単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
⑷	入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
⑸	入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
⑹	入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
⑺	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑻	入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⑼	入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽	入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
⑾	入所定員が101人以上の場合	13単位
	［削る。］	
	［削る。］	
	［削る。］	
	［削る。］	
	［削る。］	
	［削る。］	
	［削る。］	

ロ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が５人以上10人以下の場合	141単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
⑷	入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
⑸	入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
⑹	入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
⑺	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑻	入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⑼	入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽	入所定員が91人以上の場合	14単位

12　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(II)として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が10人以下の場合	145単位

10　公認心理師を１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注９の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、１日につき10単位を所定単位数に加算する。

11　指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が10人以下の場合	141単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
⑷	入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
⑸	入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
⑹	入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
⑺	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑻	入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⑼	入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽	入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
⑾	入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位
⑿	入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位
⒀	入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
⒁	入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
⒂	入所定員が141人以上160人以下の場合	９単位
⒃	入所定員が161人以上170人以下の場合	８単位
⒄	入所定員が171人以上190人以下の場合	７単位
⒅	入所定員が191人以上の場合	６単位

ロ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が５人以上10人以下の場合	141単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
⑷	入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
⑸	入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
⑹	入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
⑺	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑻	入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⑼	入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽	入所定員が91人以上の場合	14単位

12　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が10人以下の場合	145単位

⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽　入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
⑾　入所定員が101人以上の場合	14単位
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が40人以下の場合	36単位
⑵　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑶　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑷　入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑸　入所定員が71人以上の場合	19単位
ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合	145単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽　入所定員が91人以上の場合	15単位
ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が50人以下の場合	29単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑷　入所定員が71人以上の場合	19単位

⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽　入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
⑾　入所定員が101人以上110人以下の場合	14単位
⑿　入所定員が111人以上120人以下の場合	13単位
⒀　入所定員が121人以上130人以下の場合	12単位
⒁　入所定員が131人以上140人以下の場合	11単位
⒂　入所定員が141人以上160人以下の場合	10単位
⒃　入所定員が161人以上170人以下の場合	９単位
⒄　入所定員が171人以上190人以下の場合	８単位
⒅　入所定員が191人以上の場合	７単位
ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が40人以下の場合	36単位
⑵　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑶　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑷　入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑸　入所定員が71人以上の場合	19単位
ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合	145単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽　入所定員が91人以上の場合	15単位
ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が50人以下の場合	29単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑷　入所定員が71人以上の場合	19単位

13　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。５の注３の⑴において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　理学療法士等を配置する場合

⑴　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

㈠　入所定員が10人以下の場合	151単位
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位
㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
㈦　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
㈧　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
㈨　入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
㈩　入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
㈪　入所定員が101人以上の場合	14単位
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	

⑵　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

㈠　入所定員が40人以下の場合	38単位
㈡　入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
㈢　入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
㈣　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
㈤　入所定員が71人以上の場合	20単位

⑶　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

㈠　入所定員が５人以上10人以下の場合	151単位
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位

13　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。５の注３の⑴において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　理学療法士等を配置する場合

⑴　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

㈠　入所定員が10人以下の場合	151単位
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位
㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
㈦　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
㈧　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
㈨　入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
㈩　入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
㈪　入所定員が101人以上120人以下の場合	14単位
㈫　入所定員が121人以上130人以下の場合	12単位
㈬　入所定員が131人以上150人以下の場合	11単位
㈭　入所定員が151人以上180人以下の場合	９単位
㈮　入所定員が181人以上の場合	８単位

⑵　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

㈠　入所定員が40人以下の場合	38単位
㈡　入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
㈢　入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
㈣　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
㈤　入所定員が71人以上の場合	20単位

⑶　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

㈠　入所定員が５人以上10人以下の場合	151単位
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位

㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
㈦　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
㈧　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
㈨　入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
㈩　入所定員が91人以上の場合	16単位
⑷　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が50人以下の場合	30単位
㈡　入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
㈢　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
㈣　入所定員が71人以上の場合	20単位
ロ　児童指導員等を配置する場合	
⑴　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が10人以下の場合	112単位
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
㈦　入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
㈧　入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
㈨　入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
㈩　入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位
㈠　入所定員が101人以上の場合	10単位
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
［削る。］	
⑵　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が40人以下の場合	28単位
㈡　入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
㈢　入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
㈣　入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
㈤　入所定員が71人以上の場合	15単位
⑶　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が５人以上10人以下の場合	112単位
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位

㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
㈦　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
㈧　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
㈨　入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
㈩　入所定員が91人以上の場合	16単位
⑷　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が50人以下の場合	30単位
㈡　入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
㈢　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
㈣　入所定員が71人以上の場合	20単位
ロ　児童指導員等を配置する場合	
⑴　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が10人以下の場合	112単位
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
㈦　入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
㈧　入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
㈨　入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
㈩　入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位
㈠　入所定員が101人以上120人以下の場合	10単位
㈡　入所定員が121人以上130人以下の場合	９単位
㈢　入所定員が131人以上150人以下の場合	８単位
㈣　入所定員が151人以上180人以下の場合	７単位
㈤　入所定員が181人以上の場合	６単位
⑵　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が40人以下の場合	28単位
㈡　入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
㈢　入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
㈣　入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
㈤　入所定員が71人以上の場合	15単位
⑶　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が５人以上10人以下の場合	112単位
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位

(七)　入所定員が61人以上70人以下の場合　17単位
(八)　入所定員が71人以上80人以下の場合　15単位
(九)　入所定員が81人以上90人以下の場合　13単位
(十)　入所定員が91人以上の場合　12単位
(4)　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合
(一)　入所定員が50人以下の場合　22単位
(二)　入所定員が51人以上60人以下の場合　20単位
(三)　入所定員が61人以上70人以下の場合　17単位
(四)　入所定員が71人以上の場合　15単位

14　障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は５年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
(1)　入所定員が10人以下の場合　159単位
(2)　入所定員が11人以上20人以下の場合　79単位
(3)　入所定員が21人以上30人以下の場合　53単位
(4)　入所定員が31人以上40人以下の場合　40単位
(5)　入所定員が41人以上50人以下の場合　32単位
(6)　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位
(7)　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位
(8)　入所定員が71人以上80人以下の場合　20単位
(9)　入所定員が81人以上90人以下の場合　18単位
(10)　入所定員が91人以上100人以下の場合　16単位
(11)　入所定員が101人以上の場合　14単位
[削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合
(1)　入所定員が30人以下の場合　53単位
(2)　入所定員が31人以上40人以下の場合　40単位
(3)　入所定員が41人以上50人以下の場合　32単位
(4)　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位
(5)　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位
(6)　入所定員が71人以上の場合　20単位

(七)　入所定員が61人以上70人以下の場合　17単位
(八)　入所定員が71人以上80人以下の場合　15単位
(九)　入所定員が81人以上90人以下の場合　13単位
(十)　入所定員が91人以上の場合　12単位
(4)　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合
(一)　入所定員が50人以下の場合　22単位
(二)　入所定員が51人以上60人以下の場合　20単位
(三)　入所定員が61人以上70人以下の場合　17単位
(四)　入所定員が71人以上の場合　15単位

14　障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は５年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
(1)　入所定員が10人以下の場合　159単位
(2)　入所定員が11人以上20人以下の場合　79単位
(3)　入所定員が21人以上30人以下の場合　53単位
(4)　入所定員が31人以上40人以下の場合　40単位
(5)　入所定員が41人以上50人以下の場合　32単位
(6)　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位
(7)　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位
(8)　入所定員が71人以上80人以下の場合　20単位
(9)　入所定員が81人以上90人以下の場合　18単位
(10)　入所定員が91人以上100人以下の場合　16単位
(11)　入所定員が101人以上110人以下の場合　14単位
(12)　入所定員が111人以上120人以下の場合　13単位
(13)　入所定員が121人以上130人以下の場合　12単位
(14)　入所定員が131人以上150人以下の場合　11単位
(15)　入所定員が151人以上160人以下の場合　10単位
(16)　入所定員が161人以上180人以下の場合　９単位
(17)　入所定員が181人以上の場合　８単位

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合
(1)　入所定員が30人以下の場合　53単位
(2)　入所定員が31人以上40人以下の場合　40単位
(3)　入所定員が41人以上50人以下の場合　32単位
(4)　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位
(5)　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位
(6)　入所定員が71人以上の場合　20単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合	159単位
⑵　入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位
⑶　入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位
⑷　入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位
⑸　入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位
⑹　入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位
⑺　入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
⑻　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑼　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑽　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑾　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⑿　入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
⒀　入所定員が91人以上の場合	16単位
ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が50人以下の場合	32単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑷　入所定員が71人以上の場合	20単位
２　入院・外泊時加算（１日につき）	
イ　入院・外泊時加算(Ⅰ)	
⑴　入所定員が60人以下の場合	320単位
⑵　入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
⑶　入所定員が91人以上の場合	252単位
ロ　入院・外泊時加算(Ⅱ)	
⑴　入所定員が60人以下の場合	191単位
⑵　入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位
⑶　入所定員が91人以上の場合	150単位

注１　イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の１の注３に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の１の２の注５又は注６に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の１の２の２の注３に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この２において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合	159単位
⑵　入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位
⑶　入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位
⑷　入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位
⑸　入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位
⑹　入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位
⑺　入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
⑻　入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑼　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑽　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑾　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⑿　入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
⒀　入所定員が91人以上の場合	16単位
ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が50人以下の場合	32単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑷　入所定員が71人以上の場合	20単位
２　入院・外泊時加算（１日につき）	
イ　入院・外泊時加算(Ⅰ)	
⑴　入所定員が60人以下の場合	320単位
⑵　入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
⑶　入所定員が91人以上の場合	252単位
ロ　入院・外泊時加算(Ⅱ)	
⑴　入所定員が60人以下の場合	191単位
⑵　入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位
⑶　入所定員が91人以上の場合	150単位

注１　イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の１の注６に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の１の２の注８又は注９に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の１の２の２の注６に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この２において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

２　ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第４条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。以下この第１において同じ。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

［３　略］

４　入院時特別支援加算

イ　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに２の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が４日未満の場合　561単位

ロ　当該月における入院期間の日数の合計が４日以上の場合　1,122単位

注　指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月につき１回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

［５　略］

５の２　家族支援加算

イ　家族支援加算⑴

⑴　障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この５の２において同じ。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合

㈠　所要時間１時間以上の場合　300単位

㈡　所要時間１時間未満の場合　200単位

⑵　指定福祉型障害児入所施設等において対面により相談援助を行った場合　100単位

⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合　80単位

ロ　家族支援加算⑵

⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　80単位

⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　60単位

注　指定福祉型障害児入所施設において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者（法第24条の３第６項の入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき２回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、６を算定しているときは、算定しない。

［６　略］

２　ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第四条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。４及び６において同じ。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

［３　同左］

４　入院時特別支援加算

イ　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに２の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が４日未満の場合　561単位

ロ　当該月における入院期間の日数の合計が４日以上の場合　1,122単位

注　指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月につき１回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

［５　同左］

［加える。］

［６　同左］

６の２　移行支援関係機関連携加算　250単位	［加える。］
注　指定福祉型障害児入所施設において、移行支援計画（指定入所基準第３条第１項に規定する移行支援計画をいう。以下同じ。）の作成又は変更に当たって、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者又は障害者総合支援法第77条の２に規定する基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。以下この注及び第２の４の２の注において同じ。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。	
６の３　体験利用支援加算（１日につき）	［加える。］
イ　体験利用支援加算(I)　700単位	
ロ　体験利用支援加算(II)　500単位	
注１　現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って１年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、１回につき３日以内（ロにあっては、５日以内）の期間について、２回を限度として所定単位数を加算する。	
(1)　体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供	
(2)　体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助	
２　注１の体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動とする。	
(1)　体験利用支援加算(I)　障害福祉サービス（障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）	
(2)　体験利用支援加算(II)　障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（(1)に定めるものを除く。）	
７　栄養士配置加算	７　栄養士配置加算
イ　栄養士配置加算(I)	イ　栄養士配置加算(I)
［(1)～(7)　略］	［(1)～(7)　同左］
(8)　入所定員が101人以上の場合　10単位	(8)　入所定員が101人以上110人以下の場合　10単位
［削る。］	(9)　入所定員が111人以上120人以下の場合　９単位
［削る。］	(10)　入所定員が121人以上130人以下の場合　８単位
［削る。］	(11)　入所定員が131人以上150人以下の場合　７単位
［削る。］	(12)　入所定員が151人以上180人以下の場合　６単位
［削る。］	(13)　入所定員が181人以上の場合　５単位
ロ　栄養士配置加算(II)	ロ　栄養士配置加算(II)
［(1)～(6)　略］	［(1)～(6)　同左］
(7)　入所定員が101人以上の場合　５単位	(7)　入所定員が101人以上120人以下の場合　５単位
［削る。］	(8)　入所定員が121人以上150人以下の場合　４単位
［削る。］	(9)　入所定員が151人以上の場合　３単位

注１　イについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

⑴　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

２　ロについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

⑴　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

［８　略］

８の２　要支援児童加算

イ　要支援児童加算(I)　150単位

ロ　要支援児童加算(II)　150単位

注１　イについては、指定福祉型障害児入所施設が、現に入所している者であって、要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第５項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。

２　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算する。

８の３　集中的支援加算

イ　集中的支援加算(I)　1,000単位

ロ　集中的支援加算(II)　500単位

注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。

注１　イについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

⑴　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

２　ロについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

⑴　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。

⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

［８　同左］

［加える。］

［加える。］

２　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設が、他の指定通所支援（法第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援をいう。第２の４の５において同じ。）を行う事業所、指定障害児入所施設（法第24条の２第１項に規定する指定障害児入所施設をいう。第２の４の５において同じ。）、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算する。

９　小規模グループケア加算

イ　小規模グループケア加算(Ⅰ)（障害児の数が４人から６人まで）　320単位

ロ　小規模グループケア加算(Ⅱ)（障害児の数が７人又は８人）　233単位

ハ　小規模グループケア加算(Ⅱ)（障害児の数が９人又は10人）　186単位

注１　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児１人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

２　イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注２において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児１人につき378単位を所定単位数に加算する。

９の２　障害者支援施設等感染対策向上加算

イ　障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)　10単位

ロ　障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)　５単位

注１　イについては、以下の⑴から⑶のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、１月につき所定単位数を加算する。

⑴　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

⑵　協力医療機関（指定入所基準第39条第１項に規定する協力医療機関をいう。以下同じ。）等との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この⑵において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

９　小規模グループケア加算　240単位

［加える。］

［加える。］

［加える。］

注１　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児１人につき所定単位数を加算する。

２　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注２において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（小規模グループケア加算が算定されている場合に限る。）に、更に当該障害児１人につき308単位を所定単位数に加算する。

［加える。］

⑶　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号Ａ２３４－２に規定する感染対策向上加算（注２において「感染対策向上加算」という。）若しくは医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診療の注11及び区分番号Ａ００１に掲げる再診療の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。

２　ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から３年に１回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、１月につき所定単位数を加算する。

９の３　新興感染症等施設療養加算　240単位

注　障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定入所支援を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算する。

10　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、１から９の３までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

［加える。］

10　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から９までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から９までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から９までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から９までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から９までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、１から９までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第２　医療型障害児入所施設

１　医療型障害児入所施設給付費（１日につき）

イ　指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	380単位
⑵　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	189単位
⑶　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	988単位

ロ　指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	454単位
㈡　61日目以降90日目まで	415単位
㈢　91日目以降180日目まで	380単位
㈣　181日目以降	345単位
⑵　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	223単位
㈡　61日目以降90日目まで	205単位
㈢　91日目以降180日目まで	189単位
㈣　181日目以降	173単位
⑶　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	1,190単位
㈡　61日目以降90日目まで	1,084単位
㈢　91日目以降180日目まで	988単位
㈣　181日目以降	891単位

ハ　指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）

⑴　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	137単位
⑵　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	962単位

ニ　指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

⑴　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	165単位
㈡　61日目以降90日目まで	150単位
㈢　91日目以降180日目まで	137単位
㈣　181日目以降	124単位
⑵　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	1,164単位
㈡　61日目以降90日目まで	1,058単位
㈢　91日目以降180日目まで	962単位
㈣　181日目以降	865単位

注１　指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第２条第２号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第７条第２項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

第２　医療型障害児入所施設

１　医療型障害児入所施設給付費（１日につき）

イ　指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	352単位
⑵　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	175単位
⑶　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	914単位

ロ　指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	420単位
㈡　61日目以降90日目まで	384単位
㈢　91日目以降180日目まで	352単位
㈣　181日目以降	319単位
⑵　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	206単位
㈡　61日目以降90日目まで	190単位
㈢　91日目以降180日目まで	175単位
㈣　181日目以降	160単位
⑶　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	1,101単位
㈡　61日目以降90日目まで	1,003単位
㈢　91日目以降180日目まで	914単位
㈣　181日目以降	825単位

ハ　指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）

⑴　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	127単位
⑵　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	890単位

ニ　指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合

⑴　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	153単位
㈡　61日目以降90日目まで	139単位
㈢　91日目以降180日目まで	127単位
㈣　181日目以降	115単位
⑵　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
㈠　60日目まで	1,077単位
㈡　61日目以降90日目まで	979単位
㈢　91日目以降180日目まで	890単位
㈣　181日目以降	801単位

注１　指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第２条第２号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

１の２　ロ又はニについては、法第24条の３第４項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

２　指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　入所支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　入所支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

３　指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

３の２　指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第42条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

３の３　指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。

３の４　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

４　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。以下この第２において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、１日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注５の２の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）　165単位

⑴　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

㈠　食事、洗面、排泄（せつ）、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

１の２　ロ又はニについては、法第24条の３第４項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

２　指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合　別にこども家庭庁長官が定める割合

⑵　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　入所支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　入所支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

３　指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

４　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、１日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注５の２の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）　165単位

⑴　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

㈠　食事、洗面、排泄（せつ）、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

(二)　頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2)　盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合　198単位

(1)　６歳未満である者

(2)　医療型障害児入所施設を退所後３年未満である者

(3)　入所後１年未満である者

ハ　主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合　198単位

(1)　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者

(2)　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

４の２　注４の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注４のイの(1)の(二)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、１日につき11単位を所定単位数に加算する。

５　注４のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち３以上（主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合にあっては、２以上）の障害を有するもの（重症心身障害児を除く。）に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、１日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注５の２の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

５の２　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、１日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　強度行動障害児特別支援加算(I)

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合　390単位

(二)　頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2)　盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合　198単位

(1)　６歳未満である者

(2)　医療型障害児入所施設を退所後３年未満である者

(3)　入所後１年未満である者

ハ　主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合　198単位

(1)　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者

(2)　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

４の２　注４の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注４のイの(1)の(二)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、１日につき11単位を所定単位数に加算する。

５　注４のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち３以上（主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあっては、２以上）の障害を有するもの（重症心身障害児を除く。）に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、１日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注５の２の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

５の２　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、１日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については700単位を加算する。

［加える。］

ロ　強度行動障害児特別支援加算(Ⅱ)
別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合　781単位

6　指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、１日につき70単位を所定単位数に加算する。

7　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、１日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注５の２の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

8　公認心理師を１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注７の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、１日につき10単位を所定単位数に加算する。

9　障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、１日につき40単位を所定単位数に加算する。

［２～３の２　略］

３の３　家族支援加算

イ　家族支援加算(Ⅰ)

(1)　障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この３の３において同じ。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一)　所要時間１時間以上の場合　300単位

(二)　所要時間１時間未満の場合　200単位

(2)　指定医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合　100単位

(3)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合　80単位

ロ　家族支援加算(Ⅱ)

(1)　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　80単位

(2)　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合　60単位

注　指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、１日につき１回及び１月につき２回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、４を算定しているときは、算定しない。

［加える。］

6　指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、１日につき70単位を所定単位数に加算する。

7　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、１日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注５の２の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

8　公認心理師を１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注７の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、１日につき10単位を所定単位数に加算する。

9　障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき40単位を所定単位数に加算する。

［２～３の２　同左］

［加える。］

［４　略］	［４　同左］
４の２　移行支援関係機関連携加算　250単位	［加える。］
注　指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。	
４の３　体験利用支援加算（１日につき）	［加える。］
イ　体験利用支援加算(I)　700単位	
ロ　体験利用支援加算(II)　500単位	
注１　現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って１年間において体験利用を行う場合に、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、次の⑴及び⑵のいずれにも該当する支援を行った場合に、１回につき３日以内（ロにあっては、５日以内）の期間について、２回を限度として所定単位数を加算する。	
⑴　体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供	
⑵　体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助	
２　注１の体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動とする。	
⑴　体験利用支援加算(I)　障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）	
⑵　体験利用支援加算(II)　障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（⑴に定めるものを除く。）	
４の４　要支援児童加算	［加える。］
イ　要支援児童加算(I)　150単位	
ロ　要支援児童加算(II)　150単位	
注１　イについては、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、現に入所している者であって、要保護児童又は要支援児童であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算する。	
２　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算する。	

４の５　集中的支援加算 イ　集中的支援加算(I)　1,000単位 ロ　集中的支援加算(II)　500単位 注１　イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定医療型障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。 ２　ロについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該障害児を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算する。	［加える。］
5　小規模グループケア加算 イ　小規模グループケア加算(I)（障害児の数が４人から６人まで）　320単位 ロ　小規模グループケア加算(II)（障害児の数が７人又は８人）　233単位 ハ　小規模グループケア加算(II)（障害児の数が９人又は10人）　186単位 注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児１人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。	5　小規模グループケア加算　240単位 ［加える。］ ［加える。］ ［加える。］ 注　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児１人につき所定単位数を加算する。
6　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。７及び８において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から５までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　１から５までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数	6　福祉・介護職員処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。７及び８において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から５までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　１から５までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数
［７・８　略］	［７・８　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第四条　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、それぞれ改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第１の１（注５から注６までを除く。）、２及び４から10までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１の１（注５から注６までに限る。）及び３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。	一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第１の１（注５から注６までを除く。）、２及び４から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第１の１（注５から注６までに限る。）及び３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。
［二　略］	［二　同左］
別表	**別表**
障害児入所給付費単位数表	障害児入所給付費単位数表
第１　福祉型障害児入所施設	第１　福祉型障害児入所施設
［１～９の３　略］	［１～９の３　同左］
10　福祉・介護職員等処遇改善加算	10　福祉・介護職員処遇改善加算
注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の211に相当する単位数	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(III)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の141に相当する単位数	［加える。］
２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	［加える。］
(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数	
(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数	
(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数	

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数
(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数
(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数
(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

［削る。］

［削る。］

第２　医療型障害児入所施設

［１～５　略］

６　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注２において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

11　福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)　１から９の３までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、１から９の３までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第２　医療型障害児入所施設

［１～５　同左］

６　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。７及び８において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

2　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から５までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から５までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から５までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から５までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から５までにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から５までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から５までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から５までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から５までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から５までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から５までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

［加える。］

［加える。］

改正後	改正前
［削る。］	7　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
［削る。］	8　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、１から５までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第五条　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表		**別表**	
障害児相談支援給付費単位数表		障害児相談支援給付費単位数表	
1　障害児相談支援費		1　障害児相談支援費	
イ　障害児支援利用援助費		イ　障害児支援利用援助費	
(1)　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	2,201単位	(1)　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	2,027単位
(2)　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	2,101単位	(2)　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1,927単位
(3)　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	2,016単位	(3)　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1,842単位
(4)　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,866単位	(4)　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,792単位
(5)　障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,766単位	(5)　障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,692単位
(6)　障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815単位	(6)　障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815単位
ロ　継続障害児支援利用援助費		ロ　継続障害児支援利用援助費	
(1)　機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,896単位	(1)　機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,724単位
(2)　機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1,796単位	(2)　機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1,624単位
(3)　機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1,699単位	(3)　機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1,527単位
(4)　機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,548単位	(4)　機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,476単位
(5)　継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,448単位	(5)　継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,376単位
(6)　継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662単位	(6)　継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662単位

注１　障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注１の⑴を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定する。

⑴　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第３条第１項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第２項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第１項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員（同条第４項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。

［⑵・⑶　略］

［２～４　略］

５　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６　指定基準第20条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

７　指定基準第28条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

８　別にこども家庭庁長官が定める地域（以下「特別地域」という。）に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注３に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

９　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、イの⑴機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくはイの⑵機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)又はロの⑴機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくはロの⑵機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネー

注１　障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注１の⑴を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定する。

⑴　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第３条第１項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第２項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第１項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。

［⑵・⑶　同左］

［２～４　同左］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

５　別にこども家庭庁長官が定める地域に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注３に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

［加える。］

ター（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第２号のイの⑶に規定する拠点コーディネーターをいう。）１人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第２条第３項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第３項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、１月につき100回を限度とする。

［２　略］

３　初回加算　500単位

注１　指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第６条の２の２第７項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算する。

２　初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第６条の２の２第７項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等（指定基準第15条第２項第10号に規定するテレビ電話装置等をいう。以下同じ。）を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合（月に１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

４　主任相談支援専門員配置加算

注１　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)　300単位

ロ　主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)　100単位

２　主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス等基準第206条の13第１項に規定する指定自立生活援助をいう。）、指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第１条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第１条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）、指定計画相談支援（指定基準第３条第２項に規定する指定計画相談支援をいう。）その他のこれに類する職務に従事することができる。

［２　同左］

３　初回加算　500単位

注１　指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第６条の２の２第８項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算する。

２　初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第６条の２の２第８項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

４　主任相談支援専門員配置加算　100単位

注　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、１月につき所定単位数を加算する。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

5　入院時情報連携加算

注　障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　入院時情報連携加算(Ⅰ)　300単位

ロ　入院時情報連携加算(Ⅱ)　150単位

6　退院・退所加算　300単位

注　法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第３条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第３条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成７年法律第86号）第２条第７項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第３項若しくは第85条第３項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第２項の救護若しくは同法第85条第１項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合を除く。）。

7　保育・教育等移行支援加算

注　指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（⑴から⑶までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

⑴　障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援

5　入院時情報連携加算

注　障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

イ　入院時情報連携加算(Ⅰ)　200単位

ロ　入院時情報連携加算(Ⅱ)　100単位

6　退院・退所加算　200単位

注　法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第３条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第３条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成７年法律第86号）第２条第７項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第３項若しくは第85条第３項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第２項の救護若しくは同法第85条第１項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合を除く。）。

7　保育・教育等移行支援加算

注　指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（⑴から⑶までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

⑴　障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援

センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合　150単位

⑵　障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位

［⑶　略］

８　医療・保育・教育機関等連携加算

注１　指定障害児相談支援事業者が次の⑴から⑶までに該当する場合に、１月にそれぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数を加算する。

⑴　指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいう。）を行う者を除く。⑶、注２及び10の注において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合（障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度とし、３の初回加算を算定する場合及び６の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）　次の㈠又は㈡に掲げる場合に応じ、それぞれ㈠又は㈡に掲げる単位数

㈠　指定障害児支援利用援助を行った場合　200単位

㈡　指定継続障害児支援利用援助を行った場合　300単位

⑵　障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。１のイ又はロを算定する場合に限る。）　300単位

⑶　福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（１のイ又はロを算定する場合に限る。）　150単位

２　注１の⑶については、次の⑴又は⑵に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度とする。

⑴　病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第３項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）

⑵　福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合　100単位

⑵　障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位

［⑶　同左］

８　医療・保育・教育機関等連携加算　100単位

注　指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいう。）を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する（３の初回加算を算定する場合及び６の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。

9　集中支援加算

注１　指定障害児相談支援事業者が次の⑴から⑸までに該当する場合に、１月にそれぞれ⑴から⑸までに掲げる単位数を加算する。ただし、⑴から⑶までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度とする。

⑴　障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位

⑵　サービス担当者会議（指定基準第15条第２項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位

⑶　福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（１のイ若しくはロ、５のイ又は６を算定する月を除く。）　300単位

⑷　障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。１のイ又はロを算定する月を除く。）　300単位

⑸　福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（１のイ又はロを算定する月を除く。）　150単位

２　注１の⑸については、次の⑴又は⑵に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度とする。

⑴　病院等及び訪問看護ステーション等

⑵　福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

10　サービス担当者会議実施加算　100単位

注　指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、８の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しない。

9　集中支援加算

注　指定障害児相談支援事業者が、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、障害児１人につき１月に１回を限度として、それぞれ300単位を加算する。

⑴　障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（１のイ又はロを算定する月を除く。）

⑵　サービス担当者会議（指定基準第15条第２項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（１のイ又はロを算定する月を除く。）

⑶　福祉サービス等を提供する機関等（以下この⑶において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（１のイ若しくはロ、５のイ又は６を算定する月を除く。）

［加える。］

［加える。］

［加える。］

10　サービス担当者会議実施加算　100単位

注　指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。

11　サービス提供時モニタリング加算　100単位	11　サービス提供時モニタリング加算　100単位
注　指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員１人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。	注　指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員１人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。
12　行動障害支援体制加算	12　行動障害支援体制加算　35単位
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。
イ　行動障害支援体制加算(I)　60単位	［加える。］
ロ　行動障害支援体制加算(II)　30単位	［加える。］
13　要医療児者支援体制加算	13　要医療児者支援体制加算　35単位
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。
イ　要医療児者支援体制加算(I)　60単位	［加える。］
ロ　要医療児者支援体制加算(II)　30単位	［加える。］
14　精神障害者支援体制加算	14　精神障害者支援体制加算　35単位
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、１月につき所定単位数を加算する。
イ　精神障害者支援体制加算(I)　60単位	［加える。］
ロ　精神障害者支援体制加算(II)　30単位	［加える。］
14の２　高次脳機能障害支援体制加算	［加える。］
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ　高次脳機能障害支援体制加算(I)　60単位	［加える。］
ロ　高次脳機能障害支援体制加算(II)　30単位	［加える。］
［15　略］	［15　同左］
16　地域生活支援拠点等相談強化加算　700単位	16　地域生活支援拠点等相談強化加算　700単位
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（指定障害福	注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（障害者の日

祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第１項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算する。	常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第１項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算する。
17　地域体制強化共同支援加算　2,000単位	17　地域体制強化共同支援加算　2,000単位
注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。	注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。
18　遠隔地訪問加算　300単位	［加える。］
注　障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、法第７条第１項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、３の初回加算（注２に該当する場合に限る。）、５の入院時情報連携加算（注のイの入院時情報連携加算(I)を算定する場合に限る。）、６の退院・退所加算、７の保育・教育等移行支援加算（注の(2)に該当する場合に限る。）、８の医療・保育・教育機関等連携加算（注１の(1)及び(2)に該当する場合に限る。）又は９の集中支援加算（注１の(1)及び(4)に該当する場合に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、３の初回加算については、３の注２に規定する面接をした月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める額の一部改正）

第六条　児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十第二項第二号（同法第二十四条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づきこども家庭庁長官が定める額は、次の各号に掲げる障害児入所医療を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ［一・二　略］	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十第二項第二号（同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づきこども家庭庁長官が定める額は、次の各号に掲げる障害児入所医療を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額としてこども家庭庁長官が定める費用の額の一部改正）

第七条　児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額としてこども家庭庁長官が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万五千五百円とする。	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万四千円とする。

（児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部改正）

第八条　児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十七条の六第一項に基づきこども家庭庁長官が定める方法により算定する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。 ［一・二　略］ **別表第二**	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十七条の六第一項に基づきこども家庭庁長官が定める方法により算定する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。 ［一・二　同上］ **別表第二**

入所給付決定保護者の区分	額
一　別表第一の一の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二　別表第一の二の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

附　則

令和九年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第四号」とあるのは、「第二十七条の二第二号、第三号ロ又は第四号」とする。

入所給付決定保護者の区分	額
一　別表第一の一の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二　別表第一の二の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

附　則

令和六年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第四号」とあるのは、「第二十七条の二第二号、第三号ロ又は第四号」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（こども家庭庁長官が定める一単位の単価の一部改正）

第九条　こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号。以下「指定通所基準」という。）第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）第一号に規定することども家庭庁長官が定める一単位の単価（以下この号において「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）第一号に規定することども家庭庁長官が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	支援の種類	割合
一級地	児童発達支援	千分の千百二十四
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）又は基準該当児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において行う場合	千分の千百二十
	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二
	放課後等デイサービス	
	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千百二十

地域区分	支援の種類	割合
一級地	児童発達支援	千分の千百二十四
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において行う場合	
	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）又は基準該当児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において行う場合	千分の千百二十
	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二
	医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	千分の千
	放課後等デイサービス	
	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千百二十

	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二
居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		千分の千百二十四
［略］		
障害児相談支援		千分の千百二十
二級地		
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	千分の千九十九
	指定児童発達支援 主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十六
	指定児童発達支援事業所等において行う場合 主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百二十二
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十六
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百二十二
居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		千分の千九十九
［略］		
障害児相談支援		千分の千九十六
三級地		
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	千分の千九十三

	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二
居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		千分の千百二十四
［同上］		
障害児相談支援		千分の千百二十
二級地		
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合 主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千九十九
	指定児童発達支援 主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十六
	指定児童発達支援事業所等において行う場合 主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百二十二
医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）		千分の千
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十六
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百二十二
居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		千分の千九十九
［同上］		
障害児相談支援		千分の千九十六
三級地		
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合 主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千九十三
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十四

指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十四
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十四
居宅訪問型児童発達支援		千分の千九十三
保育所等訪問支援		
［略］		
障害児相談支援		千分の千九十
四級地		
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	千分の千七十四
	指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千七十二
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九十一
放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千七十二
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九十一
居宅訪問型児童発達支援			千分の千七十四
保育所等訪問支援			
［略］			

指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十四
医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）		千分の千
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十四
居宅訪問型児童発達支援		千分の千九十三
保育所等訪問支援		
［同上］		
障害児相談支援		千分の千九十
四級地		
児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千七十四
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九十一
	指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千七十二
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九十一
医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千七十二
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千九十一
居宅訪問型児童発達支援			千分の千七十四
保育所等訪問支援			
［同上］			

五級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	千分の千六十二
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千六十
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千七十六
	放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千六十
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千七十六
	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援			千分の千六十二
	［略］			
六級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合		千分の千三十七
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千三十六
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千四十六
	放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千三十六
	障害児相談支援			千分の千六十

五級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千六十二
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千七十六
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千六十
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千七十六
	医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
	放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千六十
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千七十六
	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援			千分の千六十二
	［同上］			
六級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千三十七
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千四十六
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千三十六
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千四十六
	医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
	放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千三十六
	障害児相談支援			千分の千六十

	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千四十六
	居宅訪問型児童発達支援	千分の千三十七
	保育所等訪問支援	
［略］		
障害児相談支援		千分の千三十六
七級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	千分の千十九
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三
			主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十八
	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三
		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十八
	居宅訪問型児童発達支援	千分の千十九
	保育所等訪問支援	
［略］		
その他	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	千分の千

備考　この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千四十六
	居宅訪問型児童発達支援	千分の千三十七
	保育所等訪問支援	
［同上］		
障害児相談支援		千分の千三十六
七級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千十九
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十八
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三
	医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	千分の千
	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十八
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三
	居宅訪問型児童発達支援	千分の千十九
	保育所等訪問支援	
［同上］		
その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	千分の千

備考　この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第七項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

一の二　指定通所基準第二号イに規定することも家庭庁長官が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が所在する地域区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	割合
一級地	千分の千百二十四
二級地	千分の千九十九
三級地	千分の千九十三
四級地	千分の千七十四
五級地	千分の千六十二
六級地	千分の千三十七
七級地	千分の千十九
その他	千分の千

一の三　指定通所基準第二号ロに規定することも家庭庁長官が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所基準第二号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が所在する地域区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	割合
一級地	千分の千百五十二
二級地	千分の千百二十二
三級地	千分の千百十四
四級地	千分の千九十一
五級地	千分の千七十六
六級地	千分の千四十六
七級地	千分の千二十三
その他	千分の千

二　前三号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地域
一級地	東京都	特別区

［号を加える。］

［号を加える。］

二　前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地域
一級地	東京都	特別区

二級地	東京都	調布市、町田市、狛江市、多摩市
	神奈川県	横浜市、川崎市
［略］		
三級地	［略］	
	千葉県	千葉市、成田市、浦安市
	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
	神奈川県	鎌倉市、厚木市
	愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市
	大阪府	守口市、大東市、門真市
［略］		
四級地	茨城県	牛久市
	埼玉県	朝霞市、志木市
	千葉県	船橋市、習志野市、袖ケ浦市、印西市
	東京都	立川市、昭島市、東大和市
	神奈川県	相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、三浦市、海老名市
	大阪府	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市
［略］		
五級地	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市、かすみがうら市
	埼玉県	川口市、東松山市、草加市、戸田市、新座市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	千葉県	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、栄町
［略］		
	神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、愛川町
	愛知県	西尾市、知立市、豊明市、みよし市
	滋賀県	大津市、草津市、栗東市

二級地	千葉県	袖ケ浦市、印西市
	東京都	町田市、狛江市、多摩市
	神奈川県	横浜市、川崎市
［同上］		
三級地	［同上］	
	千葉県	千葉市、成田市
	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
	神奈川県	鎌倉市
	愛知県	名古屋市
	大阪府	守口市、大東市、門真市、四條畷市
［同上］		
四級地	茨城県	牛久市
	埼玉県	東松山市、朝霞市、志木市
	千葉県	船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
	東京都	立川市、昭島市、東大和市
	神奈川県	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市、海老名市
	愛知県	刈谷市、豊田市
	大阪府	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市
［同上］		
五級地	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市
	埼玉県	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
	千葉県	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四街道市、栄町
［同上］		
	神奈川県	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町
	愛知県	西尾市、みよし市
	滋賀県	大津市、草津市

京都府	京都市、長岡京市
［略］	

六級地

［略］	
栃木県	宇都宮市、野木町
［略］	
埼玉県	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、白井市、酒々井町
［略］	
神奈川県	秦野市、大磯町、二宮町、中井町、清川村
［略］	
愛知県	岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、江南市、稲沢市、大府市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村
［略］	
滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市
［略］	
京都府	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町
［略］	
奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市
［略］	
福岡県	大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川市、粕屋町
［略］	

七級地

茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、大洗町、東海村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町
［略］	

京都府	京都市
［同上］	

六級地

［同上］	
栃木県	宇都宮市、下野市、野木町
［同上］	
埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、鎌ケ谷市、白井市、酒々井町
［同上］	
神奈川県	三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村
［同上］	
愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村
［同上］	
滋賀県	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市
［同上］	
京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町
［同上］	
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市
［同上］	
福岡県	大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、粕屋町
［同上］	

七級地

茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町
［同上］	

栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町
群馬県	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
［略］	
千葉県	東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、長柄町、長南町
神奈川県	南足柄市、山北町、箱根町
［略］	
山梨県	甲府市、南部町
［略］	
静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町
愛知県	豊橋市、半田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、新城市、東海市、知多市、高浜市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
滋賀県	長浜市、近江八幡市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町、竜王町
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市、高砂市
奈良県	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
［略］	
広島県	呉市、三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町
［略］	
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、古賀市
［略］	
［略］	

栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町
群馬県	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町
［同上］	
千葉県	木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、長柄町、長南町
神奈川県	山北町、箱根町
［同上］	
山梨県	甲府市
［同上］	
静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、小山町、川根本町、森町
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
滋賀県	長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町
京都府	城陽市、大山崎町、久御山町
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市
奈良県	天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
［同上］	
広島県	三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町
［同上］	
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、那珂川市
［同上］	
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部改正）

第十条　指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。 一　イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。 イ　平成十八年十月一日において㈠又は㈡に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、㈠又は㈡に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間 ㈠　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「旧障害児相談支援事業」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者 ㈡　略 ロ　㈠から㈣までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間 ㈠　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業、同項に規定する特定相談支援事業、児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 ㈡　略 ㈢　障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。 一　イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。 イ　平成十八年十月一日において㈠又は㈡に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、㈠又は㈡に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間 ㈠　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者 ㈡　同上 ロ　㈠から㈣までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間 ㈠　障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 ㈡　同上 ㈢　障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

㈣　略

［八～ヘ　略］

ト　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二　次のイからホまでのいずれかに該当する者であって、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であって、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十六号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であって、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

［イ～ホ　略］

［三・四　略］

備考　表中の「　」の記載は注記である。

（児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額としてこども家庭庁長官が定める額の一部改正）

第十一条　児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額としてこども家庭庁長官が定める額（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 令和九年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号から第四号まで」とする。	附　則 令和六年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号から第四号まで」とする。

第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

㈣　同上

［八～ヘ　同上］

ト　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二　次のイからホまでのいずれかに該当する者であって、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であって、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十六号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であって、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

［イ～ホ　同上］

［三・四　同上］

（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部改正）

第十二条　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は第一号及び第二号に定める要件を満たす者とする。 一　次のイ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者、ニの期間を通算した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつへの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。 イ　次の(1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第一項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間 (1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する一般相談支援事業、同項に規定する特定相談支援事業、児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業（以下「居宅介護支援事業」という。）、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「介護予防支援事業」という。）その他これらに準ずる事業の従事者 (2)　児童相談所、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター（以下「児童家庭支援センター」という。）、同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター（以下「里親支援センター」という。）、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は第一号及び第二号に定める要件を満たす者とする。 一　次のイ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者、ニの期間を通算した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつへの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。 イ　次の(1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第一項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間 (1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 (2)　児童相談所、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター（以下「児童家庭支援センター」という。）、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(3)　障害児入所施設、児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）、同法第四十一条に規定する児童養護施設（以下「児童養護施設」という。）、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「児童自立支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）及び同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

[(4)～(6)　略]

ロ　次の(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1)　障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）その他これらに準ずる施設の従業者

[(2)～(5)　略]

ハ　老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又は居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施

(3)　障害児入所施設、児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）、同法第四十一条に規定する児童養護施設（以下「児童養護施設」という。）、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「児童自立支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）及び同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

[(4)～(6)　同上]

ロ　次の(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1)　障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）その他これらに準ずる施設の従業者

[(2)～(5)　同上]

ハ　老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業

設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

［ニ・ホ　略］

へ　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二　次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であって、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修（指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に定める指定通所支援をいう。以下同じ。）又は指定入所支援（児童福祉法第二十四条の二に定める指定入所支援をいう。以下同じ。）の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。）、児童発達支援管理責任者、管理者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等（以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。）の管理者をいう。以下同じ。）若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事しているロに定める実践研修修了者又は児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していたロに定める実践研修修了者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事しているロに定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、ロに定める児童発達支援管理

設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

［ニ・ホ　同上］

へ　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二　次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であって、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修（指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に定める指定通所支援をいう。以下同じ。）又は指定入所支援（児童福祉法第二十四条の二に定める指定入所支援をいう。以下同じ。）の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。）、児童発達支援管理責任者、管理者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等（以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。）の管理者をいう。以下同じ。）若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事しているロに定める実践研修修了者又は児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していたロに定める実践研修修了者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事しているロに定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、ロに定める児童発達支援管理

責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であって、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

［イ　略］

ロ　次の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たしている者であって、児童発達支援管理責任者実践研修（指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。

［(1)　略］

(2)　児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であって、基礎研修修了者となった日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第五項まで（指定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第百六十二条の五、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第五項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第五項まで（障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）若しくは障害者支援施設基準第十八条第二項から第五項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第二十七条第二項から第四項まで（指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。）第二十一条第二項から第四項まで（指定障害児入所施設等基準第五十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する業務に従事したものであること。

［(3)　略］

［三・四　略］

五　第二号柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は第三号に定める期日までに更新研修修了者とならなかった旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、基礎研修修了者とみなし、第二号の規定にかかわらず、児童発達支援管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。

六　児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤の児童発達支援管理責任者）が配置されている障害児通所支援事業所等においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十一条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所等に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することとみなすことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項及び第六十三条第一項、指定通所支援基準第

責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であって、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

［イ　同上］

ロ　次の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たしている者であって、児童発達支援管理責任者実践研修（指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。

［(1)　同上］

(2)　児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であって、基礎研修修了者となった日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで（指定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四項まで（障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）若しくは障害者支援施設基準第十八条第二項から第四項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第二十七条第二項から第四項まで（指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。）第二十一条第二項から第四項まで（指定障害児入所施設等基準第五十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する業務に従事したものであること。

［(3)　同上］

［三・四　同上］

五　第二号柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は第三号に定める期日までに更新研修修了者とならなかった旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、第二号の規定にかかわらず、児童発達支援管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。

六　児童発達支援管理責任者（児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤の児童発達支援管理責任者）が配置されている障害児通所支援事業所等においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十一条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所等に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することとみなすことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項、第六十三条第一項、第四項及び第七項並び

五条第一項第二号及び第四項第五号、第六条第一項第五号、第五十四条の六第一項第二号、第六十六条第一項第二号及び第四項第五号、第七十一条の三第一項第二号、第七十一条の八第一項第二号並びに第七十三条第一項第二号並びに指定障害児入所施設等基準第四条第一項第六号及び第五十二条第一項第五号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

［七～九　略］

［表　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［削る。］

（食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部改正）

第十三条　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　適正な手続の確保 指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）及び指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供及び光熱水費に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。 イ　当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいい、法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 ［ロ・ハ　略］	一　適正な手続の確保 指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）及び指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供及び光熱水費に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。 イ　当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいい、法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 ［ロ・ハ　同上］

に第六十九条、指定通所支援基準第五条第一項第二号及び第四項第五号、第六条第一項第五号、第五十四条の六第一項第二号、第五十六条第一項第六号、第六十六条第一項第二号及び第四項第五号、第七十一条の三第一項第二号、第七十一条の八第一項第二号並びに第七十三条第一項第二号並びに指定障害児入所施設等基準第四条第一項第六号及び第五十二条第一項第五号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

［七～九　同上］

別表第四

区分	科目	時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	一
講義・演習	サービス提供の自己検証に関する演習	五
	サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	七
	合計	十三

（注）　平成三十六年三月三十一日までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

二　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料 イ　食事の提供に要する費用に係る利用料 食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、指定児童発達支援事業所に通う障害児に係る通所給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号、第三号ロ、第四号ロ、第五号又は第六号に掲げるもの（同号にあっては、同号の規定による市町村民税世帯非課税者若しくは通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者であって、当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（児童福祉法施行令第二十四条第二号、第三号ロ、第四号ロ及び第五号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が二十八万円未満であるものに限る。）については、食材料費に相当する額とすること。 ［ロ　略］	二　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料 イ　食事の提供に要する費用に係る利用料 食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、指定児童発達支援事業所及び指定医療型児童発達支援事業所に通う障害児に係る通所給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号、第三号ロ、第四号ロ、第五号又は第六号に掲げるもの（同号にあっては、同号の規定による市町村民税世帯非課税者若しくは通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（児童福祉法施行令第二十四条第二号、第三号ロ、第四号ロ及び第五号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が二十八万円未満であるものに限る。）については、食材料費に相当する額とすること。 ［ロ　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域の一部改正）

第十四条　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表１の障害児相談支援費の注８に規定するこども家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 ［一～十　略］	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表１の障害児相談支援費の注５に規定するこども家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 ［一～十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（こども家庭庁長官が定める施設基準の一部改正）

第十五条　こども家庭庁長官が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準	一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第１の１のイ（(1)の㈣、(2)の㈣及び(3)の㈣を除く。）を算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第五項及び第六条第六項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　略

(2)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のイの(1)の㈠、(2)の㈠及び(3)の㈠を算定する障害児の数、同イの(1)の㈡、(2)の㈡及び(3)の㈡を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の㈢、(2)の㈢及び(3)の㈢を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ　通所給付費等単位数表第１の１のイの(1)の㈣、(2)の㈣及び(3)の㈣を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)の基準を満たしていること。

［削る。］

［削る。］

［削る。］

二　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第１の１のロの(1)の㈠のａ、ｂ及びｃ、(2)の㈠のａ、ｂ及びｃ並びに(3)の㈠のａ、ｂ及びｃを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当する場合であって、かつ、(4)に該当すること。

(1)～(3)　略

(4)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のロの(1)の㈠のａ、(2)の㈠のａ及び(3)の㈠のａを算定する障害児の数、同ロの(1)の㈠のｂ、(2)の㈠のｂ及び(3)の㈠のｂを算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(1)の㈠のｃ、(2)の㈠のｃ及び(3)の㈠のｃを算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

イ　通所給付費等単位数表第１の１のイの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第五項及び第六条第七項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　同上

(2)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のイの(1)を算定する障害児の数、同イの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ　通所給付費等単位数表第１の１のイの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)の基準を満たしていること。

ハ　通所給付費等単位数表第１の１のロの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のロの(1)を算定する障害児の数、同ロの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ニ　通所給付費等単位数表第１の１のロの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

ハの(1)の基準を満たしていること。

ホ　通所給付費等単位数表第１の１のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

二　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第１の１のニの(1)の㈠、㈡及び㈢を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当する場合であって、かつ、(4)に該当すること。

(1)～(3)　同上

(4)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のニの(1)の㈠を算定する障害児の数、同ニの(1)の㈡を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ニの(1)の㈢を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ　通所給付費等単位数表第１の１のロの(1)の(一)のｄ、(2)の(一)のｄ及び(3)の(一)のｄを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
イの(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。
ハ　通所給付費等単位数表第１の１のロの(1)の(二)のａ、ｂ及びｃ、(2)の(二)のａ、ｂ及びｃ並びに(3)の(二)のａ、ｂ及びｃを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。
(1)　略
(2)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１のロの(1)の(二)のａ、(2)の(二)のａ及び(3)の(二)のａを算定する障害児の数、同ロの(1)の(二)のｂ、(2)の(二)のｂ及び(3)の(二)のｂを算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(1)の(二)のｃ、(2)の(二)のｃ及び(3)の(二)のｃを算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。
ニ　通所給付費等単位数表第１の１のロの(1)の(二)のｄ、(2)の(二)のｄ及び(3)の(二)のｄを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。
［削る。］

二の二　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注２の２のこども家庭庁長官が定める施設基準
指定通所基準第五条第四項の基準を満たしていること。

二の三　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注２の３のこども家庭庁長官が定める施設基準
指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の四　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注２の４のこども家庭庁長官が定める施設基準
イ　通所給付費等単位数表第１の１のホの(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準
指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。
ロ　通所給付費等単位数表第１の１のホの(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準
指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。
三　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注10のこども家庭庁長官が定める施設基準
イ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。
(1)　通所給付費等単位数表第１の１のハを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第１の１の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの加算の算定を受けていること。
(2)　通所給付費等単位数表第１の１の注10のイの(1)に掲げる基準に適合していること。
ロ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
イの(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。
ハ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。
(1)　同上
(2)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第１の１の注10のイの(2)の(一)を算定する障害児の数、同注10のイの(2)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同注10のイの(2)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。
ニ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のイの(2)の(四)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。
ホ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
指定通所基準第五条第四項の基準を満たしていること。
［号を加える。］

二の二　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注２の２のこども家庭庁長官が定める施設基準
指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の三　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注２の３のこども家庭庁長官が定める施設基準
イ　通所給付費等単位数表第１の１のトの(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準
指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。
ロ　通所給付費等単位数表第１の１のトの(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準
指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。
三　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注10のこども家庭庁長官が定める施設基準
イ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。
(1)　通所給付費等単位数表第１の１のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第１の１の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に

ずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

［(2)　略］

ロ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第１の１のハを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

［(2)　略］

四　通所給付費等単位数表第１の８の４の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加えて、言語聴覚士を配置していること。

ロ　聴力検査室を有すること。

四の二　通所給付費等単位数表第１の９の２の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハのいずれにも該当すること。

イ　入浴支援加算の対象となる障害児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備につき衛生的な管理を行っていること。

ロ　障害児の障害の特性、身体の状況等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。

規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

［(2)　同上］

ロ　通所給付費等単位数表第１の１の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第１の１のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

［(2)　同上］

四　通所給付費等単位数表第１の８の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「理学療法士等」という。）を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第１の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、１のロの(1)、(2)若しくは(3)、１のニの(1)の㈠、㈡若しくは㈢又は１のニの(2)の㈠、㈡若しくは㈢を算定する指定児童発達支援事業所にあっては看護職員を除き、通所給付費等単位数表第１の１のロを算定する指定児童発達支援事業所にあっては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第１の１のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所にあっては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

［号を加える。］

ハ　入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画（指定通所基準第四十条の二第一項に規定する安全計画をいう。）に位置付けていること。

四の三　通所給付費等単位数表第１の11の注１の２のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

ロ　スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員（医療的ケアのうち喀痰（かくたん）吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあっては、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）を含む。）を一以上配置していること。

四の四　通所給付費等単位数表第１の11の注１の３のこども家庭庁長官が定める施設基準

前号のロに該当すること。

四の五　通所給付費等単位数表第１の11の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の三のイ又はロのいずれかに該当すること。

四の六　通所給付費等単位数表第１の11の注３のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の三のロに該当すること。

四の七　通所給付費等単位数表第１の12の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　児童発達支援計画（指定通所基準第二十七第一項に規定する児童発達支援計画をいう。）に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が五時間である障害児を受け入れることとしていること。

ロ　指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が六時間以上であること。

ハ　延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

五　通所給付費等単位数表第１の12の注３のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

［イ・ロ　略］

ハ　延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

六及び七　削除

四の二　通所給付費等単位数表第１の11の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　通所給付費等単位数表第１の12の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

［イ・ロ　同上］

ハ　指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

六　通所給付費等単位数表第２の７の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ　言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。

八　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１から注１の３まで及び注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１のイの(1)の㈠、㈡及び㈢、(2)の㈠、㈡及び㈢並びに(3)の㈠、㈡及び㈢を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第五項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1)　指定通所基準第六十六条第一項の基準を満たしていること。

(2)　指定通所基準第六十六条第四項の基準を満たしていること。

(3)　当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第３の１のイの(1)の㈠、(2)の㈠及び(3)の㈠を算定する障害児の数、同イの(1)の㈠、(2)の㈠及び(3)の㈠を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の㈢、(2)の㈢及び(3)の㈢を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ　通所給付費等単位数表第３の１のイの(1)の㈣、(2)の㈣及び(3)の㈣を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(1)又は(2)の基準を満たしていること。

ハ　通所給付費等単位数表第３の１のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(2)の基準を満たしていること。

［削る。］

［削る。］

［削る。］

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

六の二　通所給付費等単位数表第２の７の２の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

七　通所給付費等単位数表第２の９の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ　八時間以上の営業時間の前後の時間において、医療型児童発達支援を行うこと。

ハ　指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

八　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１及び注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１のイの(1)の㈠、㈡及び㈢並びにロの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第五項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

(1)　指定通所基準第六十六条第一項の基準を満たしていること。

(2)　指定通所基準第六十六条第四項の基準を満たしていること。

(3)　当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第３の１のイの(1)の㈠又はロの(1)を算定する障害児の数、同イの(1)の㈠又はロの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の㈢又はロの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ　通所給付費等単位数表第３の１のイの(1)の㈣及びロの(4)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(1)又は(2)の基準を満たしていること。

ハ　通所給付費等単位数表第３の１のイの(2)の㈠、㈡及び㈢を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1)　指定通所基準第六十六条第一項の基準を満たしていること。

(2)　指定放課後等デイサービスの提供時間が３時間未満であること。

(3)　当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第３の１のイの(2)の㈠を算定する障害児の数、同イの(2)の㈡を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(2)の㈢を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

［削る。］

八の二　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１の４及び注２の２のこども家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。

八の三　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１の５及び注２の３のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１のニの(1)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

ロ　通所給付費等単位数表第３の１のニの(2)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所の施設基準

指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

九　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注９のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１の注９のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第３の１のロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。

(2)　［略］

ロ　通所給付費等単位数表第３の１の注９のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第３の１のロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

(2)　［略］

十　通所給付費等単位数表第３の７の注１の２のこども家庭庁長官が定める施設基準

指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）又は共生型放課後等デイサービス事業（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービス事業をいう。）を行う事業所において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

二　通所給付費等単位数表第３の１のイの(2)の㈣を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

ハの(1)及び(2)の基準を満たしていること。

八の二　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１の２及び注２の２のこども家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。

八の三　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１の３及び注２の３のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１のホの(1)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

ロ　通所給付費等単位数表第３の１のホの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービス事業所の施設基準

指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

九　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注９のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１の注９のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第３の１のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。

(2)　同上

ロ　通所給付費等単位数表第３の１の注９のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　通所給付費等単位数表第３の１のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

(2)　同上

十　通所給付費等単位数表第３の６の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

［削る。］

［削る。］

十の二　通所給付費等単位数表第３の７の２の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十の三　通所給付費等単位数表第３の９の注１の２のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の三の規定を準用する。

十の四　通所給付費等単位数表第３の９の注１の３のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の四の規定を準用する。

十の五　通所給付費等単位数表第３の９の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十の六　通所給付費等単位数表第３の９の注３のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

十の七　通所給付費等単位数表第３の10の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）に位置付けられた内容の放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は三時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は五時間である障害児を受け入れることとしていること。

ロ　休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合、指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている当該日の営業時間が六時間以上であること。

ハ　延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

十一　通所給付費等単位数表第３の10の注３のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

［イ・ロ　略］

ハ　延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

イ　理学療法士等を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第３の１のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、１のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は１のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定する指定放課後等デイサービス事業所にあっては看護職員を除き、通所給付費等単位数表第３の１のハを算定する指定放課後等デイサービス事業所にあっては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

十の二　通所給付費等単位数表第３の９の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

［号を加える。］

［号を加える。］

十一　通所給付費等単位数表第３の10の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

［イ・ロ　同上］

ハ　指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

十二　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表２経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「経過的障害児通所給付費等単位数表」という。）第１の１の注として難聴児経過的児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１のイの(1)、(2)及び(3)、ロの(1)、(2)及び(3)並びにハの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに一部改正府令第二条による改正前の指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2)　当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１のイの(1)、ロの(1)及びハの(1)を算定する障害児の数、同イの(2)、ロの(2)及びハの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数並びに同イの(3)、ロの(3)及びハの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ　経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１のイの(4)、ロの(4)及びハの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)の基準を満たしていること。

十二の二　経過的障害児通所給付費等単位数表第１の10の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　言語聴覚士を配置していること。

ロ　聴力検査室を有すること。

十二の三　経過的障害児通所給付費等単位数表第１の12の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二の四　経過的障害児通所給付費等単位数表第１の14の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十二の五　経過的障害児通所給付費等単位数表第１の14の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

十二　通所給付費等単位数表第４の１の居宅訪問型児童発達支援給付費の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であって㈠の期間が通算して五年以上であるもの又は㈡の期間が通算して十年以上であるものを配置していること。

(1)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

(2)　障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

十二の二　通所給付費等単位数表第５の１の保育所等訪問支援給付費の注１の２のこども家庭庁長官が定める施設基準

前号の規定を準用する。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

十二の六　経過的障害児通所給付費等単位数表第１の15の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準
第四号の七の規定を準用する。
十二の七　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の１の主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準
一部改正府令附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。
十二の八　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の１の注10のこども家庭庁長官が定める施設基準
イ　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の１の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
第三号のイの規定を準用する。
ロ　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の１の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
第三号のロの規定を準用する。
十二の九　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の12の注のこども家庭庁長官が定める施設基準
第四号の二の規定を準用する。
十二の十　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の14の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準
第四号の五の規定を準用する。
十二の十一　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の14の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準
第四号の六の規定を準用する。
十二の十二　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の15の注のこども家庭庁長官が定める施設基準
第五号の規定を準用する。
十二の十三　経過的障害児通所給付費等単位数表第３の11の注のこども家庭庁長官が定める施設基準
第四号の二の規定を準用する。
十二の十四　経過的障害児通所給付費等単位数表第３の12の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準
第四号の五の規定を準用する。
十二の十五　経過的障害児通所給付費等単位数表第３の12の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準
第四号の六の規定を準用する。

［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］

十二の十六　経過的障害児通所給付費等単位数表第２の14の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第五号の規定を準用する。

十二の十七　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費等単位数表（以下「入所給付費等単位数表」という。）第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注４のこども家庭庁長官が定める施設基準

専任の職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に三年以上従事していた者に限る。）を一以上配置していること。

十三　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注５のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　入所給付費単位数表第１の１の注５の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第１の１の注５のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、支援室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の支援にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

(2)～(8)　略

ロ　入所給付費単位数表第１の１の注５の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第１の１の注５のトの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であって、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の㈠から㈩までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、㈠から㈥まで、㈧及び㈨に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

㈠　略

㈡　入所給付費単位数表第１の１の注５の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第１の１の注５のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

(2)～(8)　同上

ロ　入所給付費単位数表第１の１の注５の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第１の１の注５のトの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であって、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の㈠から㈩までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、㈠から㈥まで、㈧及び㈨に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

㈠　同上

［号を加える。］

［号を加える。］

十三　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注５のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　入所給付費単位数表第１の１の注５の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第１の１の注５のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

(2)～(8)　同上

ロ　入所給付費単位数表第１の１の注５の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第１の１の注５のトの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であって、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の㈠から㈩までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、㈠から㈥まで、㈧及び㈨に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

㈠　同上

(二)　浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯室にあっては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。

(三)～(十)　略

(2)　略

十三の二　略

十四　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注７のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからヘまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定福祉型障害児入所施設の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。

ロ　指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1)　加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が八人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二以上。

(2)　加算対象児の数が九人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

ハ　略

ニ　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注７のロを算定する指定福祉型障害児入所施設にあっては、従業者のうち中核的支援人材養成研修（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）別表に定める内容以上の研修（令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修に限る。）をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、ハに定める支援計画シート等の作成に係る助言を行うこと。

ホ　心理担当職員を一以上配置すること。

ヘ　加算対象児の居室は、原則として個室とし、日常生活の支援において、自傷行為（自身を傷つける行為をいう。）、他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。）及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する状態の際に一時的に落ち着くことができる空間を設けていること。

［削る。］

(二)　浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあっては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。

(三)～(十)　同上

(2)　同上

十三の二　同上

十四　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注７のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからヘまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下この号において同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。

ロ　指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1)　加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が四人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二以上。

(2)　加算対象児の数が五人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

ハ　同上

［加える。］

ニ　心理指導担当職員を一以上配置すること。

ホ　加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとすること。

ヘ　行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

十五　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注９のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理担当職員を一以上配置していること。

ロ　心理担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ　心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ　心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

［十五の二・十六　略］

十六の二　入所給付費単位数表第１の８の２の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。）を一以上配置していること。

ロ　心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ　専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

［十七　略］

十七の二　入所給付費単位数表第１の９の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、入所給付費単位数表第１の９の注２に規定する障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア（以下「サテライト型小規模グループケア」という。）の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を三以上配置し、そのうち一以上は専任であること。

［ロ～ホ　略］

十八　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所施設給付費の注４のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　入所給付費単位数表第２の１の注４の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第２の５の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第２の１の注４のイ又はロの規定に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下この号において「重度障害児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、支援室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の支援にあたる職員の職務に要

十五　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注９のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ　心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

［十五の二・十六　同上］

［号を加える。］

［十七　同上］

十七の二　入所給付費単位数表第１の９の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、入所給付費単位数表第１の９の注２に規定する障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア（以下「サテライト型小規模グループケア」という。）の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を二以上配置すること。

［ロ～ホ　同上］

十八　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所施設給付費の注４のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ　入所給付費単位数表第２の１の注４の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第２の１の注４のイ又はロの規定に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下この号において「重度障害児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務

する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

［(2)～(8)　略］

ロ　入所給付費単位数表第２の１の注４の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第２の１の注４のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の㈠から㈩までに掲げる基準（入所給付費単位数表第２の５の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、㈠から㈥まで、㈧及び㈨に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

［㈠　略］

㈡　浴室、機能訓練・遊戯室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯室にあっては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。

［㈢～㈩　略］

［(2)　略］

［十八の二・十八の三　略］

十八の四　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所施設給付費の注７のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理担当職員を一以上配置していること。

ロ　心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ　心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ　心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

［十九・十九の二　略］

十九の三　入所給付費単位数表第２の４の４の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

第十六号の二の規定を準用する。

［二十　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

に要する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

［(2)～(8)　同上］

ロ　入所給付費単位数表第２の１の注４の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　入所給付費単位数表第２の１の注４のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の㈠から㈩までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあっては、㈠から㈥まで、㈧及び㈨に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

［㈠　同上］

㈡　浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあっては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあっては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとすること。

［㈢～㈩　同上］

［(2)　同上］

［十八の二・十八の三　同上］

十八の四　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所施設給付費の注７のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ　心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

［十九・十九の二　同上］

［号を加える。］

［二十　同上］

（こども家庭庁長官が定める児童等の一部改正）

第十六条　こども家庭庁長官が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の注７のこども家庭庁長官が定める基準 イ　中核機能強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）が行われていること。 ㈠　児童発達支援センター（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の所在する市町村（以下この号において単に「市町村」という。）により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。 ㈡　市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十八年法律第百二十三号）第八十九条の三第一項に規定する協議会をいう。次号において同じ。）に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。 ㈢　高度の専門的な知識及び経験に基づき、障害児の幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。 ㈣　地域の障害児通所支援事業所（法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）と定期的に情報共有の機会を設けること、障害児の状況及びその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援等に関する研修会を開催することその他の取組により、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携体制を確保していること。 ㈤　保育所等訪問支援（法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）に係る指定保育所等訪問支援事業者（指定通所基準第七十三条に規定する指定保育所等訪問支援事業者をいう。）の指定を併せて受けた上で保育所等訪問支援を行うこと、地域の保育所、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）その他の障害児が日常的に通う施設（以下この号において「保育所等」という。）に対して障害児の特性を踏まえた関わり方等に関する助言援助等の支援を行うことを通じて地域の保育所等への移行を推進することその他の取組により、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進体制を確保していること。 ㈥　障害児相談支援事業者の指定（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定をいう。）を併せて受けた上で障害児相談支援（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行うこと、地域の多様な障害児及び家族に対し早期の相談支援を提供することその他の取組により、発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。	［号を加える。］

(七)　地域の障害児に対する支援体制の状況及び(二)から(六)までに規定する体制の確保に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。

(八)　おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者及び通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）以外の者による評価を受けていること。

(九)　当該指定児童発達支援事業所の従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、一年に一回以上研修（外部における研修を含む。）を実施していること。

(2)　児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。）として配置された日以後、障害児通所支援（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して五年以上の者（以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。）を常勤かつ専任で一以上配置していること。

(3)　児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として高度の専門的な知識及び経験に基づき障害児及びその家族等に対する専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で一以上配置していること。

(4)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員並びに三年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する保育士及び児童指導員を配置し、これらの者が連携して指定障害児通所支援が行われていること。

ロ　中核機能強化加算(Ⅱ)

イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)及び(3)に適合すること。

ハ　中核機能強化加算(Ⅲ)

イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)又は(3)に適合すること。

一の二　通所給付費等単位数表第１の１の注７の２のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援が行われていること。

(1)　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）の所在する市町村（以下この号において単に「市町村」という。）により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること。

［号を加える。］

(2)　市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。

(3)　高度の専門的な知識及び経験に基づく専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、当該体制を基盤として、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、インクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談支援その他の障害児に対する地域における中核的な役割を果たす機能を有すること。

(4)　地域の障害児に対する支援体制の状況並びに(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。

(5)　おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者及び通所給付決定保護者以外の者による評価を受けていること。

ロ　児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主としてイの(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で配置していること。

一の三　通所給付費等単位数表第１の１の注８のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

次のいずれかに該当する者

イ　心理担当職員

［ロ　略］

ハ　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「基礎研修修了者」という。）

一の四　通所給付費等単位数表第１の１の注９のこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

前号のイ又はロのいずれかに該当する者

一の五　通所給付費等単位数表第１の３の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　食事提供加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。

一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の注８のこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

次のいずれかに該当する者

イ　学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

［ロ　同上］

［加える。］

一の二　通所給付費等単位数表第１の１の注８のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

［号を加える。］

(2)　障害児の障害特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。
(3)　児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。
(4)　食事提供を行った場合には障害児ごとの摂食量に関する記録をしていること。
(5)　食事提供を行った障害児ごとの身長、体重その他の身体の成長に関する事項を記録すること。
(6)　当該事業所における食事提供を活用した食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。
(7)　通所給付決定保護者の求めに応じて、食事又は栄養に関する相談援助を行うこと。

ロ　食事提供加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。
(2)　障害児の家族等に対して、年に一回以上食事又は栄養に関する研修を計画的に実施していること。
(3)　イの(2)から(7)までの基準のいずれにも適合していること。

一の六　通所給付費等単位数表第１の８の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　専門的支援実施加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（指定通所基準第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五及び指定通所基準第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、理学療法士等（通所給付費等単位数表第１の１の注９に規定する理学療法士等をいう。）が、その有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であって心身の健康等に関する領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下この号において「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。
ロ　専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。
ハ　専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
ニ　加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

一の七　［略］

一の八　通所給付費等単位数表第１の８の２の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一の三　通所給付費等単位数表第１の８の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ　特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。
ロ　特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。
ハ　特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
ニ　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

一の四　［同上］

一の五　通所給付費等単位数表第１の８の２の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。

イ　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「実践研修修了者」という。）を一以上配置し、当該者が支援計画シート等を作成すること。

ロ　イに規定する支援計画シート等に基づいた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行うこと。

一の九　通所給付費等単位数表第１の８の３の注１のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

一の十　通所給付費等単位数表第１の８の４の注１のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　言語聴覚士が難聴児のうち人工内耳を装用している障害児（以下この号及び次号において「人工内耳装用児」という。）の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ　人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ　保育所、学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関（次号において単に「関係機関」という。）に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

ニ　関係機関に対して、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。

一の十一　通所給付費等単位数表第１の８の４の注２のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　言語聴覚士が人工内耳装用児の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ　人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ　関係機関に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

一の十二　通所給付費等単位数表第１の９の２の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）の従業者が、事前に入浴支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支援を実施するに当たって必要な情報を把握し、これらの情報を踏まえ、児童発達支援計画に位置付けた上で入浴に係る支援を行うこと。

ロ　加算対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、加算対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援を行うこと。

［加える。］

［加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

一の六　通所給付費等単位数表第１の９の注１のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童

児童の年齢及び次の表の項目の区分に応じ、次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた障害児

イ　四歳未満であって、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、二以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当する障害児

ロ　三歳以上であって、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、一以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、一以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に一回以上支援が必要の区分に該当する障害児

［表　略］

一の十三　通所給付費等単位数表第１の12の３の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　事業所間連携加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　コア連携事業所（市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けている指定児童発達支援事業所等（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であること。

(2)　コア連携事業所として、事業所間連携加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に指定児童発達支援等（指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援をいう。）をいう。以下同じ。）を行っているコア連携事業所以外の指定発達支援事業所等（以下この号において「その他事業所」という。）との間で加算対象児の指定児童発達支援等の実施状況、心身の状況、生活環境その他の加算対象児に係る情報及び加算対象児に係る複数の児童発達支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、市町村及びセルフプラン作成保護者（法第二十一条の五の七第五項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者をいう。以下この号において同じ。）に対して共有すること。

(3)　コア連携事業所として、市町村に対して、加算対象児に係る児童発達支援計画及びその他事業所が作成した児童発達支援計画を併せて共有すること。

(4)　コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、(2)に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。

(5)　(2)に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

ロ　事業所間連携加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　その他事業所としてコア連携事業所が開催する会議に参加すること。

(2)　加算対象児に係る児童発達支援計画をコア連携事業所に共有すること。

(3)　(1)に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

二　通所給付費等単位数表第１の13の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2)　指定児童発達支援事業所等において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方

［号を加える。］

二　通所給付費等単位数表第１の13の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2)　指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。）又は基準該当児童発達支援事業

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

(3)　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定児童発達支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4)　指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5)～(7)　略

(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

［ロ・ハ　略］

三　通所給付費等単位数表第１の14の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

［削る。］

所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

(3)　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4)　指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5)～(7)　同上

(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。

［ロ・ハ　同上］

三　通所給付費等単位数表第１の14の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一)　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［(2)～(8)　略］

［ロ　略］

三の二　通所給付費等単位数表第１の15の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

［ロ～ヘ　略］

四及び五　削除

年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二)　当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(三)　障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四)　障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

［(2)～(8)　同上］

［ロ　同上］

三の二　通所給付費等単位数表第１の15の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

［ロ～ヘ　同上］

四　通所給付費等単位数表第２の７の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ　特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る医療型児童発達支援計画（指定通所基準第六十四条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する医療型児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作に係る訓練、言語訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ　特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

六　通所給付費等単位数表第３の１の注６の５のこども家庭庁長官が定める基準
第一号の二の規定を準用する。
［削る。］
七　通所給付費等単位数表第３の１の注７のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の三の規定を準用する。
七の二　通所給付費等単位数表第３の１の注８のこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員
第一号の四の規定を準用する。
八　通所給付費等単位数表第３の６の注のこども家庭庁長官が定める基準
第一号の六の規定を準用する。
八の二　通所給付費等単位数表第３の６の２の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
第一号の七の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ次に掲げる点数以上であると市町村が認めた就学児
イ　強度行動障害児支援加算(Ⅰ)を算定する場合　二十点以上
ロ　強度行動障害児支援加算(Ⅱ)を算定する場合　三十点以上
ハ　特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
ニ　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。
四の二　通所給付費等単位数表第２の８の注１のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童
第一号の六の規定を準用する。
五　通所給付費等単位数表第２の10の注のこども家庭庁長官が定める基準
第二号の規定を準用する。
六　通所給付費等単位数表第２の11の注のこども家庭庁長官が定める基準
第三号の規定を準用する。
六の二　通所給付費等単位数表第２の12の注のこども家庭庁長官が定める基準
第三号の二の規定を準用する。
七　通所給付費等単位数表第３の１の注７のこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員
第一号の規定を準用する。
七の二　通所給付費等単位数表第３の１の注７のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の二の規定を準用する。
八　通所給付費等単位数表第３の６の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス
次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合
イ　特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。
ロ　特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。
ハ　特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
ニ　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。
八の二　通所給付費等単位数表第３の６の２の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
第一号の四の規定を準用する。
［加える。］
［加える。］

八の三　通所給付費等単位数表第３の６の２の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　強度行動障害児支援加算(I)

第一号の八の規定を準用する。

ロ　強度行動障害児支援加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　中核的支援人材養成研修（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）別表に定める内容以上の研修（令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修に限る。）をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「中核的支援人材養成研修修了者」という。）を一以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。

(2)　(1)に規定する支援計画シート等に基づいて指定放課後等デイサービス（指定通所基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）又は共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行うこと。

八の三の二　通所給付費等単位数表第３の６の３の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

八の三の三　通所給付費等単位数表第３の６の４の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十一の規定を準用する。

八の四　通所給付費等単位数表第３の７の注１のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

［表　略］

八の四の二　通所給付費等単位数表第３の７の注１の２のこども家庭庁長官が定める基準

基礎研修修了者が指定放課後等デイサービスを行うこと。

八の四の三　通所給付費等単位数表第３の７の注１の３のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要であると市町村が認めた児童

八の三　通所給付費等単位数表第３の６の２の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス

第一号の五の規定を準用する。

［加える。］

［加える。］

［号を加える。］

八の四　通所給付費等単位数表第３の７の注１のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた児童

イ　食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童

ロ　次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

［表　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

八の四の四　通所給付費等単位数表第３の７の２の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十二の規定を準用する。

八の四の五　通所給付費等単位数表第３の７の３の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　自立サポート加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は指定通所基準第七十一条の二において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画（以下この号において「自立サポート計画」という。）を作成すること。

ロ　自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。

ハ　自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて当該自立サポート計画の見直しを行うこと。

ニ　自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該自立サポート計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ホ　加算対象児が在学している高等学校等との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成及び見直し並びに支援の実施において必要な連携を図ること。

ヘ　加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

八の四の六　通所給付費等単位数表第３の７の４の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　通所自立支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）が公共交通機関等の利用又は徒歩により当該指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）又は共生型放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）に通う際に、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の支援を行うこと。

ロ　通所に係る支援の提供に当たって個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、放課後等デイサービス計画に位置付けるとともに、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で通所に係る支援を行うこと。

ハ　通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画（指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において準用する指定通所基準第四十条の二第一項に規定する安全計画をいう。）に位置付けていること。

ニ　加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

八の四の七　通所給付費等単位数表第３の10の３の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十三の規定を準用する。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［九～十の二　略］

十の二の二　通所給付費等単位数表第４の１の２のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ　訪問支援員特別加算(I)

障害児通所支援事業（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。）、障害児相談支援事業（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業をいう。）その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者（以下「特定従業者等」という。）であって、(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年以上である者

(1)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)　児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）又は障害者相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

ロ　訪問支援員特別加算(II)

特定従業者等であって、イの(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して五年以上である者

十の二の三　通所給付費等単位数表第４の１の５のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十の二の四　通所給付費等単位数表第４の１の５の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　実践研修修了者を一以上配置し、当該実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。

ロ　基礎研修修了者又は実践研修修了者がイに規定する支援計画シート等に基づいて指定居宅訪問型児童発達支援を行うこと。

［十の三　略］

十の四　通所給付費等単位数表第４の５の注のこども家庭庁長官が定める基準

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

［九～十の二　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［十の三　同上］

十の四　通所給付費等単位数表第４の５の注のこども家庭庁長官が定める基準

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［ロ～ト　略］

［十の五　略］

十の六　通所給付費等単位数表第５の１の２の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ　訪問支援員特別加算(Ⅰ)

特定従業者等であって、(1)、(2)又は(3)に規定する期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年(3)に規定する期間にあっては五年）以上である者

(1)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)　児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(3)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。）等の業務に従事した期間

(1)　経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2)　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第４の１の注１に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3)　障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(4)　障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

［ロ～ト　同上］

［十の五　同上］

［号を加える。］

ロ　訪問支援員特別加算(II)

特定従業者等であって、イの(1)、(2)又は(3)に規定する期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して五年（イの(3)に規定する期間にあっては三年）以上である者

十の七　通所給付費等単位数表第５の１の６の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

前号のイ又はロに該当する者

十の八　通所給付費等単位数表第５の１の７の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十の九　通所給付費等単位数表第５の１の７の注のこども家庭庁長官が定める基準

第十号の二の四の規定を準用する。

［十一　略］

十二　通所給付費等単位数表第５の４の注のこども家庭庁長官が定める基準

第十号の四の規定を準用する。

［十二の二　略］

十二の二の二　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表２経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「経過的通所給付費等単位数表」という。）第１の１の注10のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の十の規定を準用する。

十二の三　経過的通所給付費等単位数表第１の１の注11のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の三の規定を準用する。

十二の四　経過的通所給付費等単位数表第１の１の注12のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の四の規定を準用する。

十二の五　経過的通所給付費等単位数表第１の３の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の五の規定を準用する。

十二の六　経過的通所給付費等単位数表第１の８の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の六の規定を準用する。

十二の七　経過的通所給付費等単位数表第１の９の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十二の八　経過的通所給付費等単位数表第１の９の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十二の九　経過的通所給付費等単位数表第１の10の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十二の十　経過的通所給付費等単位数表第１の12の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十二の規定を準用する。

十二の十一　経過的通所給付費等単位数表第１の17の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十三の規定を準用する。

［号を加える。］

［号を加える。］

［十一　同上］

十二　通所給付費等単位数表第５の４の注のこども家庭庁長官が定める基準

第十号の三の規定を準用する。

［十二の二　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

十二の十二　経過的通所給付費等単位数表第１の19の注のこども家庭庁長官が定める基準第二号の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の十三　経過的通所給付費等単位数表第１の20の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の十四　経過的通所給付費等単位数表第１の21の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の二の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の十五　経過的通所給付費等単位数表第２の１の注８のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者	
第一号の三の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の十六　経過的通所給付費等単位数表第２の１の注９のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者	
第一号の四の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の十七　経過的通所給付費等単位数表第２の４の注のこども家庭庁長官が定める基準第一号の五の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の十八　経過的通所給付費等単位数表第２の９の注のこども家庭庁長官が定める基準第一号の六の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の十九　経過的通所給付費等単位数表第２の10の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童	
第一号の七の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十　経過的通所給付費等単位数表第２の12の注のこども家庭庁長官が定める基準第一号の十二の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十一　経過的通所給付費等単位数表第２の17の注のこども家庭庁長官が定める基準第一号の十三の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十二　経過的通所給付費等単位数表第２の19の注のこども家庭庁長官が定める基準第二号の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十三　経過的通所給付費等単位数表第２の20の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十四　経過的通所給付費等単位数表第２の21の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の二の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十五　経過的通所給付費等単位数表第３の４の注のこども家庭庁長官が定める基準第一号の五の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十六　経過的通所給付費等単位数表第３の８の注のこども家庭庁長官が定める基準第一号の六の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十七　経過的通所給付費等単位数表第３の９の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童	
第一号の七の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十八　経過的通所給付費等単位数表第３の11の注のこども家庭庁長官が定める基準第一号の十二の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の二十九　経過的通所給付費等単位数表第３の16の注のこども家庭庁長官が定める基準第一号の十三の規定を準用する。	［号を加える。］
十二の三十　経過的通所給付費等単位数表第３の18の注のこども家庭庁長官が定める基準第二号の規定を準用する。	［号を加える。］

十二の三十一　経過的通所給付費等単位数表第３の19の注のこども家庭庁長官が定める基準
第三号の規定を準用する。
十二の三十二　経過的通所給付費等単位数表第３の20の注のこども家庭庁長官が定める基準
第三号の二の規定を準用する。
十二の三十三　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第１の１の福祉型障害児入所給付費の注４のこども家庭庁長官が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ　職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、指定福祉型障害児入所施設に入所する障害児に係る将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮した日中活動計画を作成していること。
ロ　当該施設における日ごとの日中活動計画に基づき、計画的に指定入所支援を行うとともに、障害児の状態を定期的に記録していること。
ハ　当該施設における日ごとの日中活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
十三　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所給付費の注５の２及び注７のイのこども家庭庁長官が定める基準
第一号の八の規定を準用する。
十三の二　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所給付費の注７のロのこども家庭庁長官が定める基準
第八号の三のロの規定を準用する。
十四　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注７のイ及びロのこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
次に掲げる場合に応じ、それぞれ法第十一条第一項第二号ハに規定する都道府県（指定都市にあっては指定都市とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市とする。以下この号において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ次に掲げる点数以上であると都道府県が認めた障害児
イ　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注７のイを算定する場合
二十点以上
ロ　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注７のロを算定する場合
三十点以上
［表　略］
十四の二　入所給付費単位数表第１の１の注13のこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員
第一号の四の規定を準用する。
十四の三　入所給付費単位数表第１の１の注13のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の三のハに該当する者
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
十二の三　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第１の１の福祉型障害児入所給付費の注５の２及び注７のこども家庭庁長官が定める基準
第一号の五の規定を準用する。
［号を加える。］
十三　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注７のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
法第十一条第一項第二号ハに規定する都道府県（指定都市にあっては指定都市とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市とする。以下この号において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると都道府県が認めた障害児
［加える。］
［加える。］
［表　同上］
十三の二　入所給付費単位数表第１の１の注13のこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員
第一号の規定を準用する。
十三の三　入所給付費単位数表第１の１の注13のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の二の規定を準用する。

十五　入所給付費単位数表第１の３の注１及び第２の２の注１のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）及び移行支援計画（指定入所基準第二十一条の二第一項に規定する移行支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する支援のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

［ロ～ト　略］

十五の二　入所給付費単位数表第１の６の３の注１並びに８の３の注１及び注２のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十五の三　入所給付費単位数表第１の８の２の注２のこども家庭庁長官が定める基準

心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。）を一以上配置し、当該心理担当職員が要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第五項に規定する要支援児童をいう。）に係る心理支援のための計画を作成し、当該計画に基づいた心理支援を行うこと。

十六～十七の二　［略］

十七の三　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所給付費の注４の２及び注５の２のイのこども家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十七の四　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所給付費の注５の２のロのこども家庭庁長官が定める基準

第八号の三のロの規定を準用する。

十七の五　入所給付費単位数表第２の１の注５の２のイ及びロのこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号の規定を準用する。

十七の六　入所給付費単位数表第２の４の３の注１並びに４の５の注１及び注２のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十七の七　入所給付費単位数表第２の４の４の注２のこども家庭庁長官が定める基準

第十五の三の規定を準用する。

十八～二十　［略］

十四　入所給付費単位数表第１の３の注１及び第２の２の注１のこども家庭庁長官が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ　自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

［ロ～ト　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

十五～十六の二　［同上］

十六の三　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所給付費の注４の２及び注５の２のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の五の規定を準用する。

［号を加える。］

十六の四　入所給付費単位数表第２の１の注５の２のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十三号の規定を準用する。

［号を加える。］

［号を加える。］

十七～十九　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十七条　こども家庭庁長官が定める児童等の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～一の十三　略］	［一～一の十三　同上］
二　通所給付費等単位数表第１の13の注１及び注２のこども家庭庁長官が定める基準	二　通所給付費等単位数表第１の13の注のこども家庭庁長官が定める基準
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
㈠　指定児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。	［加える。］
㈡　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	［加える。］
(2)　指定児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。	［加える。］
(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	［加える。］
［(4)～(8)　略］	［(4)～(8)　同上］
(9)　(8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	［加える。］
(10)　児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。	［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)
イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
［削る。］
［削る。］

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)
イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　令和六年五月三十一日において現に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁告示第三号）第二条の規定による改正前の障害児通所給付費等単位数表（以下「旧障害児通所給付費等単位数表」という。）の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
(2)　イの(1)の(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
(2)　イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。
(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。
a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。
a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
［加える。］

［加える。］

［加える。］

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

［加える。］

リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで及び(8)から⑽までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

［加える。］

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

［加える。］

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで及び(8)から⑽までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠　次に掲げる要件の全てに適合すること。

ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

㈡　次に掲げる要件の全てに適合すること。

ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

［加える。］

ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)㈠及び㈡に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

［加える。］

カ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

［加える。］

ヨ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

［加える。］

タ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

［加える。］

レ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

［加える。］

ソ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

［加える。］

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

三　削除

三　通所給付費等単位数表第１の14の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2)　当該指定児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3)　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4)　当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5)　児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。

(6)　児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三の二　通所給付費等単位数表第１の15の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ　指定児童発達支援事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ　当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ　児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

［四～九　同上］

十　通所給付費等単位数表第３の12の注のこども家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

十の二　通所給付費等単位数表第３の13の注のこども家庭庁長官が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

［十の二の二～十の二の四　同上］

十の三　通所給付費等単位数表第４の４の注のこども家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

［四～九　略］

十及び十の二　削除

［十の二の二～十の二の四　略］

十の三　通所給付費等単位数表第４の４の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

第二号イの(1)の㈠及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

第二号第二号イの(1)の㈠、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)の㈡及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)（一）及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)（一）及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)（一）及び（二）に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

（一）　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

（二）　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

十の四及び十の五　削除

十の四　通所給付費等単位数表第４の５の注のこども家庭庁長官が定める基準

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ　当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ　居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。

ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト　への処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

［十の六～十の八　略］

十一　通所給付費等単位数表第５の３の注のこども家庭庁長官が定める基準第十号の規定を準用する。

十二及び十二の二　削除

［十二の三～十二の十二　略］

十二の十三及び十二の十四　削除

［十二の十五～十二の二十二　略］

十二の二十三及び十二の二十四　削除

［十二の二十五～十二の三十　略］

十二の三十一及び十二の三十二　削除

［十二の三十三～十六　略］

十七及び十七の二　削除

［十七の三～十八　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の一部改正）

第十八条　こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の児童発達支援給付費の注３の(1)及び注４並びに別表十の五　通所給付費等単位数表第４の６の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の二の規定を準用する。 ［十の六～十の八　同上］ 十一　通所給付費等単位数表第５の３の注のこども家庭庁長官が定める基準第二号の規定を準用する。 十二　通所給付費等単位数表第５の４の注のこども家庭庁長官が定める基準第十号の三の規定を準用する。 十二の二　通所給付費等単位数表第５の５の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の二の規定を準用する。 ［十二の三～十二の十二　同上］ 十二の十三　経過的通所給付費等単位数表第１の20の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の規定を準用する。 十二の十四　経過的通所給付費等単位数表第１の21の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の二の規定を準用する。 ［十二の十五～十二の二十二　同上］ 十二の二十三　経過的通所給付費等単位数表第２の20の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の規定を準用する。 十二の二十四　経過的通所給付費等単位数表第２の21の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の二の規定を準用する。 ［十二の二十五～十二の三十　同上］ 十二の三十一　経過的通所給付費等単位数表第３の19の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の規定を準用する。 十二の三十二　経過的通所給付費等単位数表第３の20の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の二の規定を準用する。 ［十二の三十三～十六　同上］ 十七　入所給付費単位数表第１の11の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の規定を準用する。 十七の二　入所給付費単位数表第１の12の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の二の規定を準用する。 ［十七の三～十八　同上］ 十九　入所給付費単位数表第２の７の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の規定を準用する。 二十　入所給付費単位数表第２の８の注のこども家庭庁長官が定める基準第三号の二の規定を準用する。	一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の児童発達支援給付費の注３の(1)及び注４のこども家

２経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１の注４の⑴及び注５並びに第２の１の注２の⑴及び注３のこども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

［イ～ハ　略］

二　削除

［イ～ハ　同上］

二　通所給付費等単位数表第２の１の医療型児童発達支援給付費の注２の⑴及び注３のこども家庭庁長官が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
指定医療型児童発達支援事業所の障害児の数が次の⑴又は⑵に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合 ⑴　過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡のいずれかに該当する場合 ㈠　利用定員が十一人以下　利用定員（指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合 ㈡　利用定員が十二人以上　利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合 ⑵　一日の障害児の数が、次の㈠又は㈡のいずれかに該当する場合 ㈠　利用定員が五十人以下　利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合 ㈡　利用定員が五十一人以上　利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を超える場合	百分の七十

ロ　指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関（法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

こども家庭庁長官が定める営業時間の時間数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定医療型児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。 (2)　指定発達支援医療機関の場合にあっては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。	百分の八十五
指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定医療型児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。 (2)　指定発達支援医療機関の場合にあっては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。	百分の七十

［三～三の三　略］

三の四　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表２経過的障害児通所給付費等単位数表第３の１の医療型経過的児童発達支援給付費の注２の⑴及び注３のこども家庭庁長官が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　旧指定医療型児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号ハに規定する旧指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

［三～三の三　同上］

［号を加える。］

こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
旧指定医療型児童発達支援事業所の障害児の数が次の(1)又は(2)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合 (1)　過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡のいずれかに該当する場合 ㈠　利用定員が十一人以下　利用定員（指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合 ㈡　利用定員が十二人以上　利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合 (2)　一日の障害児の数が、次の㈠又は㈡のいずれかに該当する場合 ㈠　利用定員が五十人以下　利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合 ㈡　利用定員が五十一人以上　利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合	百分の七十
ロ　旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号ハに規定する旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。	

こども家庭庁長官が定める営業時間の時間数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　旧指定医療型児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	百分の八十五

⑵　旧指定発達支援医療機関の場合にあっては指定児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。	
旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合 ⑴　旧指定医療型児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。 ⑵　旧指定発達支援医療機関の場合にあっては指定児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。	百分の七十

［四　略］

［四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十九条　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の１の注１の⑴及び注２の⑴のこども家庭庁長官が定める基準 次に掲げる基準を満たすこと。ただし、算定告示別表１の注８に規定する特別地域のうち、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在する指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）においては、イの⑴の㈣及び⑵の㈠、ロの⑴の㈡及び⑵の㈢、ハの⑴の㈡及び⑵の㈢並びにニの⑶に掲げる基準については、配置される常勤の相談支援専門員（同項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していることに代えて、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「計画相談支援指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定特定相談支援	一　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の１の注１及び注２のこども家庭庁長官が定める基準

事業所をいう。以下同じ。）に配置される相談支援専門員であって、相談支援従事者現任研修を修了している者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。

イ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二)　略

(三)　指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員（指定基準第三条第四項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(四)　基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行っていること。

(五)　略

(六)　障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下単に「協議会」という。）に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

(七)　基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

(八)　運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。以下同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること又は同条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

(九)　当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設

イ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　他の指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二)　同上

(三)　指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員（指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(四)　基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）を提供していること。

(五)　同上

［加える。］

［加える。］

(六)　運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。

(七)　当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第二百六条の十三第一項に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）、指定計画相談支援（指定基準第三条第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）その他これに類する職務に従事することができる。

(十)　当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(十一)　［略］

(2)　(1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)から(七)までの基準に適合すること。

(二)　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

［三　略］

ロ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)から(八)まで、(十)及び(十一)の基準に適合すること。

(二)　当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(2)　(1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)から(七)までの基準に適合すること。

(二)　［略］

(三)　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(六)　当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。

(九)　［同上］

(2)　(1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二)　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

［三　同上］

ロ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。

(二)　当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2)　(1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二)　同上

(三)　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(七)の基準に適合すること。

(二)　当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(2)　(1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)及び(三)から(七)までの基準に適合すること。

〔(二)　略〕

(三)　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

ニ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。

(2)　イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(3)　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするとともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

二　算定告示別表の１の注６のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2)　指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）、指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス等基準第二百六条の十四第一項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（指定地域相談支援基準第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3)　市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ハ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(九)の基準に適合すること。

(二)　当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2)　(1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。

〔(二)　同上〕

(三)　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ニ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

(2)　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするとともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

〔「加える。」を「号を加える。」〕

ロ　次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

(1)　イの(1)の基準に適合すること。

(2)　指定障害児相談支援の事業及び指定計画相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。

(3)　当該指定障害児相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置されており、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

三‖　算定告示別表の３の注１のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

［ロ　略］

四‖　算定告示別表の４の注１のこども家庭庁長官が定める基準

イ　主任相談支援専門員配置加算(I)

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定障害児相談支援事業所、法第四十三条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定障害児相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所であって、主任相談支援専門員（算定告示別表の４の注１に規定する主任相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。

ロ　主任相談支援専門員配置加算(II)

主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。

［略］

五‖　算定告示別表の12の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　行動障害支援体制加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「実践研修修了者」という。）を一名以上配置していること。

二‖　算定告示別表の３の注１のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

［ロ　同上］

［号を加える。］

三‖　［同上］

四‖　算定告示別表の12の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

(2)　実践研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3)　実践研修修了者が、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児（以下「強度行動障害児」という。）の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第六号のイの(3)に規定する強度行動障害者をいう。）又は強度行動障害児に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

ロ　行動障害支援体制加算(II)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

七　算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　要医療児者支援体制加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。

五　算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

(1)　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第七十八条第三項に規定する事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。

(2)　医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3)　医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表第１の１の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「医療的ケア児」という。）の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児又は医療的ケア児と同等の医療行為を必要とする状態である十八歳以上の者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ　要医療児者支援体制加算(II)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

八　算定告示別表の14の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　精神障害者支援体制加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「精神障害者研修修了者」という。）を一名以上配置していること。

(2)　精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3)　精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等であって、障害児相談支援対象保護者に係る障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。

等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。

六　算定告示別表の14の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

(4)　精神障害者研修修了者が、精神に障害のある児童（法第四条第二項に規定する精神に障害のある児童をいう。）に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に精神障害者（障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ　精神障害者支援体制加算(II)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

九　算定告示別表の14の2の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　高次脳機能障害支援体制加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。

(2)　高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3)　高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であって満十八歳に満たないものの保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ　高次脳機能障害支援体制加算(II)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

十　算定告示別表の15の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であって、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(1)　障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であったと市町村長が認める者

(2)　管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者

ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。

［ロ・ハ　略］

十一　算定告示別表の16の注のこども家庭庁長官が定める基準

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

［号を加える。］

七　算定告示別表の15の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一)　障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であったと市町村長が認める者

(二)　管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者

ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。

［ロ・ハ　同上］

八　算定告示別表の16の注及び17の注のこども家庭庁長官が定める基準

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

十二　算定告示別表の17の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ　拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間は、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

備考　表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者の一部改正）

第二十条　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成二十年厚生労働省告示第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表４に規定することも家庭庁長官が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十九項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であって、当該業務に三年以上従事した後に、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表４に規定することも家庭庁長官が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であって、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条、第十七条及び附則第三条の規定　令和六年六月一日

二　第二条中児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第１の１の注３に⑷を加える改正規定、同表第３の１の注４に⑷を加える改正規定、同表第４の１の注３に⑶を加える改正規定及び同表第５の１の注２に⑷を加える改正規定並びに同告示別表２経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１の注４に⑷を加える改正規定、同表第２の１の注２に⑷を加える改正規定及び同表第３の１の注２に⑶を加える改正規定　令和七年四月一日

三　第十条中指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの第二号の改正規定（「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）及び第二十条中児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者の改正規定（「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

第二条　令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表の第１の１の注６、第３の１の注６の３、第４の１の注７及び第５の１の注６並びに別表２経過的障害児通所給付費等単位数表の第１の１の注８、第２の１の注６及び第３の１の注６、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準障害児入所給付費単位数表第１の１の注３の３及び第２の１の注３の３並びに第五条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表１の注６の規定は適用しない。ただし、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス給付費、主として難聴児経過的児童発達支援給付費、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費、医療型経過的児童発達支援給付費、福祉型障害児入所施設給付費又は医療型障害児入所施設給付費を算定している事業所又は施設が、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

第三条　令和七年三月三十一日までの間は、第十七条の規定による改正後のこども家庭庁長官が定める児童等（以下この条において「改正後児童等基準」という。）第二号イの(1)の㈠（改正後児童等基準第九号、第十二号の十二、第十二号の二十二、第十二号の三十、第十六号及び第十八号において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、同号イの(1)の㈡（改正後児童等基準第九号、第十二号の十二、第十二号の二十二、第十二号の三十、第十六号及び第十八号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後児童等基準第二号イの(1)の㈡中「賃金改善後」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後」とする。

２　令和六年五月三十一日において現に福祉・介護職員処遇改善加算（第二条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（以下この項において「旧通所給付費等単位数表」という。）第１の13、第３の11、第４の４及び第５の３並びに別表２経過的障害児通所給付費等単位数表（以下この項において「旧経過的通所給付費等単位数表」という。）第１の19、第２の19及び第３の18並びに第四条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（以下この項において「旧入所給付費単位数表」という。）第１の10及び第２の６の福祉・介護職員処遇改善加算をいう。）を算定しており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（旧通所給付費等単位数表第１の15、第３の13、第４の６及び第５の５、旧経過的通所給付費等単位数表第１の21、第２の21及び第３の20並びに旧入所給付費単位数表第１の12及び第２の８の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。）を算定していない事業所又は施設が、令和八年三月三十一日までの間において、福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)まで（第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第１の13、第３の11、第４の４及び第５の３並びに別表２経過的障害児通所給付費等単位数表第１の19、第２の19及び第３の18並びに第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表第１の10及び第２の６の福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までをいう。）のいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を福祉・介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

第四条　令和六年三月三十一日において、第十九条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準第一号イ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する指定障害児相談支援事業所については、令和七年三月三十一日までの間、第十九条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（以下この条において「改正後指定障害児相談支援基準」という。）第一号イの(1)の㈥及び㈦の基準に適合しているものとみなして改正後指定障害児相談支援基準第一号イ、ロ及びハの規定を適用する。